## 第一〇二圖　篠島　帝井

愛知縣知多郡篠島村

愛知縣知多郡篠島村字照濱にあり。延元三年九月、東國經營のため、伊勢大湊を出帆せる兵船が、颶風に遭うて四方に漂蕩せる中に、義良親王の御座船が篠島に漂着せることはあまりにも有名なことで、神皇正統記、元弘日記裏記、新葉集、櫻雲記等に見え疑ふ餘地はない。帝井は親王此の島に御滯留中地を相して穿たしめ給へるものと言ひ傳へて、島民尊重し、飲料には用ふるも、汚物の洗濯などには決して使用せず、水質良好、未だ嘗て枯渴したことはないと言ひ傳へらる。右側に有栖川宮熾仁親王の篆額を仰ぎ時の愛知縣令國貞廉平の撰文碑が建てられてゐる。

因に當時親王の御座所となつたのは、どこであつたか定かでないが、字東山丘上當時尚存せし篠島城内とも、又古城山妙見齋と稱する禪刹とも言ひ傳へらる。城趾には大正四年愛知縣より「篠島聖跡」と刻せる建碑あり、妙見齋明治初年廢寺となりその一部は小學校の敷地となつてゐる。

## 第一〇三圖　羽豆崎城趾　其ノ一

愛知縣知多郡師崎町

知多半島の南端、此の地一小山を成し、三面斷崖海中に斗出し、西伊勢灣を隔てゝ伊勢の朝熊岳神島を望み、東から南へ三河灣内の佐久・日間賀・篠島渥美半島を双眸の裡に收むるといふ形勝の地で、寫眞前方に見ゆるは篠島である。いまめ樫が生ひ茂つて全山を蔽ひ、丘上中央の所に式内幡豆神社鎭座（現今縣社）尾張名所圖繪に據ると、幡豆城は、此の丘陵の北隣日和山にあつたと見えてゐるが、地形から考へて、此の丘上前述幡豆崎神社の北隣にあつたと觀るのが妥當と考へる。

尾張名所圖繪に、「中古熱田大宮司築きてこれに居れり。其後脇屋刑部義助暫く此城に住す。正平年中將軍宗良親王また此城に住居し給ふ」と見え、築城の年次は不明なれど、可なり古いもので、熱田大宮司家の支配下にあり、南北朝時代には、吉野朝の勢力範圍に歸したこと丈けは推知することが出來るのである。

## 第一〇四圖　羽豆崎城趾　其ノ二

愛知縣知多郡師崎町

尾張國知多半島の南端羽豆崎城が、篠島城と共に、吉野朝のために、東北との海上連絡といふ極めて大切な役割を演じてゐたことは、とくに注目すべきことで、別項所載尾張名所圖繪の記事によつても略推知されることであるが、なほ田中文書にも、興國四年北畠親房關東の經營成らず、常陸の關城から脫出して、海路此城に着かれ、伊勢の村松家行神主の保護を得て吉野へ歸られしこと、又貞和四年（正平三年）伊勢の南黨が北畠顯信を奉じて此の城に據りしこと等見え、少くとも延元以來、吉野と東北根據地との連絡中繼地となつてゐたことは確である。尾張名所圖繪に「脇屋義助暫く此城に住す」とあるは、義助が美濃の根尾城を追ひ落され、潛行して此の城に入り、伊勢を經て吉野へ參つたといふ大平記の記事に據つたものらしく、又宗良親王にも、信濃から、尾張犬山を經て鳴海浦に出で、二首の御詠歌ありし旨、新葉李花兩集の詞書に見え、恐らく此の城を經て吉野へ參り給ひしものと拜察される。



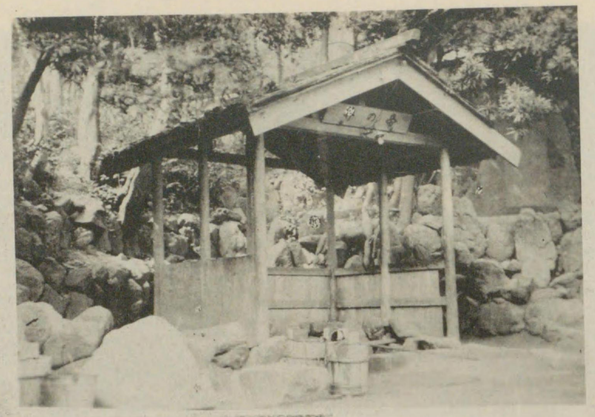

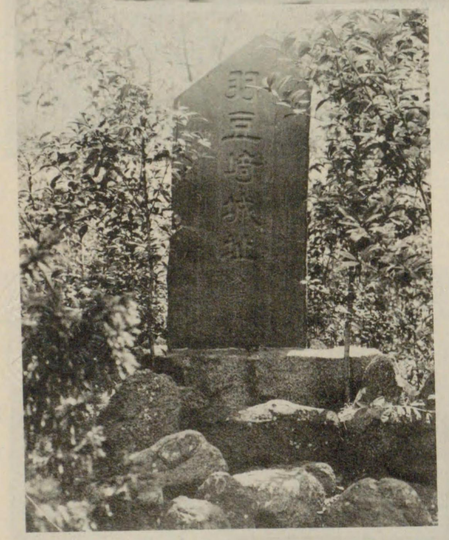


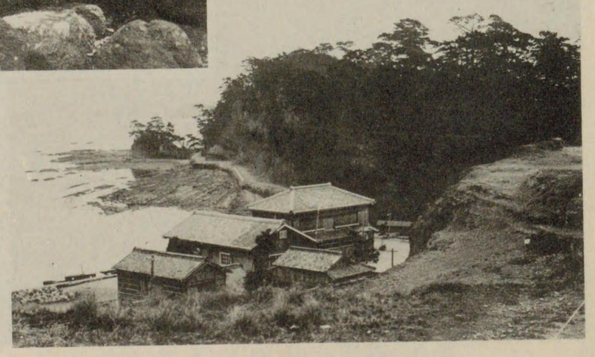

第一〇二圖（上）　篠島　帝井

第一〇三圖（下）　羽豆崎城趾　其の一

第一〇四圖（中）　羽豆崎城趾　其の二

第一〇五圖　足助神社

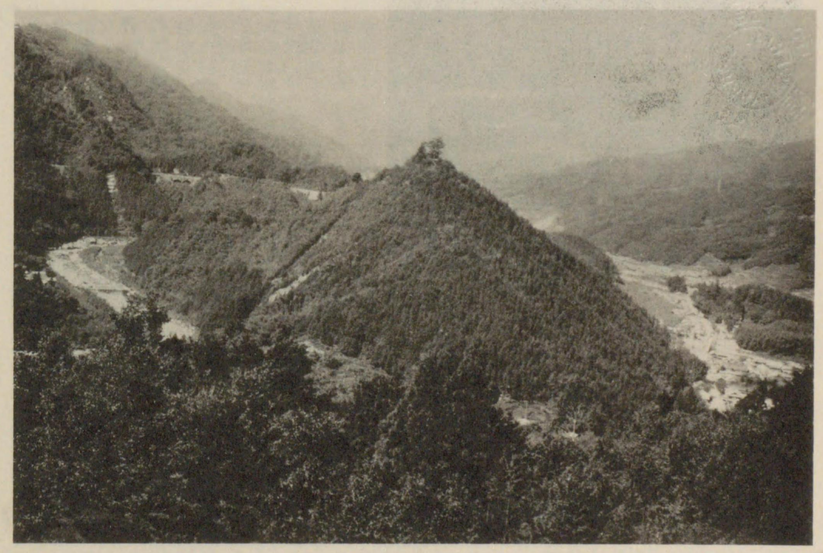

第一〇六圖　飯盛山城阯



## 第一〇五圖　足助神社

愛知縣東加茂郡足助町

元弘笠置の難に勤王の魁をなし軍忠を抽んでし、足助次郎重範公を祀れる神社。足助町字宮平に在り。明治廿四年特旨を以て正四位を贈らるゝや、部民相議り、神社創建を計畫し、明治廿七年二月成る。大正四年更らに郡内有志の寄附に由り神殿の修繕を遂ぐ。例祭は公が京都六條磧に斬られし元弘二年五月三日の命日を選び、毎年その日に執行することゝなつた。神社は郷社足助八幡宮に隣接し、境内も狹く、社格も無格社のまゝであるのを遺憾とし、今年建武中興六百年に際し、盛大なる臨時大祭を執行、昇格の運動を起すに至つた。

## 第一〇六圖　飯盛山城阯

愛知縣東加茂郡足助町

愛知縣岡崎市から北へ、矢作川を溯ること二里、左岸へ注ぐ足助川に沿ふて更らに東北へ五里、山勢漸く迫つて、左岸に巴川の合流する處、土地やゝ開けて、一小盆地を成す。こゝ元弘笠置の御一擧に馳せ參じて勤王軍の魁をなし、軍忠を抽んでし忠臣足助重範の本據である。足助の地は、元高橋新庄と稱し、皇室直轄の御領（八條院御領の一部で、大覺寺皇統の御所領となつてゐた。）で、從つて足助氏は代々所謂非御家人の氏族で、鎌倉幕府支配下の武士ではなく、むしろ朝廷に關係の深い家であつた。重範が勤王義軍の魁をなし、重範歿後も、三郎重春以下の一族が延元から興國へかけ永く正朝の支援と成つたのは、かやうな關係も因をなしてゐたと思はれる。飯盛城阯は町の南方、巴川の合流せる所鬱蒼と茂れる丘陵で、右に見えるが足助川、左が巴川、山腹に空壕らしい跡も見えず、この兩川を自然の濠に利用したらしい。別項眞弓山は重範の居城、飯盛山はその邸阯と言ひ傳ふれど定かでない。

## 第一〇七圖　眞弓山城阯

愛知縣東加茂郡足助町

足助町の東北數丁のところに屹立し、飯盛山と東西相對峙す。山頂は平衍で飯盛山、足助、巴の兩川から、足助全市街を双眸の裡に收め、展望特によろしい。山頂には明治廿五年二月、時の內務大臣品川彌二郎子爵の撰に係る大碑が建てられ、又昭和五年五月、寶珠院同信會により、碑石の南方數十歩の處に、足助重春の歌碑が建てられ、忠臣一族の遺蹟が不朽に傳へられるやうになつた。重春と重範との續柄は分明でないが、重範殉難後、足助一族を統率して、正朝の支援に努力したことは確かで、興國の初、屢〻使を遠江井伊城に遣はして宗良親王を奉迎せんとしたことは、親王の御集李花集雜の部「ひとすぢに」の御詠の詞書に明かである。前記歌碑の歌は、

こゝろなき尾花か袖も露そおく秋はいかなる夕なるらむ

といふので、松平乘統子爵の筆である。

## 第一〇八圖　官幣中社井伊谷宮

靜岡縣引佐郡井伊谷村字矢畑

後醍醐天皇皇子一品中務卿宗良親王を祀る。

元弘以來父帝を扶け、尊雲法親王（護良）と共に、中興の大業を翼贊せられ、笠置落城後武家のために、讃岐に遷され給ひしが、中興の業成るに及んで還京、延元以來遠江井伊城を根據として東國の經營に當り給ひ、井伊介道政、狩野介貞長、足助重春、香坂高宗等心を傾けて支援せしも、興國元年井伊城陷り、爾來駿河、甲斐、信濃、越中、越後の間を往來し、正平七年には、新田氏の一族を指揮して關東に御進出、一時勢を得られしも、爾來振はず、流離竄匿具さに艱苦を嘗めさせられ、元中二年八月遂に井伊谷に薨じ給ふ。皇族の御身を以て元弘元年以來、前後實に五十有三年の久しきに亙つて、恢復のために拂ひ給ひし御心勞は、前後匹儔なきことゝ思ふ。明治元年王政復古とともに當宮御造營仰せ出され、二年三月竣功、六年六月官幣中社に御列格、親王に尤も緣深き井伊谷に御鎭座あり、御神威いや高く仰ぎ奉ることになつた。



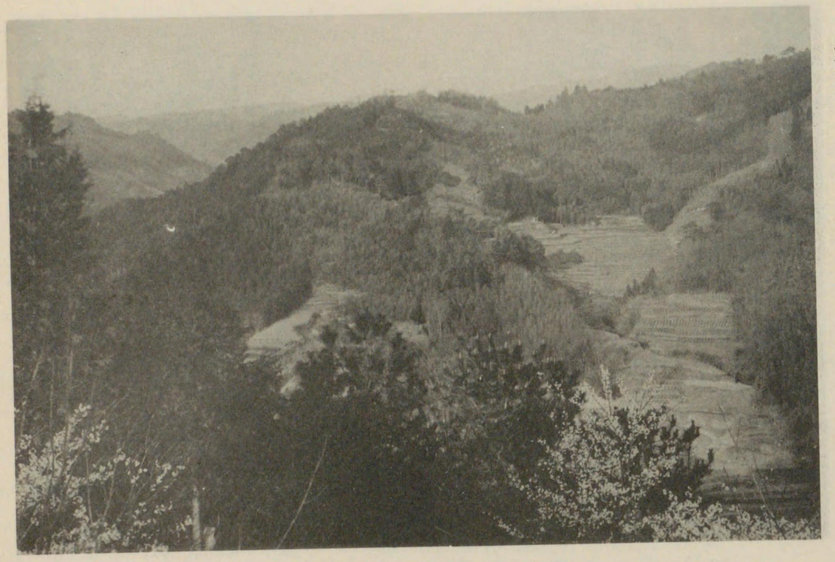

第一〇七圖　眞弓山城阯

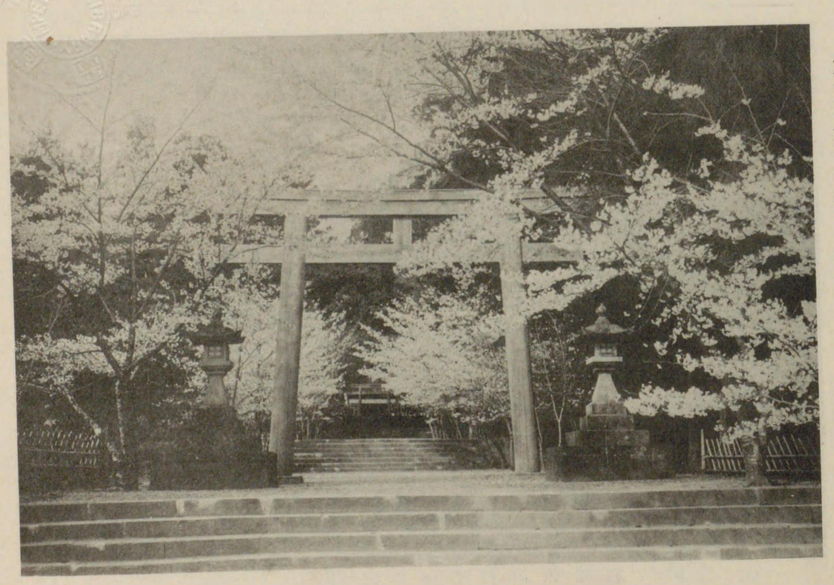

第一〇八圖　官幣中社井伊谷宮

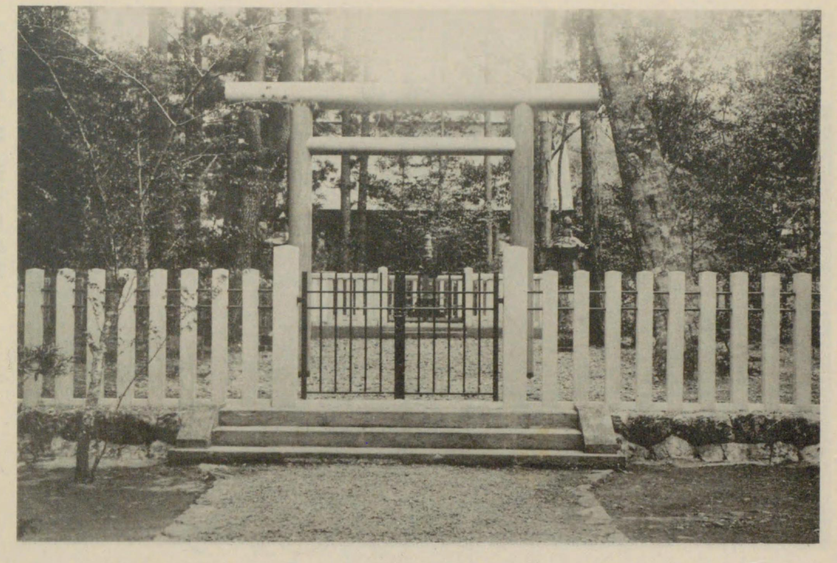

第一〇九圖　宗良親王御墓

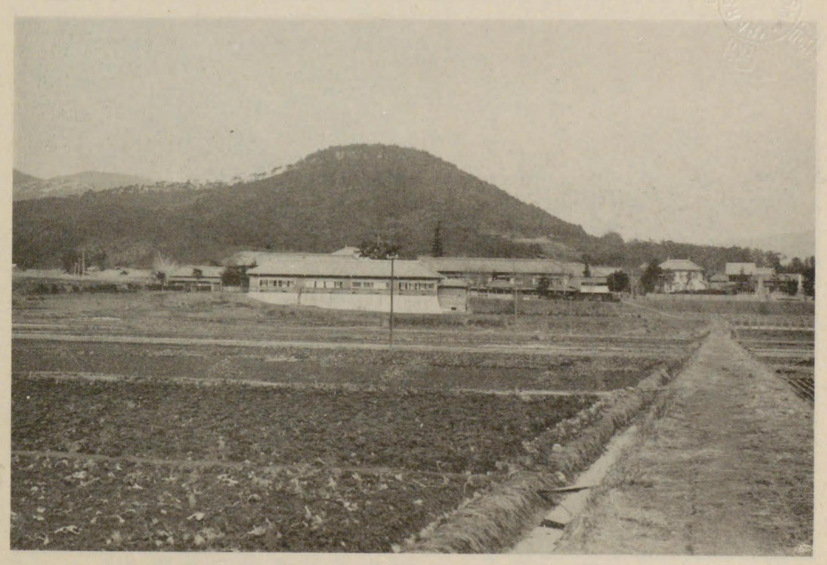

第一一〇圖　井伊城阯



## 第一〇九圖　宗良親王御墓

官幣中社井伊谷宮御境内

宗良親王の御晩年は、據るべき典籍、文書に乏しく頗る不明で、從つて御墓所も定かでなかつたが、遠州引佐郡井伊谷村龍潭寺境内所在の御墓が御治定になり、現今官幣中社井伊谷宮御本殿の裏にあるのが即ちそれである。畏けれど、もとは、極めてさゝやかなものであつたらしく、寛保二年信濃伊那郡阿島の領主知久頼久が寶塔を建てゝから、御規模やゝ備はり、井伊谷宮御創立と共に、御墓所も宮の御境内に組み入れられ、追々と御修復、本宮と御陵墓と相並んで御神德いや高く仰がるゝに至つた。知久氏の建てし寶塔は高さ五尺八寸六分、表面には、

元中二乙丑年
冷湛寺殿
八月十日

と刻し、裏面には、八行に亙つて寶塔建立の趣旨を刻し、終りに、

寛保第二壬戌歳、知久監物源頼久、現住龍潭比丘獨叟誌とあり、寶塔が西向して建てられたのは、舊都恢復を終生の念願とせられし親王の御遺烈を汲みし心しらひと承る。

## 第一一〇圖　井伊城阯

静岡縣引佐郡井伊谷村

遠江國濱名湖を圍れる今日の濱名引佐兩郡に亙れる平野は、吉野朝時代に於ける南方義軍の一根據地で、今日の井伊谷宮の北方約半里の所に城山あり、城山の東北約廿丁の所に一段高く聳ゆる三嶽山が井伊の本城、又三嶽山の西北方峯つゞき半里許りの所に大平城（おいだいら）阯あり、之れが詰の城と思はれる。此の外濱名湖の西岸入出村に于頭山（うづやま）城、橋本（今日の濱松市）の西に鴨江城等の出城があつて、三段の構へをなし、東西の武家方に對抗したものと思はれる。宗良親王を奉じてその中心に立つたのは、井伊介道政で、前記城山の東南麓一帶の地がその居館の阯と思はれる。今は鋤かれて畑となつてゐるが、古井があちこちに殘り、墳も二ヶ所殘つて當年を偲ばせてゐる。瑠璃山年錄殘篇裏書（大福寺藏）に「暦應二年七月廿二日居井責」の文字見え、賊將高師泰、尾張高經等大擧來襲し、興國元年正月には、三嶽本城、八月には詰の城大平城迄追落され、親王には越後に落ち給ふたのである、

# 南山遺芳　古文書寫眞並解說

## 第一一一圖　後醍醐天皇綸旨

三重縣津市八幡町
別格官幣社結城神社藏

本文書は元弘三年四月十七日に、後醍醐天皇より結城宗廣卿の長男三河前司親朝に下された綸旨で、その奉者は左中將千種忠顯卿である。綸旨の下された元弘三年四月には、此れより先き天皇隱岐を遁れさせられて、伯耆の名和長年に賴られ、又此の月は足利高氏降伏して官軍の勢力、頓に增大した時である。この綸旨は北條高時の僭亂を責められ、親朝に對して、出羽陸奥兩國の軍勢を率ゐて、北條氏征伐に攻め上るべき旨を仰せられたものである。

被二綸旨一偏、
前相模守平高時法師、不レ顧二國家軌範一、猥背二君臣之禮儀一、掠二領於諸國一、令レ勞二苦万民一。僭亂之甚、何事如レ之乎。已爲二朝敵一、不レ遁二天罰一。爲レ却二彼凶黨一、所レ被レ擧二義兵一也。早相二催出羽陸奥兩國軍勢一、可レ企二征伐一。勳功之賞、宜レ依レ請者、天氣如レ此。悉レ之。
元弘三年四月十七日　左中將（花押）
結城參川前司館

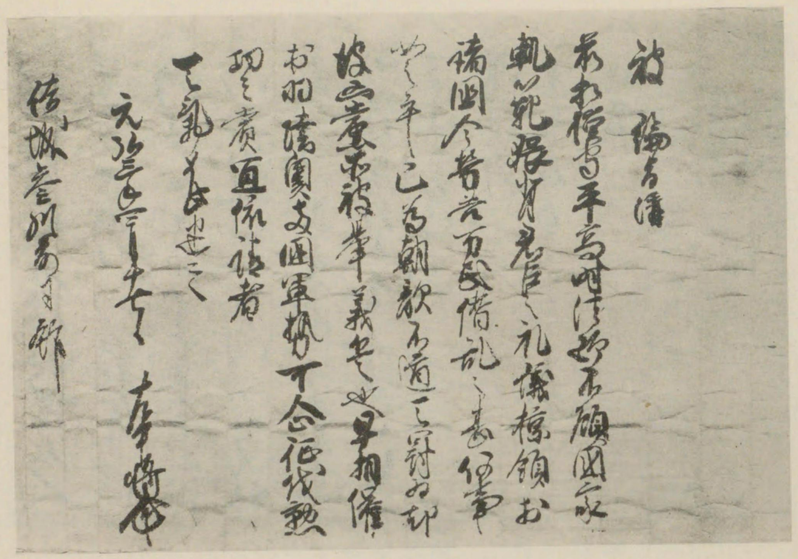

第一一一圖　後醍醐天皇綸旨

## 第一一二圖　後醍醐天皇綸旨

三重縣津市八幡町
別格官幣社結城神社藏

本文書は建武二年七月三日、後醍醐天皇より、結城上野入道宗廣卿に宛てた綸旨で、奉者は大膳大夫中御門經季である。建武中興の恩賞として、宗廣卿に陸奥國宇多庄を賜はつたときのもので、宇多庄は靈山城の東麓に當る地である。

陸奥國宇多庄、爲二勳功賞一、可レ令二知行一者、天氣如レ此。悉レ之以レ狀。
建武二年七月三日　大膳大夫（花押）
結城上野入道館

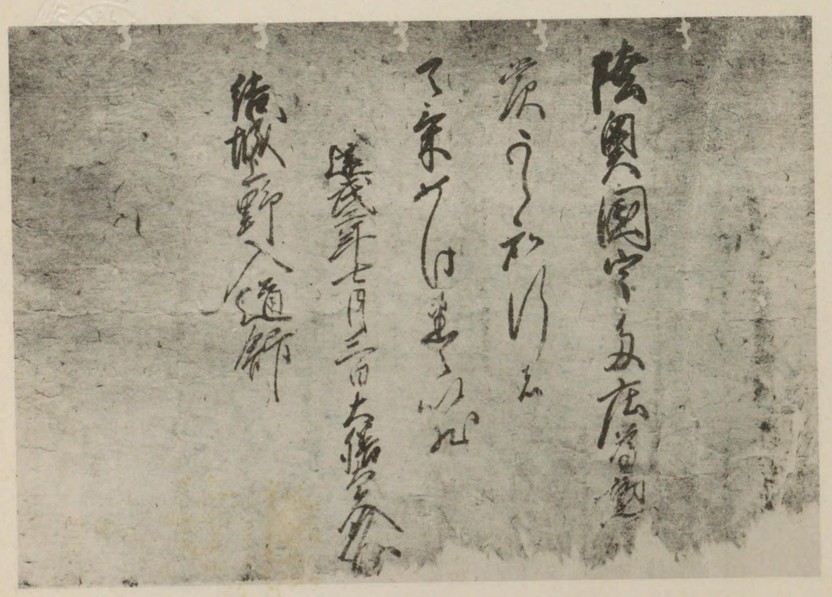

第一一二圖　後醍醐天皇綸旨

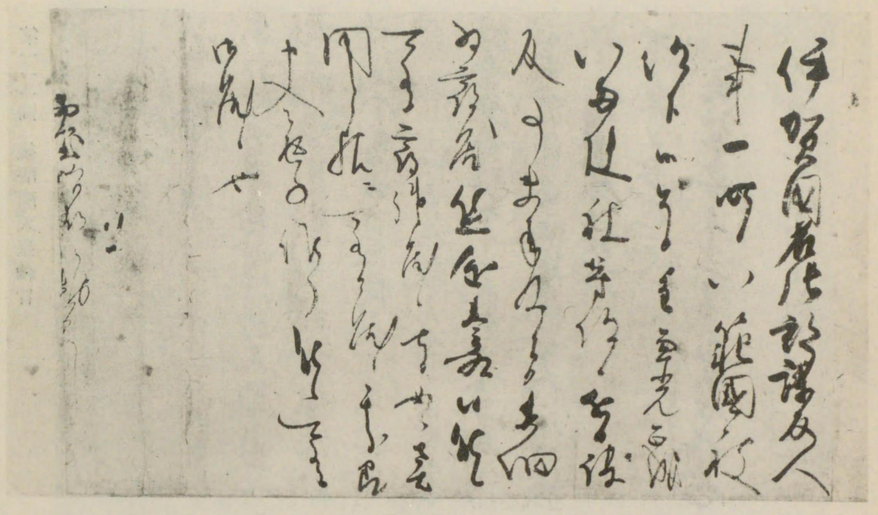



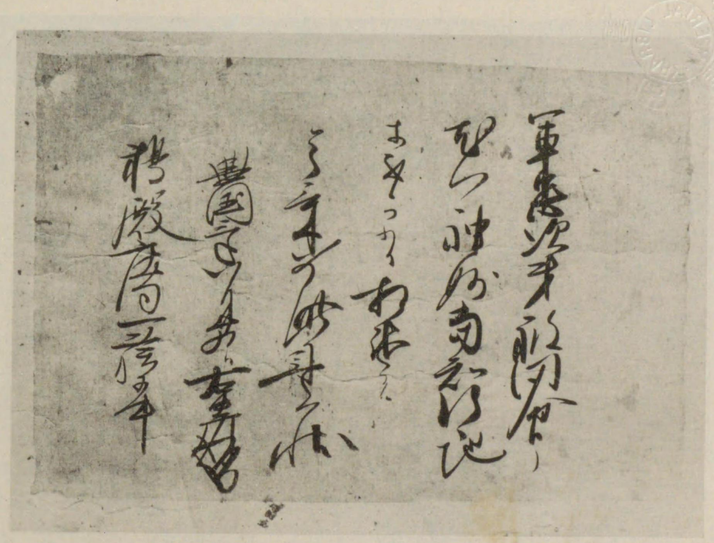



## 第一一三圖　後醍醐天皇御消息

三重縣桑名町
竹内文平氏所藏

本文書は後醍醐天皇御宸筆の御消息と傳へられてゐる一卷三通の中、最後の一通であつて、他の二通は三月廿八日附「拾遺黄門賀茂祭助成事」に關する御消息と、四月廿三日附の「慶頭罪科事」に關する御消息である。本文書は年月を明らかにしないが、内容は伊賀國名張郡謀叛人のことについて、楠木正成公等をして沙汰せしめたものである。

伊賀國名張郡謀反人事。一昨日以二範國一被二仰下一候。今日重兼光、正成以二兩使一被二尋仰一候。近日謀反事。未二承及一候間。委細爲二尋沙汰一。態遂二奏啓一候。能々可レ有二尋御沙汰一候旨如レ候。左右聞候樣。可レ有二御沙汰一候。其分即申入。御返事候了。能々可レ有二御沙汰一候也。

西室僧都御房

## 第一一四圖　後村上天皇綸旨

和歌山縣新宮市新宮町
山本互堂氏藏

本文書は興國三年八月廿九日、後村上天皇より熊野の鵜殿庄司一族中に宛てたもので、所謂髻綸旨の形式である。奉者の右中辨は誰であるか詳でない。鵜殿庄司の軍忠を聞食され、當知行地を安堵せしめられたものである。鵜殿庄は新宮市熊野川の對岸、三重縣南牟婁郡鵜殿村の地で、その鵜殿庄司といふのは、熊野八庄司の一人で、此のときの庄司は、鵜殿高義で、足利氏謀叛に際して、吉野朝に忠勤を抽んでた。

軍忠次第被二聞食一了。尤以神妙。當知行之地等、不レ可レ有二相違一者、
天氣如レ此、悉レ之以レ狀。
興國三年八月廿九日　右中辨（花押）
鵜殿庄司一族等中

## 第一一五圖　後村上天皇綸旨

和歌山縣新宮市新宮町
山本互堂氏藏

本文書は、年號を欠くが前圖と同じく、恐らく興國三年八月廿九日に、後村上天皇より、鵜殿庄司高義に下されたものである。所謂「髻綸旨」の形式で、その軍忠を賞せられたものである。

鵜殿庄司高義、軍忠之次第、被聞食了。尤以神妙者、
天氣如此、悉之以狀。
八月廿九日　　右中辨（花押）

## 第一一六圖　後村上天皇綸旨

和歌山縣新宮市新宮町
山本互堂氏藏

本文書も前二圖とともに、山本互堂氏の所藏で、興國三年八月廿九日に、後村上天皇より、鵜殿庄司に下された所謂「髻綸旨」である。內容も前二者と關連したもので、軍忠の賞として、その所領地を安堵せしめられたものである。世に以上の三通を「鵜殿文書」といふ。

當知行之地等、不可有相違者、
天氣如此、悉之以狀。
興國三年八月廿九日　右中辨（花押）
鵜殿庄司館



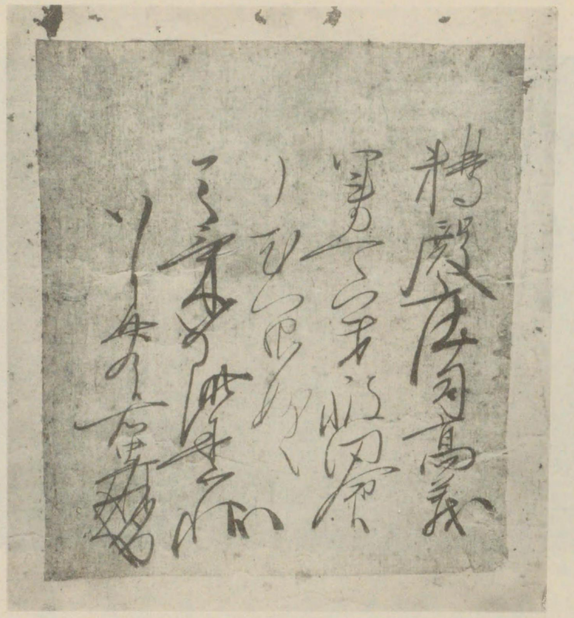

第一一五圖　後村上天皇綸旨

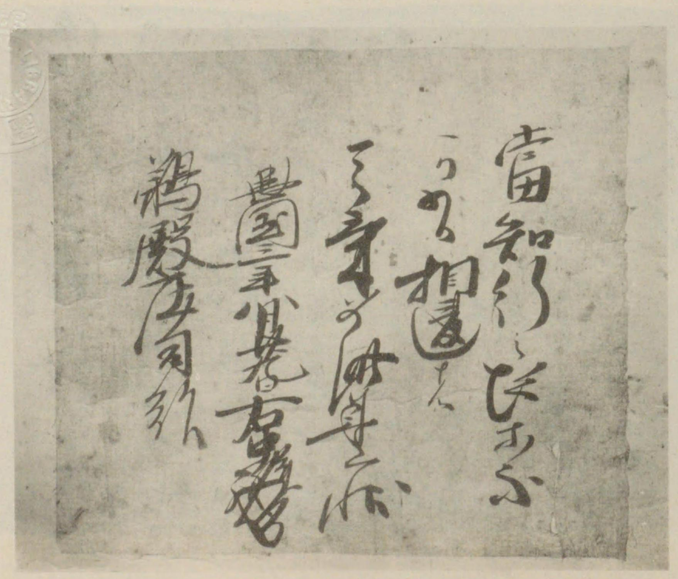

第一一六圖　後村上天皇綸旨

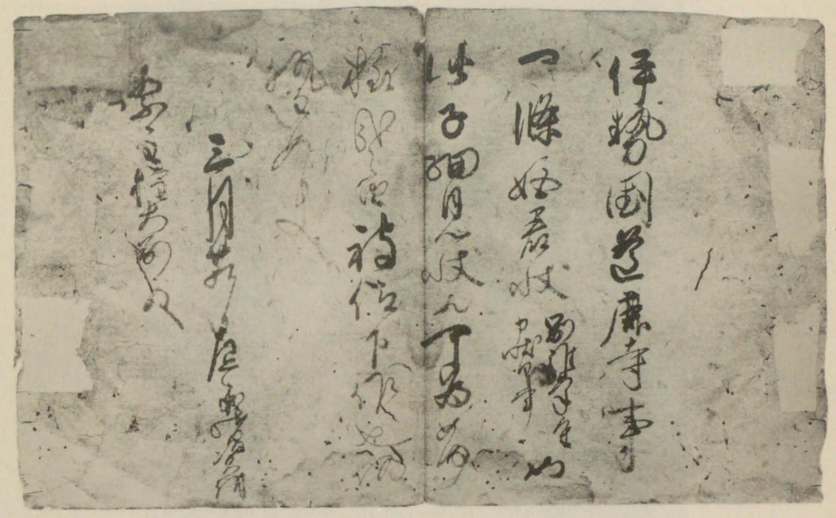

第一一七圖　日野資朝奉書

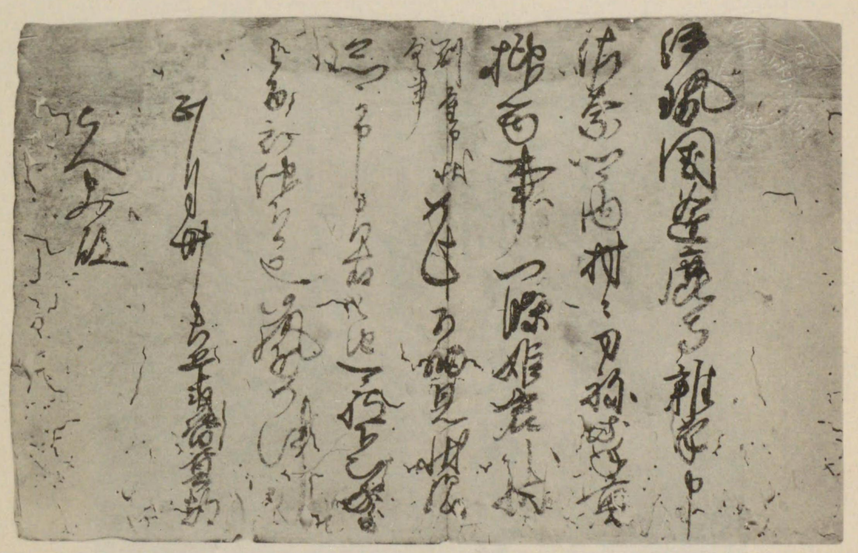

第一一八圖　日野資朝奉書



## 第一一七圖　日野資朝奉書

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

本文書は神宮文庫所藏元亨三年內宮遷宮記の紙背文書で、神宮祭主神祇權大副大中臣隆實卿に宛てた日野資朝卿が左兵衞督であつた時の奉書である。その三月廿九日は何年に當るか、詳でないが、資朝卿の左兵衞督に任ぜられたのは、「公卿補任」によると、後醍醐天皇の元亨元年から正中二年佐渡へ配流されるまでの四年間であるから、大體、その間のものであることには間違のないものである。內容は一條家に關係のある伊勢國多氣郡逢鹿(アヽカヽラ)寺の寺領年貢を、同所佐奈郷內の刀禰土民等が抑留することについて、祭主にその處置を依賴したものである。それは、逢鹿寺御願が皇太神宮御領とも關係があるからである。

伊勢國逢鹿寺事、一條姫君狀別雜掌重申狀具書如レ此。子細見レ狀歟。可レ爲二如何一樣哉之由、被二仰下一候也。仍執達如レ件。

三月廿九日　　左兵衞督資朝

祭主權大副殿

## 第一一八圖　日野資朝奉書

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

本文書は神宮文庫所藏、元亨三年內宮遷宮記の紙背に書かれてある日野資朝奉書の案文である。年號を欠くが資朝が左兵衞督に任ぜられた元亨元年から正中二年までの間の、正月卅日に、辨官局の大夫史に宛てたものである。內容は前圖と相關連したもので、伊勢國多氣郡逢鹿寺雜掌の申狀について、一條姫君から年貢の抑留を止められ度き旨の仰を、神宮祭主に下知するやう大夫史に仰下したものである。

伊勢國逢鹿寺雜掌申。佐奈郷內村々刀禰等、年貢抑留事、一條姫君狀副重申狀具書如レ此。子細見レ狀歟。忩可レ申二左右一之由、可レ被レ下二知祭主一之由、被二仰下一候也。仍執達如レ件。

正月卅日　　左兵衞督資朝

大夫史殿

## 第一一九圖　日野資朝奉書

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

本文書は元亨三年内宮遷宮記の紙背文書で、資朝が左兵衛督に任ぜられてゐた、元亨元年から正中二年までの間の四月五日に、神宮祭主神祇權大副大中臣隆實卿に宛てた奉書である。内容は三河國渥美郡橋良御厨内大垣村のことについて、此村が皇大神宮御領たる關係上、憲雅法印の申狀について、嚴密の沙汰を祭主に傳達したものである。

參河國橋良御厨内、大垣村事、憲雅法印狀副申書具如レ此。子細見レ狀歟。嚴密可レ被二尋沙汰一之由、被二仰下一之狀如レ件。

四月五日　　左兵衛督　資朝

祭主神祇權大副殿

## 第一二〇圖　兵部少輔爲宗奉書

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

本文書は、神宮文庫所藏元亨三年内宮遷宮記の紙背にあるもので、年號を缺くが二月七日に、兵部少輔爲宗が後醍醐天皇の御氣色を奉じ、日野資朝卿に下した綸旨である。資朝卿が左兵衛督に任ぜられてゐたのは、元亨元年から正中二年までの間のことであるから、その二月七日も、その間のことであることに間違はない。兵部少輔爲宗は、如何いふ人か詳でない。内容は伊勢國多氣郡麻續郷内、中麻續住人の狼藉をしたので、それを追捕するのについて、慈勝僧正の申狀により、神宮祭主隆實卿に尋沙汰を命ずるやうに申附けたものである。以上資朝卿關係の奉書は、正中の變の勤王公卿としての卿と、神宮との關係を見るべき資料としてこゝに擧げたものである。

伊勢國多氣郡麻續郷内、中麻續住人、追捕狼藉事、慈勝僧正狀副解狀具書如レ此。子細見レ狀候歟。可二尋沙汰一之由、可下令レ下二知祭主隆實朝臣一給上之旨、御氣色所レ候也。仍上啓如レ件。

二月七日　　兵部少輔爲宗

謹上　頭左兵衛督殿

第一一九圖　日野資朝奉書

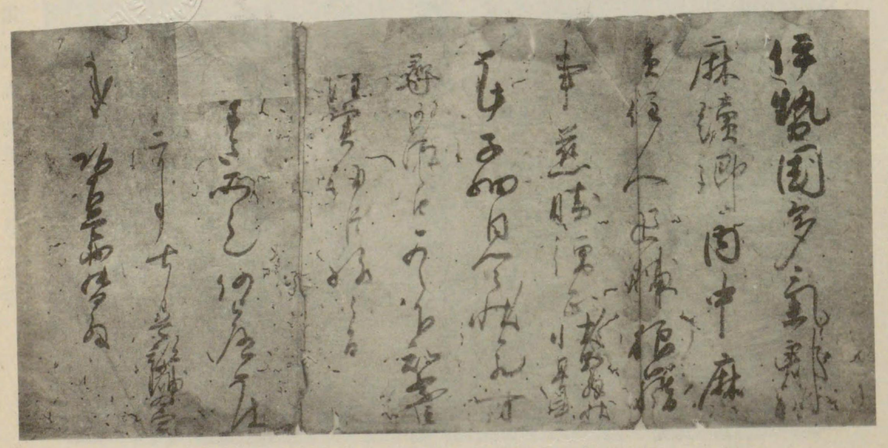

第一二〇圖　兵部少輔爲宗奉書

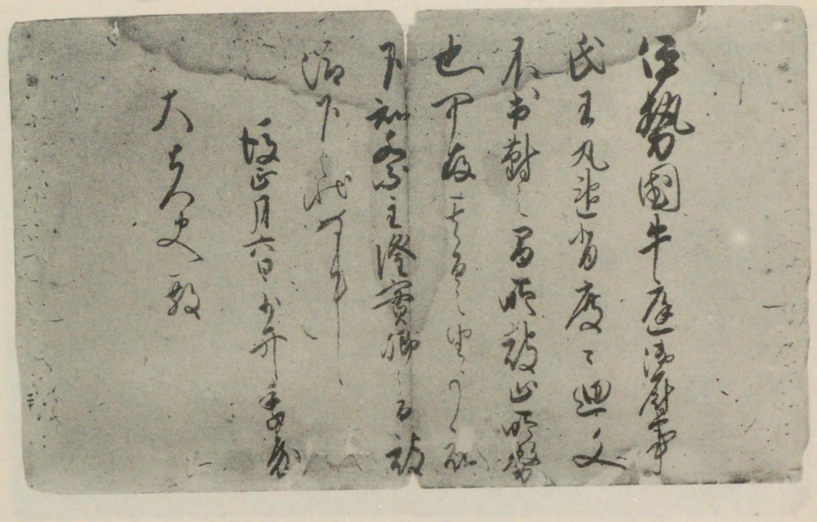

第一二一圖　萬里小路季房奉書

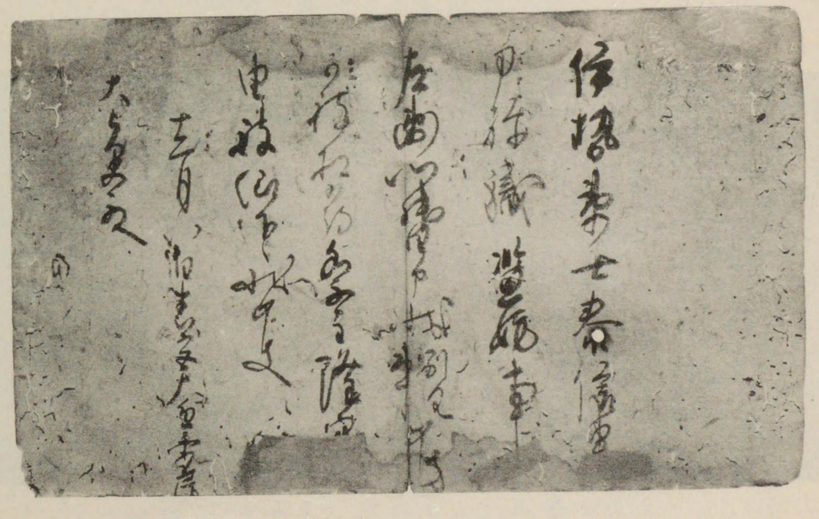

第一二二圖　萬里小路季房奉書



## 第一二一圖　萬里小路季房奉書

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

木文書は神宮文庫所藏元亨三年內宮遷宮記の紙背に書かれたもので、後醍醐天皇に親しく仕へまつゝた萬里小路季房の奉書で、正中二年閏正月六日に、辨官の大夫史に宛てたものである。內容は伊勢國度會郡牛庭(ウシバ)御厨について、氏王丸の所務を停止せらるゝ旨を、神宮祭主隆實卿に下知せられたき旨を仰下したものである。

伊勢國牛庭御厨事、氏王丸違二背度々廻文一不二出對一之間、所レ被レ止二所務一也。可レ存二其旨一之由、可レ被レ下二知祭主隆實卿一之旨、被二仰下一之狀、如レ件。

後正月六日　　少弁季房

大夫史殿

## 第一二二圖　萬里小路季房奉書

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

本文書は神宮文庫所藏元亨三年內宮遷宮記紙背に載せられた季房の奉書で、十二月八日に大夫史に宛てたものである。十二月八日は何年のそれであるか詳でないが、季房が東宮大進を勤めてゐた時代であり、祭主隆實卿が在職中であることから推せば元應元年以降元弘元年までの間のものである。內容は、伊勢衞士の泰信の申出により刀禰職濫妨のことについて、神宮祭主隆實卿にその實否を尋問せしむべき由を仰下されたものである。

伊勢衞士泰信申。刀禰職濫妨事、左衞門督申狀副具書如レ此。可レ被レ相二尋祭主隆實卿一之由、被二仰下一之狀、如レ件。

十二月八日　　春宮大進季房

大夫史殿

## 第一二三圖　北畠親房御教書

三重縣宇治山田市岩淵町
光明寺藏

本書は延元元年十二月廿一日、北畠親房公から、山田光明寺の惠觀禪師に宛てられた御教書である。袖判は北畠親房公の筆と傳へられ、奉者の源親直は公の家司である。內容は延元元年十二月廿一日、後醍醐天皇京都花山院を脫して、吉野に御遷幸の當日、南伊勢官軍の總帥として、大和、伊勢間の連絡をとつてゐた入道一品親房公が、官軍戰勝のため、光明寺の惠觀に命じて、大勝金剛の秘法を修せしめたものである。光明寺は今は宇治山田市岩淵町にあるが、舊は同市吹上町にあつたものである。又惠觀は俗說に結城宗廣卿の男といはれ、又官軍のために、伊勢志摩海岸地方から兵糧米を徵收することに盡力した勤王の僧である。

（袖判）

於光明寺、爲御祈禱、可令修大勝金剛法給之由、入道一品家可申旨候也。仍執達如件。

延元々年十二月廿一日　　源親直奉

惠觀御房

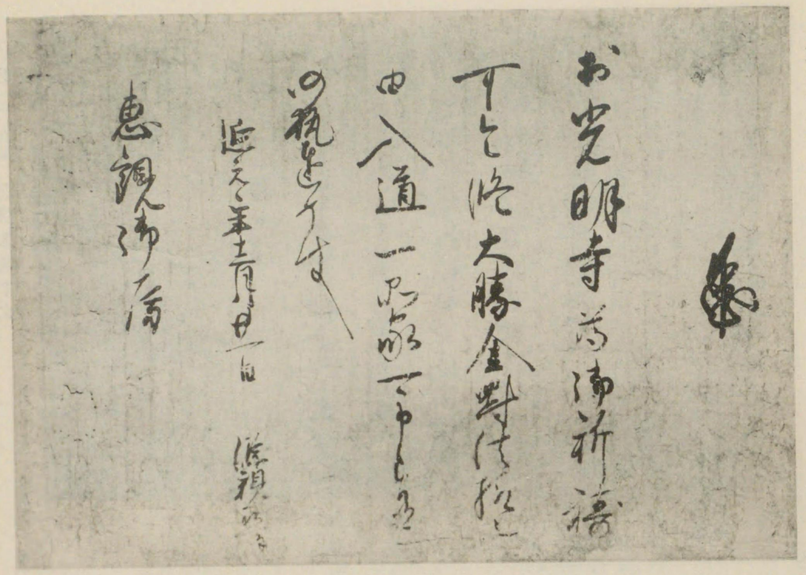

第一二三圖　北畠親房御教書

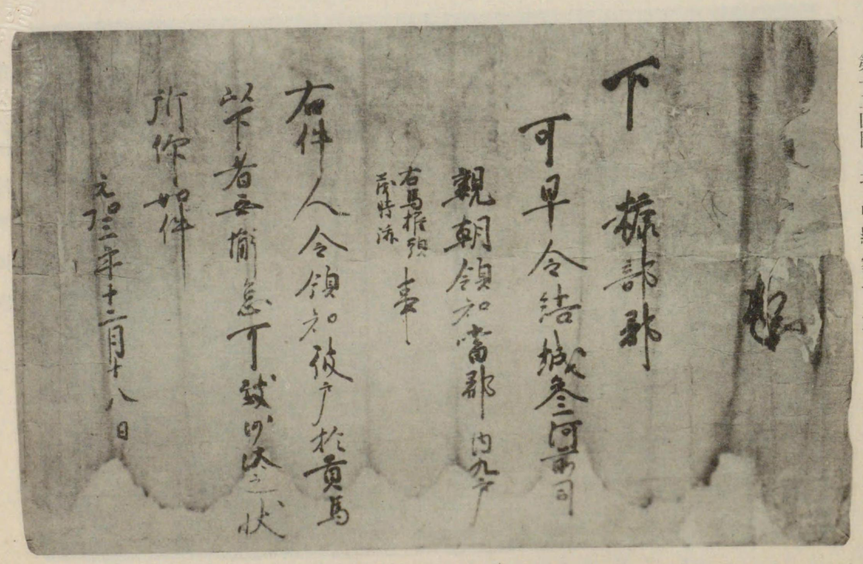

第一二四圖　北畠顯家下文



## 第一二四圖　北畠顯家下文

三重縣津市八幡町
別格官幣社結城神社藏

本文書は、元弘三年十二月十八日、糠部郡に下したもので、結城親朝に對して建武中興勳功の賞として、陸奥糠部郡の中九戸を與へられることを申したものである。袖判は陸奥國守北畠顯家卿の筆である。結城親朝は、宗廣卿の長子である。右馬權頭茂時は北條茂時で、茂時の舊領地である九戸を賞賜せられた譯である。

（袖判）

下　糠部郡

可早令結城參河前司親朝、領知當郡內九戸（右馬權頭茂時跡）事、

右件人令領知彼戸、於貢馬以下者、無懈怠可致沙汰之狀、所仰如件。

元弘三年十二月十八日

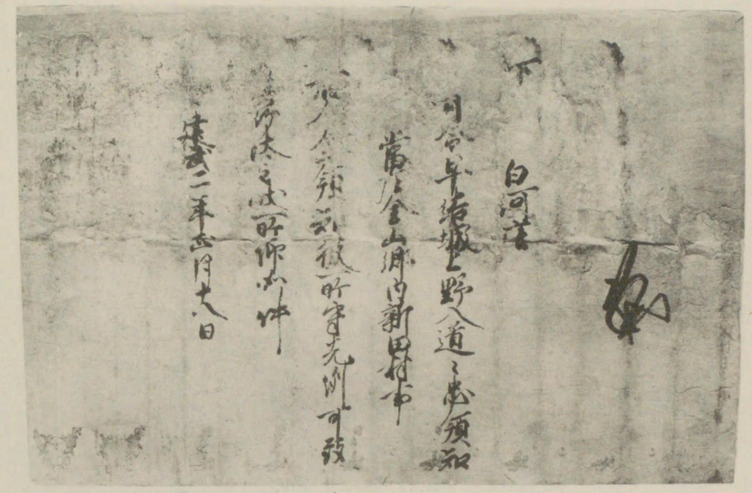

第一二五圖　北畠顯家下文

第一二六圖　陸奥國宣



## 第一二五圖　北畠顯家下文

三重縣津市八幡町
別格官幣社結城神社藏

本文書は建武二年正月十八日、建武中興勳功の賞として、陸奥國守北畠顯家卿から、同國白河庄に命令を下し、結城宗廣卿をして、西白河郡白河庄金山郷内新田村を領知せしめる旨の下文である。袖判は顯家卿の筆で、道忠は、宗廣卿が入道してからの名である。

（袖　判）

下　白河庄

可レ令二早結城上野入道々忠、領二知當庄金山郷内新田村一事、

右人令レ領二知彼所一守二先例一可レ致二其沙汰一之狀、所レ仰如レ件。

建武二年正月十八日

## 第一二六圖　陸奥國宣

三重縣津市八幡町
別格官幣社結城神社藏

本文書は建武二年八月十七日の陸奥國宣で、國守北畠顯家卿が袖判を署して參川前司なる結城親朝に下したもので、奉者は右近將監清高である。内容は北條時行の亂に黨した結城の一族盛廣の白河郡内に於ける闕所地を收め、勳功の賞として親朝に知行せしめたものである。

（袖　判）

白河闕所等、可下令二知行一給上者、國宣如レ此。仍執達如レ件。

建武二年八月十七日　　右近將監清高奉

參川前司殿

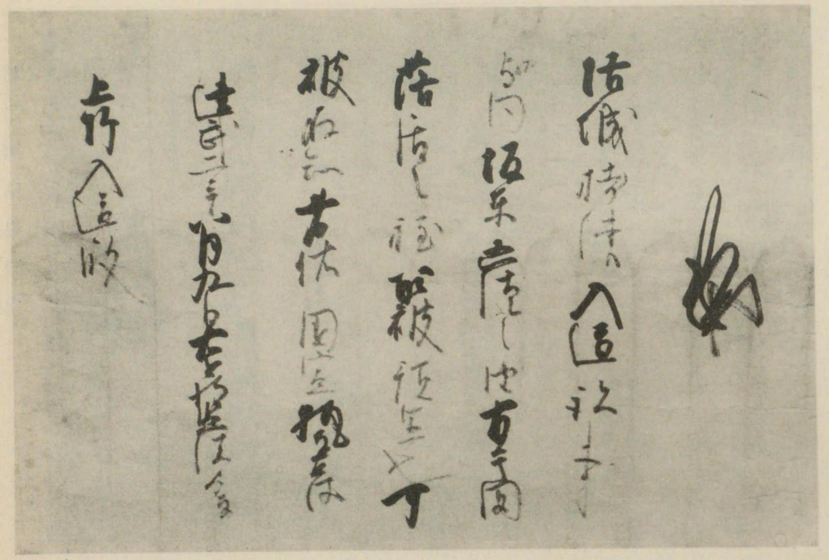

第一二七圖　陸奥國宣

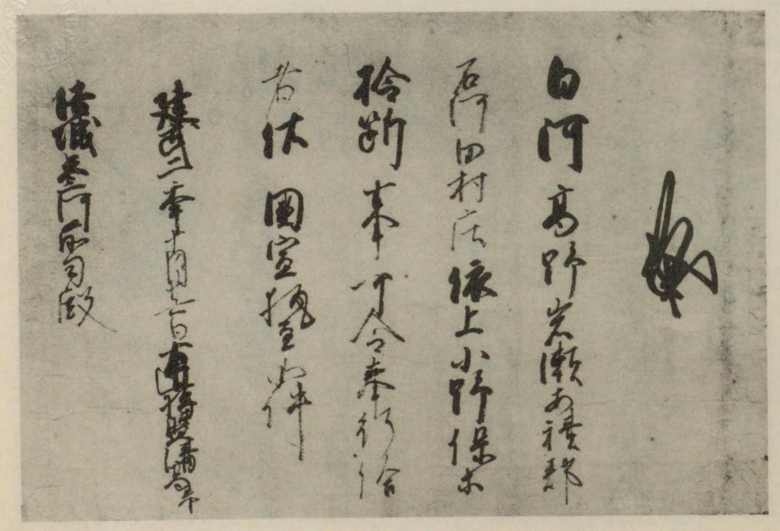

第一二八圖　陸奥國宣



## 第一二七圖　陸奥國宣

三重縣津市八幡町
別格官幣社結城神社藏

本文書は建武二年八月九日、陸奥國守北畠顯家卿が、結城宗廣卿に下した國宣で、袖判は顯家の筆で宛名の上野入道は宗廣卿を指し、奉者は右近將監清高である。內容は建武二年北條時行の亂について、結城攝津入道盛廣（宗廣の叔父）が荷擔したので、その白河郡內の所領地を沒收し、宗廣卿に預け置くべき旨を述べたものである。坂東凶徒とあるは、即ち北條時行の徒黨をさす。前圖と相關連するものである。

（袖判）

結城攝津入道跡事、與二同坂東凶徒之由、有二其聞一落居之程、所レ被二預置一也。可レ被二存知一者、依二國宣一、執達如レ件。

建武二年八月九日　　右近將監清高奉

上野入道殿

## 第一二八圖　陸奥國宣

三重縣津市八幡町
別格官幣社結城神社藏

本文書は建武二年十月廿六日、陸奥國守北畠顯家卿から、結城三河前司親朝に宛てた國宣で、建武中興翼贊勳功の賞として、陸奥白河・高野・岩瀨・安積の四郡、石河・田村の二庄、依上・小野の二保等の檢斷を掌らしめた時の文書である。袖判は顯家卿の筆で、奉者は右近將監清高である。

（袖判）

白河・高野・岩瀨・安積郡、石河・田村庄、依上・小野保等、檢斷事、可下令二奉行一給上者、依二國宣一、執達如レ件。

建武二年十月廿六日　　右近將監清高奉

結城參河前司殿

第一二九圖　陸奥國宣

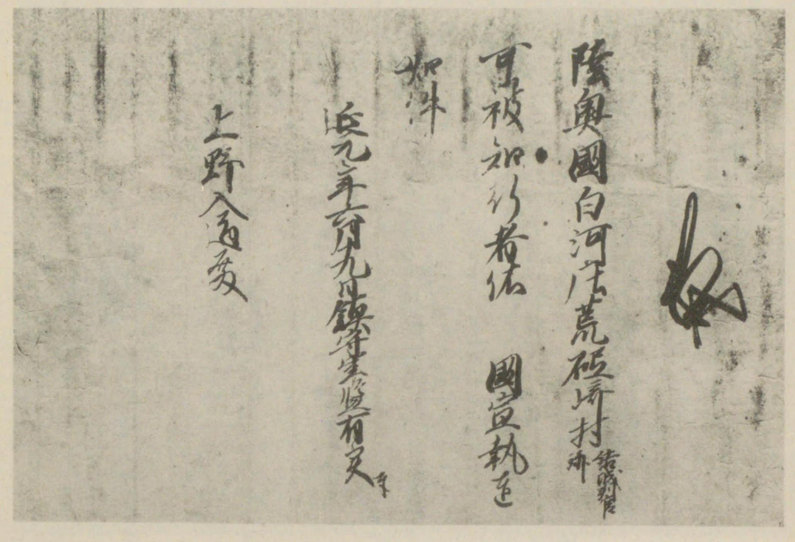

第一三〇圖　北畠顯能御教書

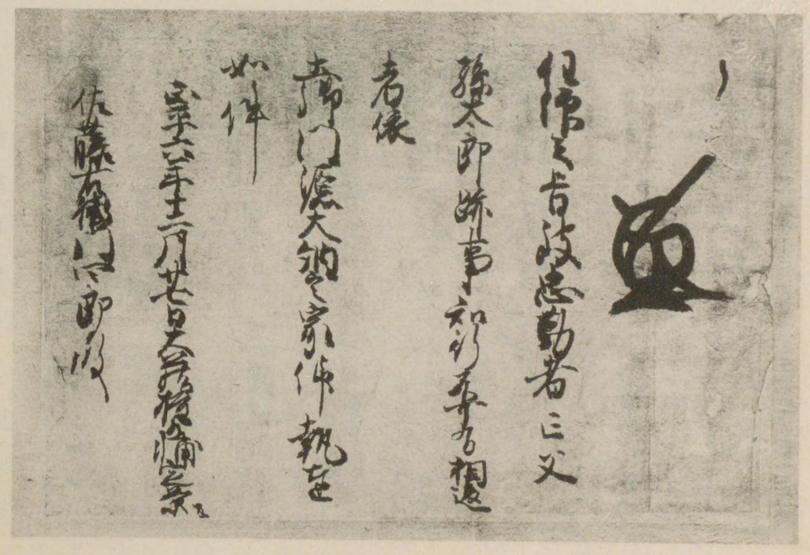



## 第一二九圖　陸奥國宣

三重縣津市八幡町
別格官幣社結城神社藏

本文書は、延元元年六月十九日、陸奥國守北畠顯家卿が、結城宗廣卿に下した國宣で、袖判は顯家卿の筆で、宛名の上野入道は宗廣卿を指し、奉者は陸奥鎮守軍監有實である。内容は、建武元年足利尊氏叛亂に際し、結城判官朝祐二心を抱き、尊氏に屬したから、その所領地たる陸奥國白河庄荒砥崎村を沒收して、之を宗廣卿に與へたものである。

（袖　判）

陸奥國白河庄荒砥崎村（結城判官跡）可レ被二知行一者、依二國宣一、執達如レ件。

延元々年六月十九日　　鎮守軍監有實奉

上野入道殿

## 第一三〇圖　北畠顯能御教書

三重縣一志郡小野江村
佐藤道齋氏藏

本文書は北畠親房公の第一子で、伊勢國司に任ぜられた北畠顯能公の御教書であつて、正平六年十二月廿七日に、奥州の豪族で、當時伊勢の官軍に加つてゐた佐藤右衛門四郎に宛てたものである。袖判は顯能公の筆で、土御門源大納言家といふのも公のことである。大藏權少輔定景が旨を奉じ、之を右衛門四郎に傳へたものである。内容は、佐藤氏の官軍に從ひ、忠勤を抽でたについて、亡父孫太郎の所領地を、そのまゝ安堵知行せしめたものである。

（袖　判）

任二仰之旨一、被二忠勤一者、亡父孫太郎跡事、知行不レ可レ有二相違一者、依二土御門源大納言家仰一、執達如レ件。

正平六年十二月廿七日　　大藏權少輔定景奉

佐藤右衛門四郎殿

## 第一三一圖　北畠顯能御教書

三重縣一志郡小野江村
佐藤道齋氏藏

本文書は伊勢國司北畠顯能公の御教書で、正平七年四月十九日、信夫佐藤彈正忠胤清に宛てたものである。袖判の花押は顯能公を指し、奉者は大藏權少輔定景である。内容は佐藤彈正忠に命じて、官軍に馳せ參じ、忠勤を抽ずべき旨を仰せられたものである。

（袖　判）

馳二參御方一可レ致二軍忠一者、依二　土御門源大納言家仰一執達如レ件。

正平七年四月十九日　　大藏權少輔定景奉

信夫佐藤彈正忠殿

## 第一三二圖　北畠顯能御教書

三重縣一志郡小野江村
佐藤道齋氏藏

本文書は、伊勢國司北畠顯能公の御教書で、正平七年四月十九日、信夫佐藤彦左衛門尉行清（胤清の弟）に命じ、御方に馳せ參じて、軍忠を盡すべき旨を傳へたものである。袖判は顯能公の筆で、土御門大納言家といふも亦公のこと、奉者は大藏權少輔定景である。宛名の信夫佐藤彦左衛門尉は、前二者と同一族である。

（袖　判）

馳二參御方一可レ致二軍忠一者、依二土御門源大納言家仰一執達如レ件。

正平七年四月十九日　　大藏權少輔定景奉

信夫佐藤彦左衛門尉殿



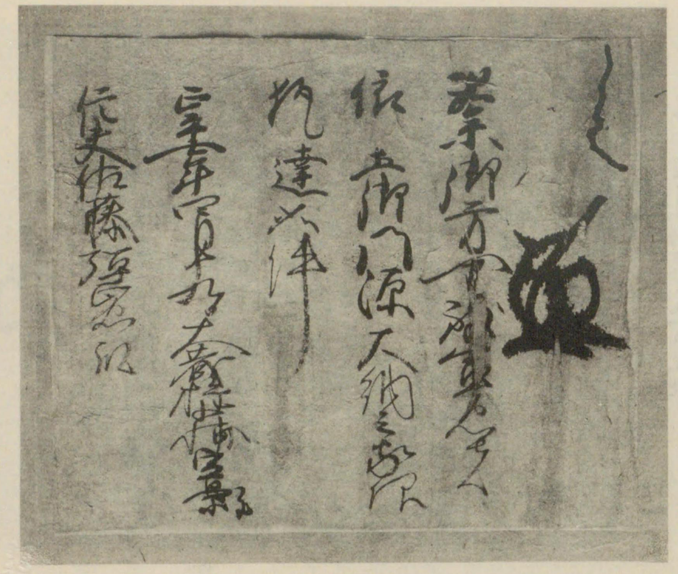

第一三一圖　北畠顯能御教書

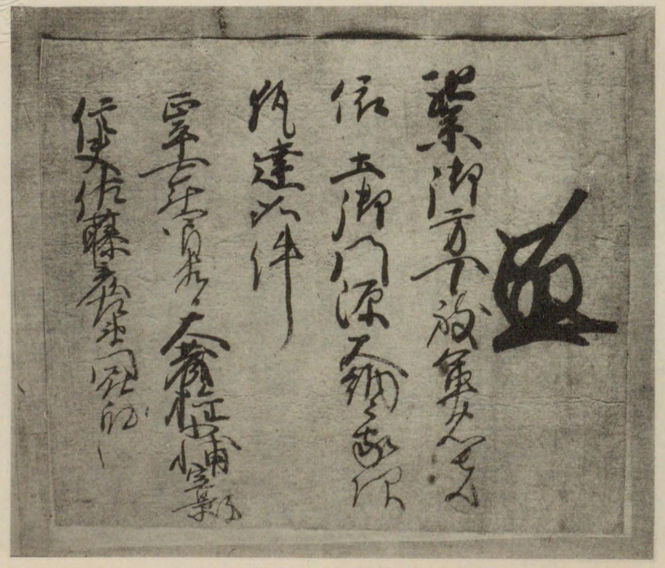

第一三二圖　北畠顯能御教書

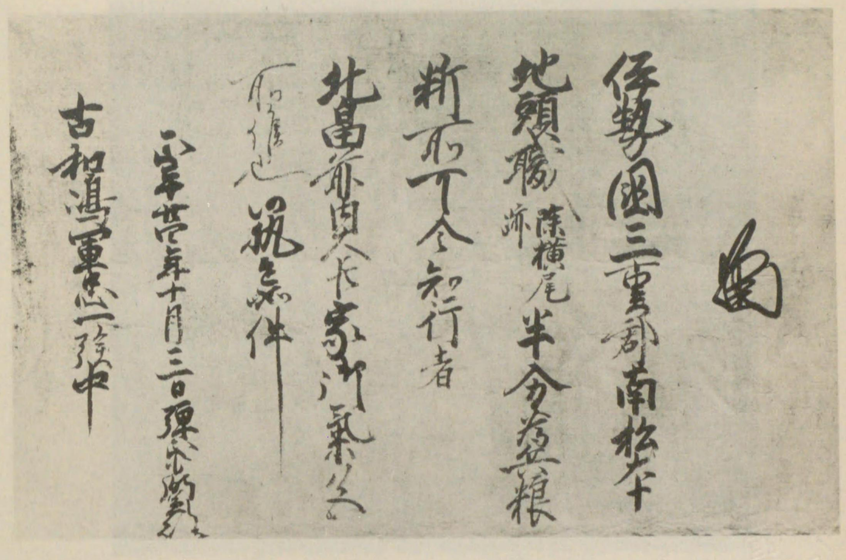

## 第一三三圖　北畠顯信御教書

三重縣度會郡島津村古和
島津村役場藏

以下四圖は、所謂「古和文書」であつて、こゝには、その中、吉野朝軍忠に關するもののみ四通を擧げたものである。本文書は、北畠顯能公に次いで、伊勢の國司になつた親房公の次男顯信公の御教書で、古和嶋軍忠一族中に宛てて、伊勢國三重郡南松本、即ち今の四日市市の西郊に當る地方の地頭職所領の半分を、兵粮料所として知行せしめたものである。袖判は顯信公の筆で、北畠前内大臣家といふも公のことで、奉者は彈正少弼兼顯である。古和嶋軍忠一族といふは、度會郡嶋津村古和浦に本據を構へてゐた勤王家古和氏の一族を指したものである。

（袖判）

伊勢國三重郡南松本地頭職除二横尾跡一半分、爲二
兵粮料所一可レ令二知行一者、
北畠前内大臣家御氣色所レ候也。仍執達如レ件。
正平廿四年十月三日　　彈正少弼兼顯奉
古和嶋軍忠一族中

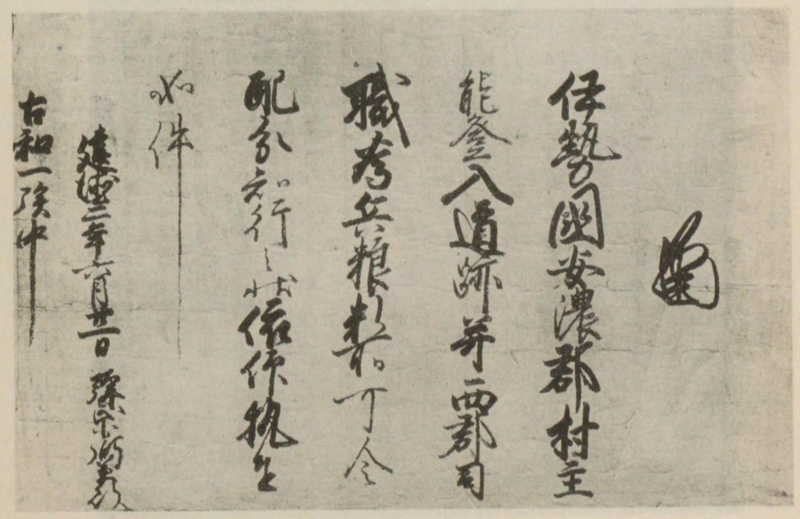

## 第一三四圖　北畠顯信御教書

三重縣度會郡島津村古和
島津村役場藏

本文書は、伊勢國司北畠顯信公の御教書で、後龜山天皇の建德二年六月廿一日、古和氏一族中に宛て、伊勢國安濃郡村主（今日の村主村）の能登入道の所領地、幷に安西郡（昔時安濃郡の西部）の郡司職の收入を、兵粮料所として配分知行せしめたものである。袖判は顯信公の筆で、奉者は彈正少弼兼顯である。

（袖判）

伊勢國安濃郡村主能登入道跡、幷西郡司職、
爲二兵粮料所一可レ令二配分知行一之狀、依レ仰執達如レ
件。
建德二年六月廿一日　　彈正少弼兼顯奉
古和一族中

## 第一三五圖　北畠顯信御教書寫

三重縣度會郡島津村古和
島津村役場藏

本文書は、後龜山天皇の文中二年九月八日、伊勢國司北畠顯信公が古和氏一族に宛てた御教書の寫しで、伊勢國飯高郡深田御園の地頭職の收入、幷に同郡志村方半分の領地を、兵粮料所として知行安堵せしめたものである。袖書に判とあるは、もと原本に、顯信の袖判のあつたことを示すものである。

判

伊勢國飯高郡深田御園地頭職、志村方半分
庄近江入道爲兵粮料所可令知行之狀、依仰
執達如件。
文中二年九月八日　　中務大輔兼顯奉

古和一族中

## 第一三六圖　北畠顯泰御教書

三重縣度會郡島津村古和
島津村役場藏

本文書は、北畠顯能公の子で、顯信公に次いで三代目の伊勢國司になつた北畠顯泰卿の御教書で、後小松天皇の元中九年十一月一日に、古和一族中に宛てたものである。元中九年は、その十月に後龜山天皇が、神器を後小松天皇に傳へられて、所謂南北合體の成つた年で、十一月は既に合一後ではあるが、なほ伊勢の北畠氏は、吉野朝の舊勳を思ひ、古和氏一族に宛てゝ、元弘以來の勳裁幷に顯能顯信兩御代の國宣に任せ、恩賞料所として古和氏に下された知行を安堵せしめてゐるのである。これによつても古和氏が元弘の擧兵以來、吉野朝に心を傾け、軍忠を盡してゐたことが知られるのである。袖判の花押並に北畠右大將家とあるは顯泰卿のこと、兩御代は伊勢國司顯能顯信の兩公を指すのである。

（袖判）

任元弘以來之　勅裁、幷兩御代國宣、恩賞料
所等、悉知行、不可有相違之由、依北畠右大將
家仰執達如件。
元中九年十一月一日　　中務大輔兼顯奉

古和一族中



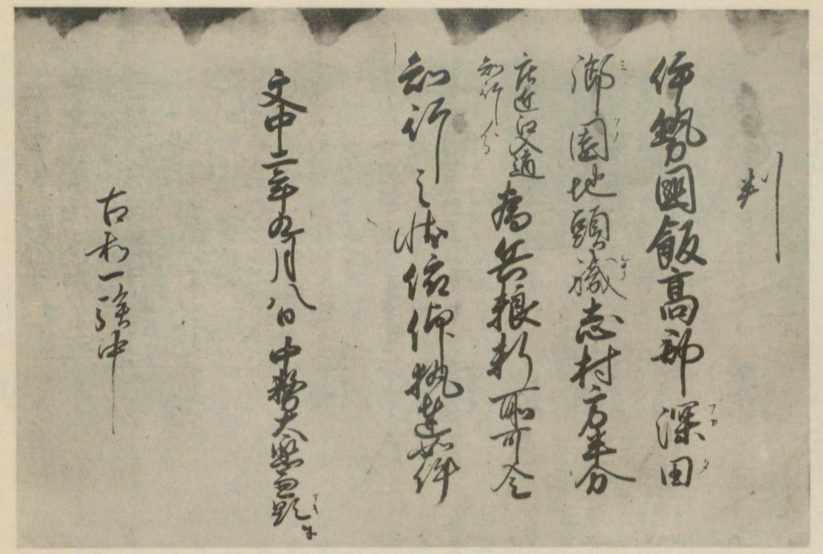

第一三五圖　北畠顯信御教書寫

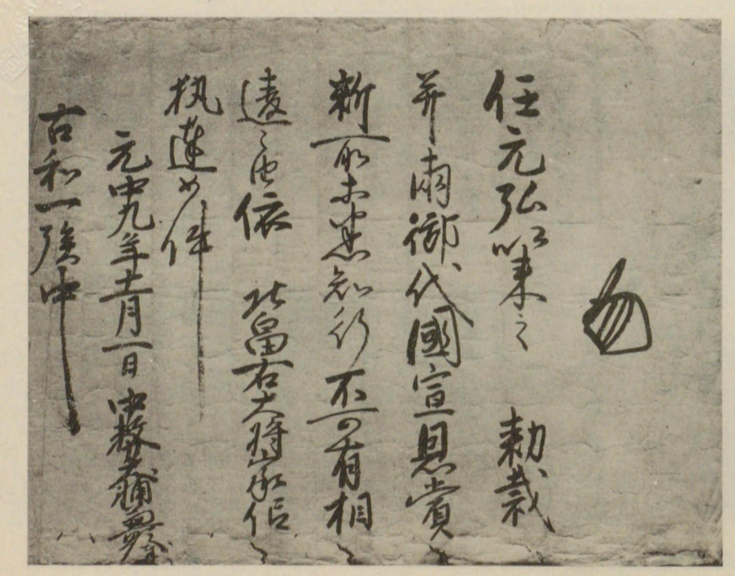

第一三六圖　北畠顯泰御教書

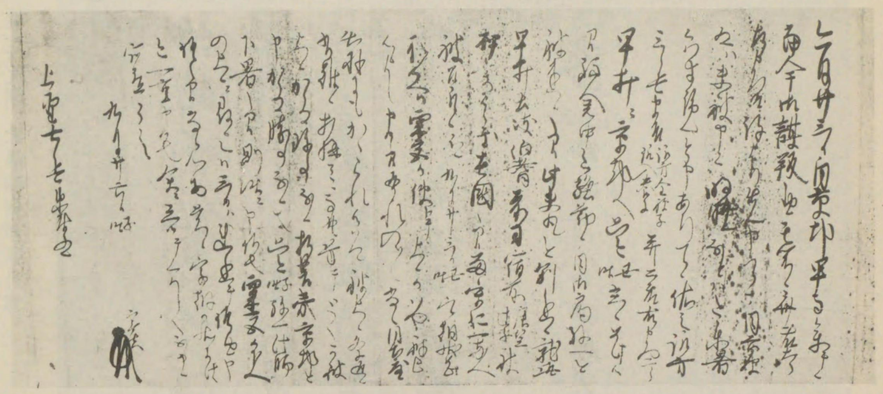



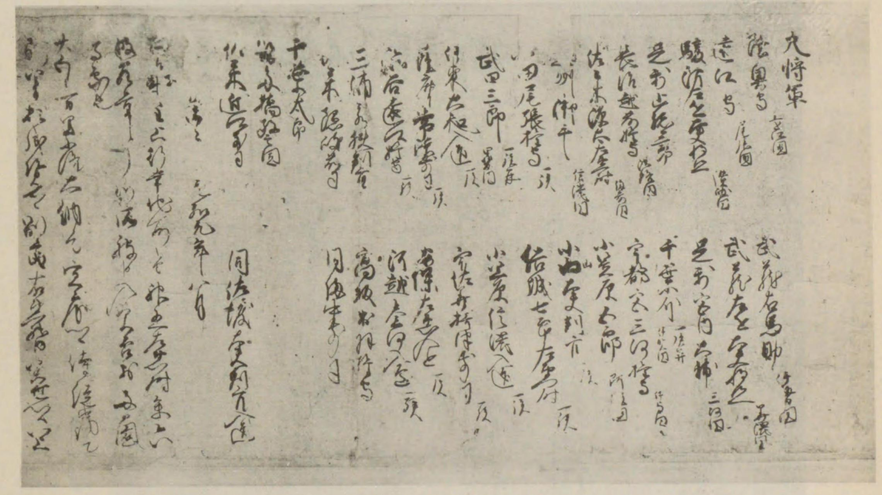

## 第一三七圖　結城宗廣自筆書狀（國寶）

福井縣福井市足羽山
別格官幣社藤島神社藏

本書は元弘元年、後醍醐天皇武家討伐の御擧兵露顯の趣きを、當時鎌倉にあつた宗廣卿から、白河なる次男親光の所へ報ぜられたもので、宗廣卿の親筆としては、今遺れる唯一の文書である。書中に見える齋藤太郎左衛門は六波羅の奉行であり、土岐伯耆前司は土岐頼員であり、宛名の上野七郎兵衛尉は宗廣卿の次子親光である。

今月廿三日自二京都一早馬參テ候、當今御謀叛之由共聞候、齋藤太郎左衛門殿許より先申て候、自二六原殿一ハ未レ被レ申候、明曉なとハ令二參著一候ハす覽と申あひて候、依レ之諏方三郎兵衛尉（諏方全禪子跡入養子）并工藤右衛門二郎、早打ニ京都へ只今（丑時）立候、如レ此候間、鎌倉中令二騷動一候、自二御局一彌一を被レ進候之間、此夫凡を副進候、就二此早打一、土岐伯耆前司宿所（唐辻笠子）被二押寄一候之處、在國之間、留守仁一兩人被二召取一候云々、九月廿三日（丑時）定朝狀、如レ此承候へハ、粟宮か使トテ上候か、ハや被レ上候よし申候之間、返々悅入候。尙々目出度候、出羽にもかゝられ候ハて被レ上候條、返々有難候、相構々々馬共勞テ、とく可レ被レ上候、かゝる珍事義候折節、夷京都と申、かゝる勝事義候也、只今（子時）彌一法師下著之間、則時ニ申候也、粟宮か下人の上候ニ尋候へハ、三日ハ連進テ候由申候之間尙御心安覺候、宗朝か狀には、今一重申候也、余ニ念候テ、くハしく不レ申候、穴賢々々

九月廿六日（子時）　宗廣（花押）

上野七郎兵衛尉殿

## 第一三八圖　第一三九圖　第一四〇圖　第一四一圖　光明寺藏書殘篇（國寶）

三重縣宇治山田市岩淵町
光明寺藏

本書は一つに結城氏軍忠日記とも又、元弘日記とも稱せられる。天和二年神宮學者出口延經、之を故紙堆裡に發見してから、頓に有名になり、水戸の大日本史編纂、並に塙氏の群書類從編纂の際にも、光明寺藏書殘篇の名で收載されてゐる。又本書の模刻本も二本あり、一つは天保五年津藩平松樂齋の模刻本であり、一つは天保十五年の白字模刻本である。

その他大正八年には神宮皇學館でも、之をコロタイプ影印に附してゐる。

内容は元弘三年五月の勅制軍法條々、同月足利高氏御教書并吉見円忠施行案、同四月官軍可存知條々、元弘元年八月廿四日から同十月十六日までの軍中日記、並びに元德三年九月五日の關東御教書案を收めたものである。何れも當時の日記、案文等で、貴重な建武中興に關する史料である。その中でも、特に重視すべきものは、元弘三年四月の「官軍可存知條々」、同五月三日の「入洛輩可有存知條々」、同五月二日の「勅制軍法條々」、並びに同五月廿四日、卅日の足利尊氏御教書と吉見円忠の施行案とである。以下、本文を掲ぐるにつき、圖と對比せられたい。

（紙背）「事書綸旨案文」

官軍可存知條々

一高時法師黨類、僭上無禮之間、爲正彼暴逆、所被擧義兵也、仙洞以下縱雖有與同彼凶黨之義、不可泥朝敵之族、毎事不可違年來之儀之上者、官軍等於仙洞邊不可致狼藉、若誤而有無禮事者、可處重科。

一長講堂領以下、本所各別庄園等、不可致濫妨。

一執柄以下一流家々、縱雖有不忠事、不可斷其跡、家領庄園等不可有其妨事。

條々

一先陣之輩、後陣不助成之間、徒失命之族多之云々、向後乍知先進之軍士、不合力者、可奪三ケ度之勳功矣。

一諸將等以同心同德之義、可成掌之處、不一同之間、於事不落居、太不可然。縱雖令私遺恨、合戰之間慥止執情、各無私可同心之由、可進各々告文、有所存者、天下靜謐之後可申也。

一兵粮米事、不可有內外親疎、若及饑餓者、可爲一同之義、無偏可施之間、忿可献忠節矣。

（以下闕脫）

者方々、必加評議、同時可有其沙汰事。

一凶徒之中、有召捕之輩者、不日可誅戮、但於申子細之族者、可注進交名事。

一路次狼藉事、特可有沙汰、於侍者、懸主人、嚴密致沙汰、至凡下輩者、不日可誅事。

一手負并死人事、能々加實檢、可注進交名、依忠功之深淺、可有恩賞沙汰事。

一雖爲片時、於取陣之所々、可構隨分之要所、凶徒縱令雖寄來、無怖畏之樣、可致沙汰事。

一兵粮米檢斷事、方々大將并可然之輩、持加評議、以撫民之儀、可致其沙汰由事。

元弘三年四月　日

入洛輩可有存知條々

一誅伐仲時時益已下輩、奉捕禁裏仙洞奉遷本御所、可守護申也、於供奉之卿相雲客者、悉注進交名、可經奏聞。被相尋子細之後、可被定罪名矣。

一於被注下名字之人々者、警固在所、可侍申臨幸之由、可申之矣、

一御入洛之時、軍勢等供奉關白、可參會八幡宮矣。

一梨本青蓮院兩門跡竹園可奉捕之、於彼門跡方事者、諸事可相問大塔二品親王御下知、違勅之北嶺法師等者、任被仰下之交名、不廻時尅、可追罰矣。

一忿差遣軍勢於金剛山、追罰發向之輩、可被召出正成矣。

一於洛中有致狼藉之輩者、嚴密尋搜、犯過之凶賊擬違、

（以下闕脫）

軍中法三通被遣之、委細之旨被仰宗成候畢、可令存知給者、依天氣上啓如件、

元弘三年五月二日　　勘解由次官光守

謹上　頭中將殿

勅制軍法條々

一勳功賞事

右武士以下緇素貴賤不論其人、於致合戰忠之輩者、本所帶本訴等安堵之外、各新可有不次之恩賞、其功及子孫、可令永代相傳之條、勿論也、又戰場墜命者、其子孫妻妾、并親類郎從等中、雖爲何仁、撰其器用、宛賜所領、可令繼其跡矣。

一參仕并降人事

右卿相雲客并武士已下、諸社諸寺執行別當、神官社司等、凡帶一官一職之輩者、各早速馳參者、本領知之外、可被行別之恩賞、縱又其身參仕雖不可叶、或出兵粮支軍要、或進使者献忠言、觸事爲官兵有其益者是又子細同前、次合戰之時、降人者先宥罪科、全身命、其後隨忠節之深淺、可有次第之恩賞矣。

一可レ先二仁政一事

右東夷等運命已窮、滅亡將レ至、依レ之漫取二無辜平民首一不レ知二其數一盜奪尊卑男女之財一遂日暴二佛閣一入屋之灰燼、在々所々之追捕、梟悪之甚、黙心人面者也、不レ誅二罰彼逆黨一万民何措二手足一、義兵所レ向、專爲レ除二此害一也、然者官軍士卒、上下同レ心、只伐二叛者一不レ煩二衆人一偏先二仁慈一更無レ侵二奪凡人一生擒之類、於二凡下者一速可二放棄一於二有名之輩者一、召置之可レ經二奏聞一付二是非一無二左右一不レ可レ斷レ罪、將又敵方城郭之外者、可レ令レ禁二放火一但於二戰場者一可レ隨二時義一歟、神社佛寺等堅可レ誡之、次官軍入洛之時寄宿之□扶二持其家主一雖二涓塵一不レ可レ費レ之、可レ加二隨分之恩惠一以二有道伐一無道一其不レ然乎。天神地祇之擁護、宗廟社稷之靈驗、指レ掌可レ知、各存二義勇一互可二警誡一矣。

右爲レ致二周武一統之太平一且約二漢高三章之制法一、四海九州東關西國、各令二承知一、敢勿レ違二越勅制一如レ斯、主者施行。

綸旨重令二拜見一候、任二勅命一先日捧領狀之請文一、彌可レ抽二軍忠一候、以二此旨一可下令二奏聞一給上候、誡惶誡恐謹言、

元弘三年五月二日　　前治部大輔高氏請文

被二綸旨一偽、前相模守平高時法師猥背二君臣之禮節一、不レ顧二國家之軌範一、掠二領諸國勞一苦万民一、僭亂之至、何事如レ之、早已爲二朝敵一、不レ遁二天罰一、速相二率軍兵一追二討凶徒一、勳功賞宜レ依レ請者、依二天氣一狀如レ件。

（紙背）「足利殿御教書并吉見殿施行案」

伊勢國凶徒對治事、々書一通進レ之候、守二此旨一可下令レ致二沙汰一給上候、恐々謹言。

元弘三年五月廿四日　　前治部大輔高氏御判

謹上　吉見殿

伊勢國可レ令レ對二治凶徒一由事、今月廿四日御教書案文遣レ之、守二御事書之旨一可レ致二其沙汰一、來月三日以前、小河可下令二馳參一給上候、於二緩怠之儀一者、關東同心之由、可レ令二注申一也、仍執達如件。

元弘三年五月卅日　　圓忠判

三重郡地頭御家人中



第一三九圖　光明寺藏書殘篇　其の二

第一四〇圖　光明寺藏書殘篇　其の三

第一四一圖　光明寺藏書殘篇　其の四

第一四二圖　結城宗廣卿夫人書狀

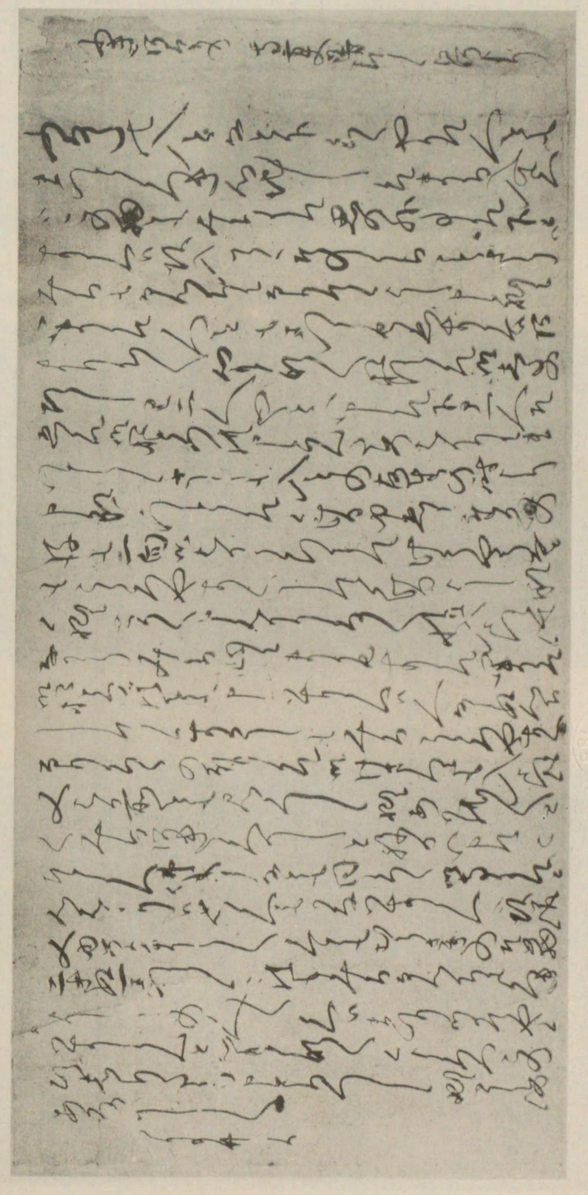



## 第一四二圖　結城宗廣卿夫人書狀（國寶）

三重縣宇治山田市岩淵町
光明寺藏

本書は延元三年に結城宗廣卿の薨じて後、奥州白河なる夫人の許より、山田吹上なる光明寺の惠觀禪師に宛てた書狀で、八月廿日は何年に當るか未だ詳でない。内容は、夫、宗廣卿の伊勢に薨じたるについて、その墓に參り、供養を手向けたいと思ふのであるが、海道筋が賊軍のために塞がれて、自ら下向の出來ないのを歎き、使の僧侶を遣はして、代りに參らせることを報じたものである。

（端書）　ふき阿けの□寺方丈御房まいらせ候、白河より、

ふなたの入（道）となと下候ハヽ、やかて人をもまいらせ候へき心地し候て、まち入て候へハ、この物とも、みちにて思の外事候て、下候ハす候へハ、歎入て候、そのゝち、ことさらみちもなんち（き）になりて候よし申候程ニ、いまゝて人をもまいらせゑす候へハ、阿まりに〳〵心もとなくおほへ候て、御志たのひしり二人やとい申候て、下部一人そゑ候て、御おとつれ申候はんためはかりにまいらし候、さしも入（道）との存生の時より、申承まいらせ候て候けるゆゑに、たかいの後も、一向御はからひにて、けうやうなとも、こゝろやすくして候けるよし承候程に、とかく申はかりなく、悦入まいらせ候なから、みち心にまかせす候て、いまゝて御おとつれをも申候はす候へハ、人ならぬ心ちして候、すこしもみちこゝろやすくなり候ハゝ、のほり候て、御けさ（袈裟）んにも入まいらせ候、又はか所をも見候へく候程に、あハれ〳〵、とくみち阿き候へかしと、ねかい申てこそ候へ、佛事なとも同候ハゝ、御寺にてと、心はかりハ思候へとも、かなハす候へハ、歎まてニ候、又ゆめかましく候へとも、むらさきのそめ物二、きぬ一、まいらせ候、これもみちなんち（き）に候へきよしの人ニ候へハ、まいりつかてや候ハすらんと、心もとなく候、よろつこのひしりたち申さるへく候程に、とゝめ候、あなかしく、

□月廿日（ハカ）

## 第一四三圖　沙彌道惠書狀（國寶）

三重縣宇治山田市岩淵町
光明寺藏

本書は、先きの結城宗廣卿夫人の書狀と、合せて一卷に表裝されてゐるもので、沙彌道惠から光明寺の惠觀に宛てたものである。九月廿四日の年は分らない。內容は、こて、すねあて等の送附を乞ひ、無沙汰を述べたものである。

（端書）　ふきあけの寺御侍者中　いけんさへもん入道　道惠狀

罷下候て後、不レ得二便宜一之間、不二申入一候事、非二本意一候、さしもそれに候し程、御目かゝり候、不便ニあたられまいらせ候し事、はすれ候ハす候ニ、今まて便宜候ハて、不二申入一候事、返〻人ならす存候、道もたやすからす候程ニ、思なから申ゑす候、其子細狀にハ難二申述一候、此人可レ被レ仰候、又御くらにあつけ置候し、かけかハこの中ニ、身か物候、二通候此便ニ可レ給候、又こてすねあても給候へく候、はらまきハもちぬへく候ハ、給候へく候、もちゑ候ましきと申候ハゝ、よくおかせて給候へく候、さりぬへき便宜候ハゝ可二下給一候、又乏少之至、雖二恐入候一、かりやすの染物一進候、もんきく明覺御房、しやくけんの御房へも、別ニ申度候へとも、同御事ニ申候、それに候し時、ねんころニあたられ候し事、今まてわすれかたく候、賴存候命つれなく候ハゝ、何樣まかりのほり候て、皆〻御目ニかゝるへく候、か樣便宜にも、僧達御方へ、何も不レ進候事歎入候、諸事狀ニハ難二申盡一候、期後信一候、恐惶謹言、

九月廿四日　沙彌道惠狀（花押）

進上　吹上方丈御房

追言上

返〻適便宜ニ物をも少も不レ進候之條、□□（弟兄）も御照覽候へ、人ならす歎入候、村田四保入道殿、當時は本領安堵候て、村田へ被レ下候定被二聞食一候歟、重恐惶謹言、



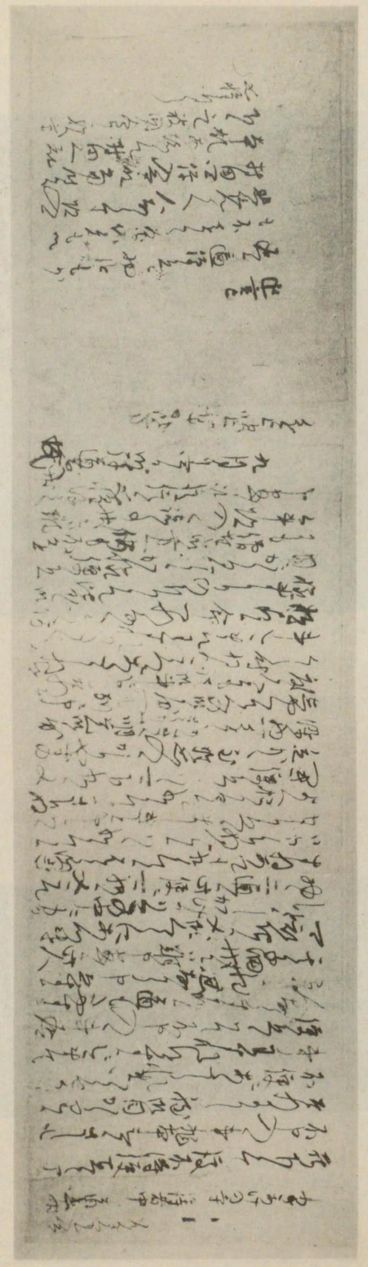

第一四三圖　沙彌道惠書狀

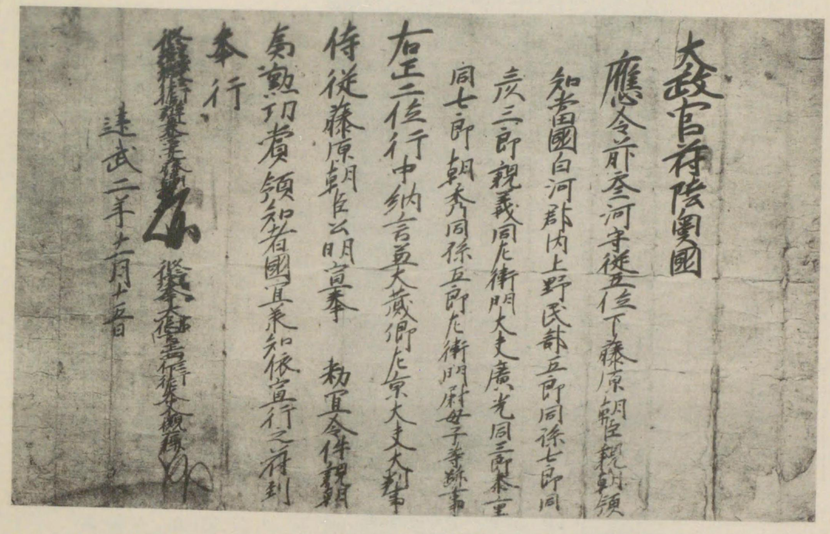



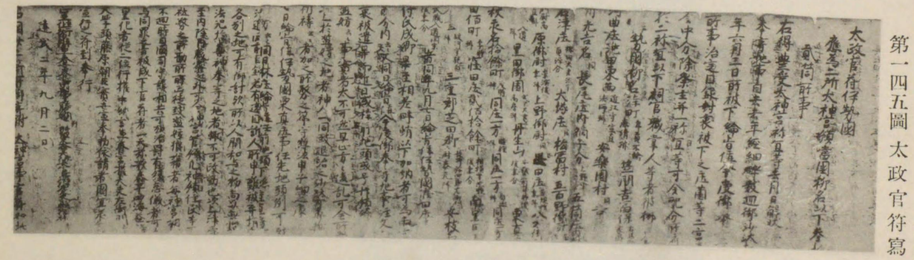



## 第一四四圖　太政官符

三重縣津市八幡町
別格官幣社結城神社藏

本文書は、北條時行の亂に際して、此れに靈した結城盛廣等の所領地を没收し、これを結城親朝に勳功の賞として知行せしめるといふ太政官符で、建武二年十一月十五日、陸奥國衙に下されたものである。先きの北畠顯家卿の陸奥國宣と相關連するものである。

太政官符陸奥國
應レ令三前參河守從五位下藤原朝臣親朝、領二
知當國白河郡內上野民部五郎、同孫七郎、
同彦三郎親義、同左衛門大夫廣光、同三郎
泰重、同七郎朝秀、同孫五郎左衛門尉母子
等跡一事、
右正二位行中納言兼大藏卿左京大夫大判
事侍從藤原朝臣公明宣、奉レ勅宣レ令下件親朝、爲二
勳功賞一領知上者、國宣二承知一依レ宣行レ之、符到奉行、
修理左宮城使從四位上行左中辨兼春宮亮
藤原朝臣（花押）
修理東大寺大佛長官正四位下行左大史小
槻宿禰（花押）

建武二年十一月十五日

## 第一四五圖　太政官符寫

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

本文書は神宮文庫所藏御鎭座傳記（南北朝初期の古寫卷子本）の紙背文書で、建武二年九月二日、伊勢國に宛てた太政官符の當時の寫である。內容は建武中興の後、神宮の中興の御祈りに報賽のため、伊勢國內に於て、柳名庄以下三十二ヶ所の地を、神領として二宮に奉獻したものである。神宮崇敬の御叡慮を拜すると同時に、天下彌〻泰平を謳歌し、皇化の遍からんことを祈つたものである、なほ九月二日附官符の次ぎに、九月十八日附、前伯耆守重泰の名で、伊勢國宣も、之を發した旨を、併せ報じてゐるのであるが、こゝには寫つてゐない。（本文は長文に付きこゝに擧げることを畧する。寫眞について參照せられたい。）

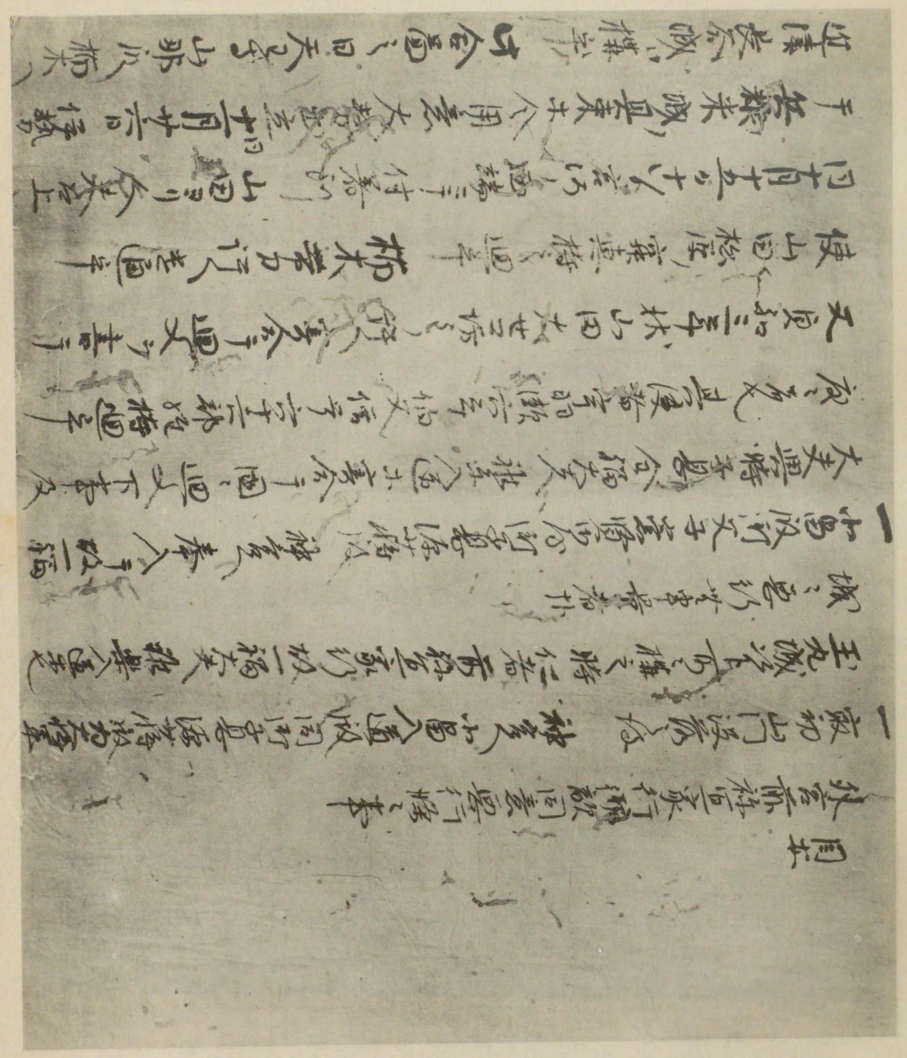

第一四六圖　外宮禰宜目安狀案　其の一

## 第一四六圖 第一四七圖 第一四八圖　外宮禰宜目安狀案

京都市伏見區日野西大道町
田中忠三郎氏藏

本文書は、豐受大神宮の禰宜中、村松家行神主の反對黨から、所謂北朝側に奉つた目安狀の案文であつて、家行神主の後醍醐天皇翼贊の勤王運動を、御敵同意惡行の條々として、訴へ出でたものである。内容は延元元年、北畠親房、顯信の兩卿を伊勢、並に神宮に迎へて以來、之を援けて、諸所の勤王軍と連絡し、或は田丸城、近津長谷城、鳥羽城、宮崎城に軍を出し、或は河内の小楠公と呼應して、一擧に事を成さんとした事蹟、その他、親房公の歸來を迎へて、之を吉野に送り屆けしめたことなど、何れも、家行神主の勤王事蹟を、細大洩らさず擧げたものである。家行神主の神道事蹟については、從來からその資料乏しくはなかつたのであるが、その勤王事蹟については、全く不明であつた所のものを、この文書の出現によつて、今や全く明瞭となり、爲に家行卿に正三位御贈位の恩典を賜はるに至つたのである。その基は、全く本文書の發見によるもので、その貴重なること、神宮勤王運動史史料中唯一のものである。全文は左の通りである。

（張紙）「大隆寺方歟」

目安

外宮前禰宜家行御敵同意惡行條々事、

一宸初山門沒落之後、神宮へ、北畠入道殿、同御子息源少將殿、爲大將軍、玉丸城以下所々構之時仁者、前禰宜家行、故一福大夫、雅樂入道等也。城々惡行、無申量者哉。

一北畠殿御父子、崇賢御房、御子息源少將殿、神宮へ奉入テ、故一福大夫興時、子息全福大夫、雅樂入道等寄合テ、國々廻文下事、及度々者

リ同正月六日夜ハ、雖谷彈正爲大將軍山田ヨ
出立。泊浦之守護代ノ城ヘ雖和寄浦人等
之結構逃上了。祭(天中居置主夜忠)中ニ忍テ、京ヘ逃ノボル。是併惡豪行
ヲ可(ト)計之由、有其聞之間、貞(正)和(平)三四(年)年正月四日、
之間、軍勢郷々ニ滿々、里々ニ配分ス。仍祭主
木ヘ寄テ御合戰、仍山田因徒御敵等可打出
長谷城ヲ構畢。此合圖之日、天王寺山(山名)那(崎)殿(足)楠
令月意、大勢出立、同十一月廿六日、伊勢近津
到、山田ヨリ人夫召上テ、兵粮米、城ノ具東等
同十月十五日、十八日、宮河ノ酉端ニテ付着
楠木帶(正)刀(守)ヲ許ヘ遣畢。
又廻文ヲ書テ、使山田大(セ)コ(ヒ)坊
貞(正)和(平)三(年)年秋、山田大(セ)コ(ヒ)坊
持廻畢。
也。其使者宇羽瀨六平伯父僧號六十六部經
持ノ寄合ノ許ヘ寄合
之廻畢。
惠持ノ寂主
原松田山田使
村ノ寂主
ヲ書テ、使山田大(セ)コ(ヒ)坊
ヲ許ヘ遣畢。
刀(守)
帶(正)
楠木
十月十五日、十八日、宮河ノ酉端ニテ付着
人夫召上テ、兵粮米、城ノ具東等
出立、同十一月廿六日、伊勢近津
人夫召上テ、兵粮米、城ノ具東等
山田ヨリ人夫召上テ、兵粮米、城ノ具東等
到、山田ヨリ人夫召上テ、兵粮米、城ノ具東等
令月意、大勢出立、同十一月廿六日、伊勢近津
長谷城ヲ構畢。此合圖之日、天王寺山(山名)那(崎)殿(足)楠
木ヘ寄テ御合戰、仍山田因徒御敵等可打出
之間、軍勢郷々ニ滿々、里々ニ配分ス。仍祭主
ヲ可(ト)計之由、有其聞之間、貞(正)和(平)三四(年)年正月四日、
祭(天中居置主夜忠)中ニ忍テ、京ヘ逃ノボル。是併惡豪行
之結構逃上了。
リ同正月六日夜ハ、雖谷彈正爲大將軍山田ヨ
出立。泊浦之守護代ノ城ヘ雖和寄浦人等

一 梅木御對治之間、儒共仕了。又山田籠居軍勢、可打出之處、河内張行之間、爲神宮一大事、雜掌ノ躰、驚耳目、御國司北(畠)昌(憲)殿、可有御參宮之由、依有仰、家行令敗。手負共相具、山田大勢歸了。次正月十一日、

一 貞和四今年七月十二日、山田ヨリ出立、春日待從(園)中(ポ)納言殿、大將軍ト シテ、全福寺孫聖鹿島、山田一揆樂

一 是等勢等是并家行之所行也。

一 如此惡行號山田因徒等者、家行之結構也。

一家行進御迎於宮崎、奉招請北畠入道殿、奉置
我館、數日之後、吉野御所へ、以家行之家人等、
奉送、御共名字交名事、

德一大夫、刀禰大夫信正、同舍弟共、同鶴
小禰宜、治三郎大夫、幸和大夫等、彼輩六人
内、治三郎大夫、刀禰大夫信正子菊鶴小禰
宜、同舍弟等、適屬手家行在京仕之上者、可
有召御尋、候哉。然者於家行者任奮例、隨罪
之輕重、欲被處流罪矣。

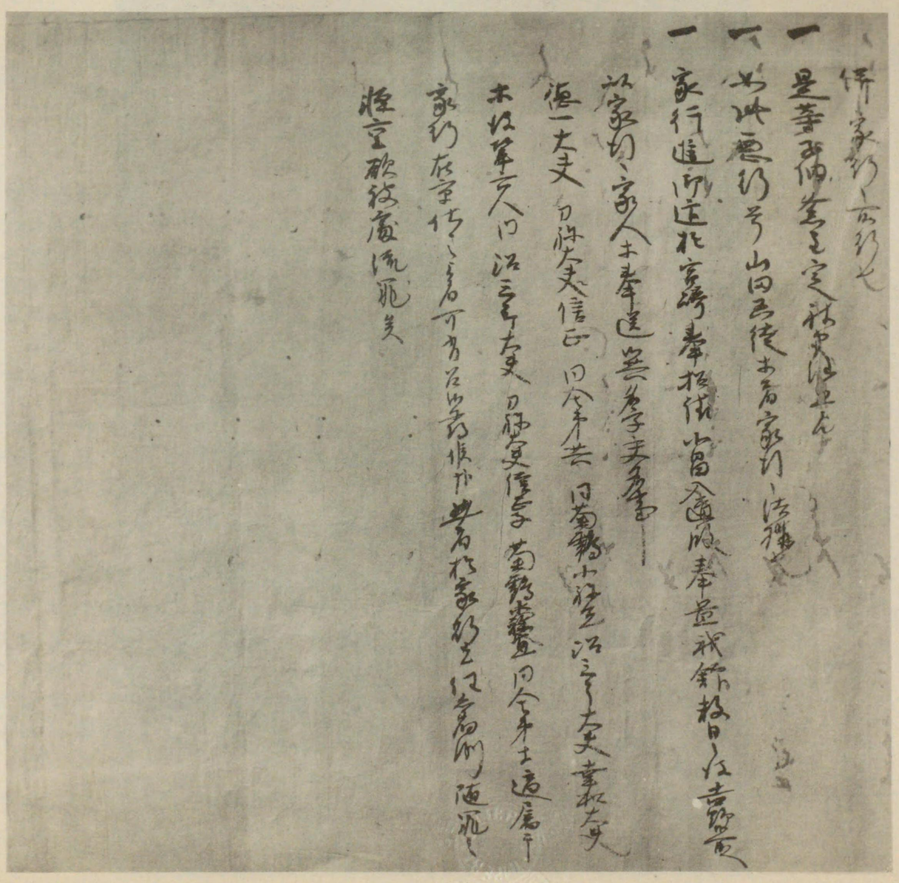

第一四八圖　外宮禰宜目安狀案　其の三

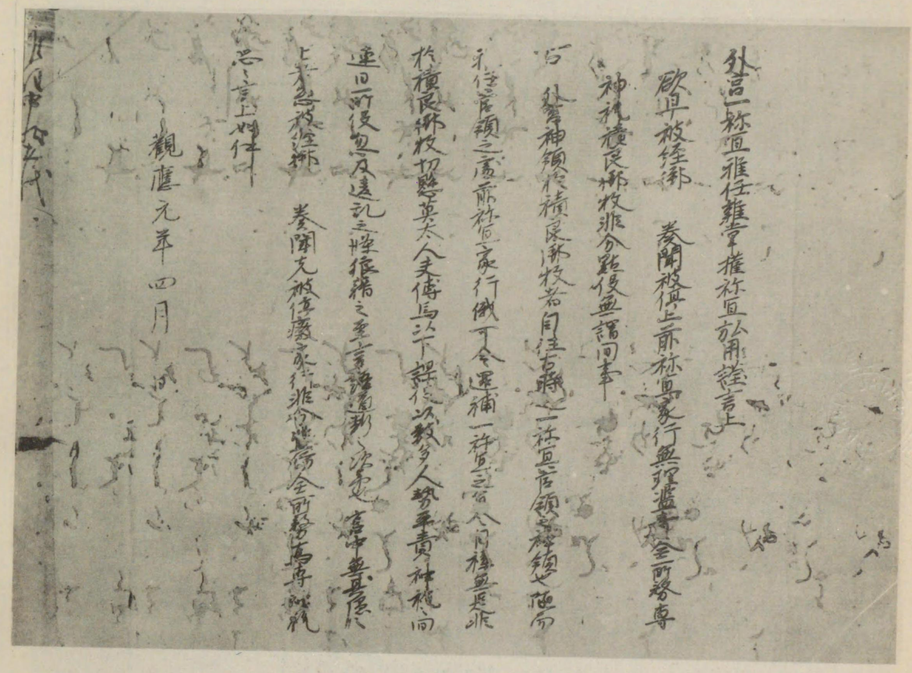



## 第一四九圖　外宮一禰宜雅任雜掌權禰宜弘用申狀案

京都市伏見區日野西大道町
田中忠三郎氏藏

本文書は、觀應元年即ち吉野朝の正平五年四月に、豐受大神宮の一禰宜雅任の雜掌權禰宜弘用から武家方へ奉つた訴狀の案文である。內容は一禰宜管領の神領積良御牧に關し、家行神主が自ら一禰宜還補と稱し、神稅として莫大の人夫傳馬等の課役を徵收したことは、非分の狼藉であるとなし、之を官に訴へたものである。

外宮一禰宜雅任雜掌權禰宜弘用謹言上、
　欲下早被レ經二御　奏聞一、被レ停二止前禰宜家行無理濫責一、全二所務一專中神稅上積良御牧非分點役無レ謂間事、
右　外宮神領於二積良御牧一者、自二往古一時之一禰宜管領之神領也。隨而雅任管領之處、前禰宜家行、俄可レ令レ還二補一禰宜之旨令二自稱一、無二是非一於二積良御牧一、切二懸莫太人夫傳馬以下課役一、以二數多人勢一、平二責神稅一之間、連日所役、忽及二違亂一之條、狼藉之至、言語道斷之次第也。宮中無二其隱一之上者、急被レ經二御　奏聞一、先被レ停二廢家行非分濫妨一、全二所務一爲レ專二神稅一。恐々言上如レ件。
　　觀應元年四月　日
（張紙）「雅任申狀土代」

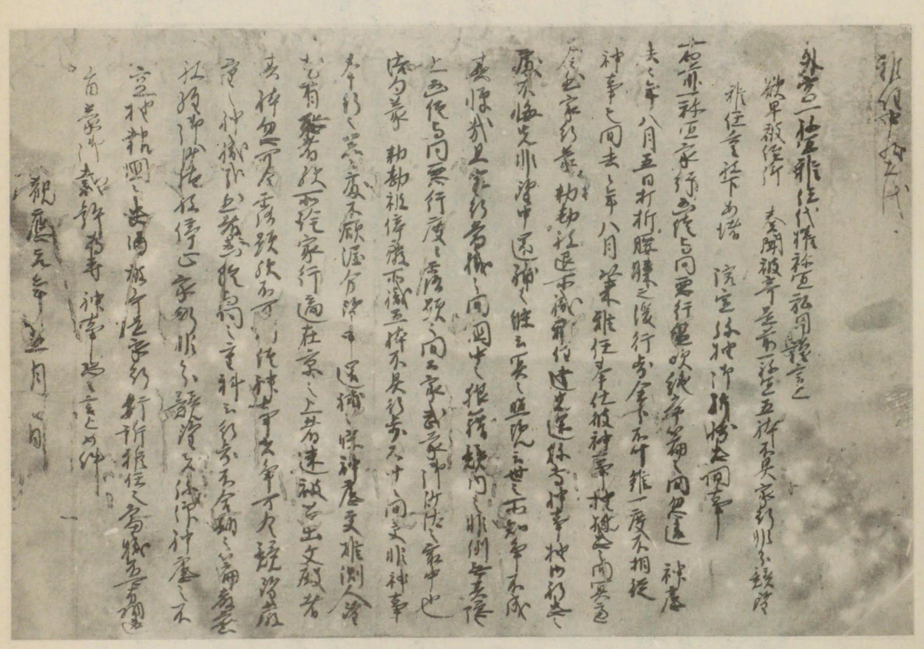

第一五〇圖　外宮一禰宜雅任申狀案



## 第一五〇圖　外宮一禰宜雅任申狀案

京都市伏見區日野西大道町
田中忠三郎氏藏

本文書は、豐受大神宮の一禰宜雅任に代つて雜掌權禰宜弘用から、觀應元年（即ち吉野朝の正平五年）五月に差出した訴狀の案文である、內容は前の一禰宜家行の吉野朝御擧兵に荷擔し、又勅勘を蒙つた上、五體不具にして、神事供奉不可能なるにも拘はらず、還補を望むことは、全く非分の競望であるとして、之を武家方に訴へたものである。

（張紙）「雅任申狀土代」

外宮一禰宜雅任代權禰宜弘用謹言上、

欲下早被二經二御　奏聞一被レ寄二□前一禰宜五躰

不具家行非分競望二雅任重被レ下二安堵院

宣一彌抽二御祈禱一忠上間事、

右前一禰宜家行、凶徒與同惡行濫吹絶二常篇一之間、忽蒙二神慮一、去（正平三年）々年八月五日、打二折腰膝一之後、行步全分不レ叶、雖二一度一不レ相二從神事一之間、去々年八月以來、雅任奉二仕彼神事一、抽二誠忠一之間、冥慮令レ然、家行蒙二勅勘一被二退一所職一、雅任達二先途一、彌專二神事一、抽二御祈忠一之處、不レ悔二先非一望二申還補一之條、云三冥々照覽一、云三世之所レ知、爭不レ成二其憚一哉、且家行當職之間、國中之狼藉、競（脱カ）內之非例、無二其隱一之上、凶徒與同惡行度々露顯之間、公家武家御沙汰之最中也、結句蒙二勅勘一、被レ停二廢所職一、五躰不具行步不レ叶之間、更非二神事奉行之器一之處、不レ顧二涯分一、望二申還補一之條、神慮更難レ測、人望尤有レ恐者歟、所詮家行適在レ京之上者、速被レ召二出文殿一者、其躰忽可レ令二露顯一歟、不可凶徒神事者、爭可レ令レ競二望嚴重之神職一哉、然者云二凶徒與同之重科一、云下行步不二合期一之篇上、嚴密被レ經二御沙汰一、被レ停二止家行非分競望者、彌仰二神慮之不レ空、抽二報國之忠一、□被レ奇（排カ）二□家行奸訴一、雅任之當職不レ可レ有二相違一旨、蒙二御裁許一、爲レ專二神事一、恐々言上如レ件、

觀應元年五月　日

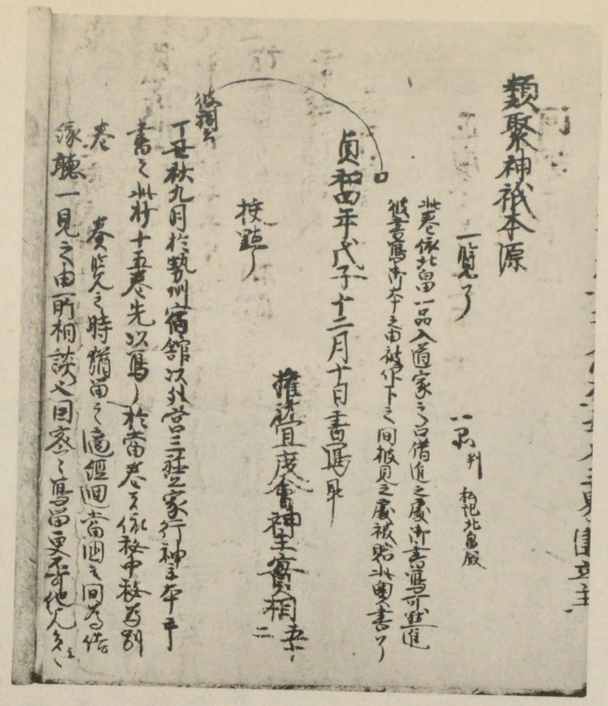

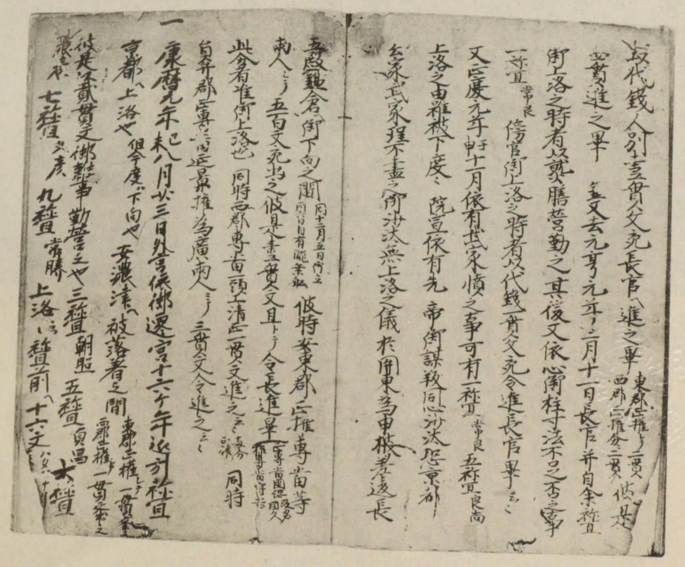





## 第一五一圖　類聚神祇本源神鏡篇奥書

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

類聚神祇本源は十五卷より成り、豐受大神宮の禰宜村松家行卿の著述にかゝる神道書である。こゝに擧げた奥書は、その第十四卷目に當る神鏡篇の奥書で、まだ家行神主の在世中、貞和四年（吉野朝の正平三年）に、同じく外宮の神主で、吉野朝に心を寄せ、且つ神道學に志の深い度會實相（一名通俊又通詮法名曉歸）が手寫したものである。裏書は鎌倉時代末期の文書を含む一卷の卷子本である。右の奥書について注意すべきことは、類聚神祇本源が、畏くも後宇多・後醍醐兩天皇乙夜の覽を賜はつたといふことと、又延元二年九月、北畠親房の伊勢に來り、家行の宿館に會談の際、特にその一覽を許され、之を書き留めたといふことである。このとき親房はその手寫本に、家行の訓點を求め、家行は之に訓點を附して返進したといふことが見えてゐる。かくて此の奥書から、類聚神祇本源の奏覽、並びに親房の伊勢神道研究と、親房と家行との關係を充分に知ることが出來るのである。

類聚神祇本源　　一品判　　私記北畠殿

一覽了

此卷依二北畠一品入道家之召一借進之處、御書寫。可レ點二進彼書寫御本一之由、被二仰下一之間、披見之處、被レ貽二此奥書一了。

貞和四年戊子十二月十日書寫畢

權禰宜度會神主實相五十二

校點了

彼詞云、

丁丑（延元二年）秋九月、於二勢州宿館一、以二外宮三禰宜家行神主本一手書之、此抄十五卷、先以寫了、於當卷一者、依二秘中秘一、爲二別卷一、奏覽之時、猶留レ之、適經二廻當國一之間、爲二結緣一聽二一見一之由、所二相談一也、因密〻寫留、更不レ可二他見一矣、云々、



## 第一五二圖　安東郡專當沙汰文

三重縣宇治山田市外神宮文庫藏

安東郡專當沙汰文は、詳しくは、「安東郡權專當方宮中并在地奉納御倉付以下次第沙汰文」と云ひ、吉野時代初中期の書寫原本が殘つてゐるのである。安東郡とは今の安濃郡を二つに分け、東部を安東郡、西部を安西郡といつたので、そこにある神領上納物並に費用書き上げ帖が、この沙汰文である。その正慶元年（後醍醐天皇の元弘二年）經費支出の條に、外宮の勤王祠宮檜垣常昌卿（初名常良）が、後醍醐天皇のために武家追討の御祈を奉仕したことにより、武家方から嫌疑を蒙り、その申披きのために鎌倉に下向したことが見えてゐるのである。關係箇所を擧げると左の通りであるが、その中に先帝御謀叛とあるは、後醍醐天皇元弘の御擧兵であり、長五殿とは、長官常良、五禰宜良尙のことである。

又正慶元年壬申十一月、依レ有二武家憤之事一、可レ有二一禰宜常良五禰宜良尙上洛一之由、雖レ被レ下二度々院宣一、依レ有二先帝御謀叛同心沙汰一、恐二京都公家武家理不盡之御沙汰一、無二上洛之儀一、於二關東一爲レ申二披差違一、長五殿鎌倉へ御下向之間（同十二月五日御立、同六日自有瀧乘船、）彼時安東郡正權專當等兩人シテ五百文宛出レ之、

## 第一五三圖　元德度會系圖　其ノ一

三重縣宇治山田市外
神宮徵古館藏

元德度會系圖は、正しくは、その卷頭に見えるやうに「外宮現任正員權官系圖」と云はれるもので、後醍醐天皇の元德元年十一月、外宮の一禰宜常良（後に常昌と改む）が、撰錄注進した外宮祠官度會氏の系圖である。度會氏は四門に分れてゐるが、その中、二門と四門とが最も榮えたもので、こゝには、その兩門の系圖を擧げ、且つ元德年間現任のものを示すを主として撰上されたものである。系圖中、右肩の線は、朱線であつて、此の印のあるものが、元德年中在任の正員禰宜並びに權禰宜職にあるものである。こゝに掲げた寫眞は、一卷の卷子本であつて、古くから元德系圖の草按本と言ひ傳へられて來たもので ある。全長二丈五尺、竪九寸八分の大いさを有する上質の楮紙に記されてゐる。こゝに示したのは、その卷頭であるが、卷頭の所は、惜しくも破損し、後世補紙、補筆されてゐる。

## 第一五四圖　元德度會系圖　其ノ二

三重縣宇治山田市外
神宮徵古館藏

こゝに示したのは、元德度會系圖の一部分であつて、勤王祠官家行卿の條々を掲げたものである。家行卿の系圖は、度會氏の二門の出で、曾祖父の維行のときから、今の度會郡北濱村大字村松の地に居館を構へたから、その姓を村松とも稱したのである。代々、外宮の正員禰宜に任ぜられる重代家であつて、曾祖父の維行は一禰宜正四位上、祖父行晴も同上、父有行は三禰宜で正四位上に上つてゐる。家行卿は行賢と二人兄弟で、元德元年には、唯、禰宜と記されてゐるが、卿は此のとき四禰宜に昇進してゐる。その子の盛行、孫の行賴も、此のとき共に權禰宜に補せられてゐる。詳しくは左圖について、家行卿關係の人々を知られたい。



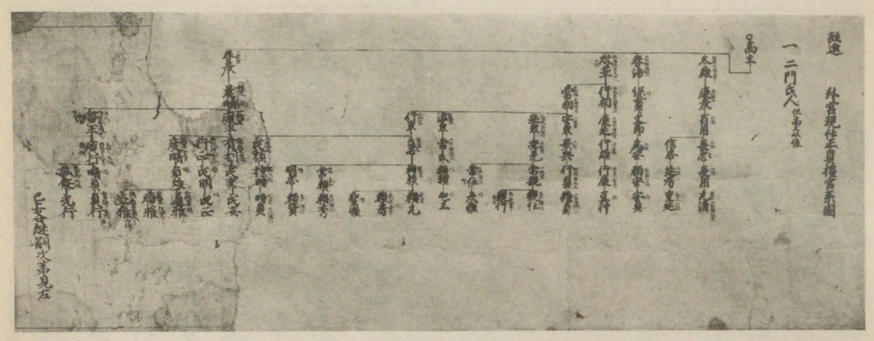

第一五三圖　元德度會系圖　其の一

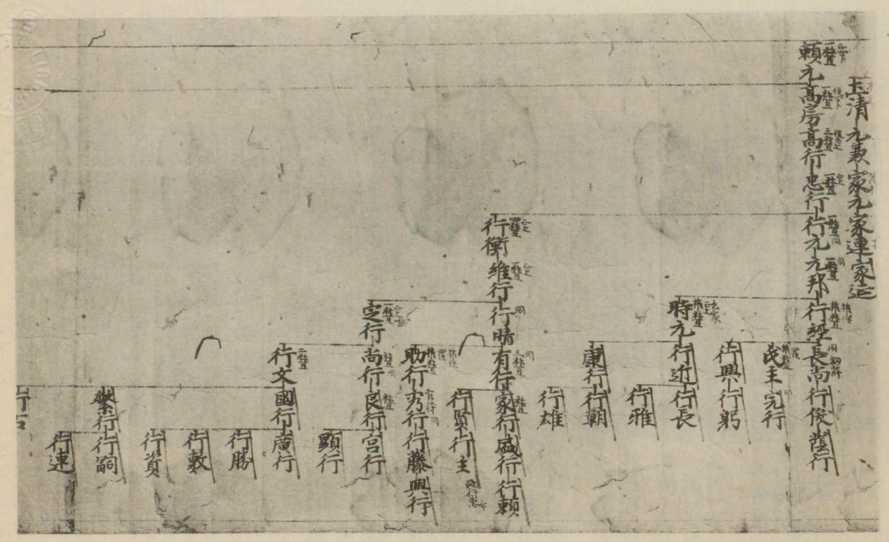

第一五四圖　元德度會系圖　其の二

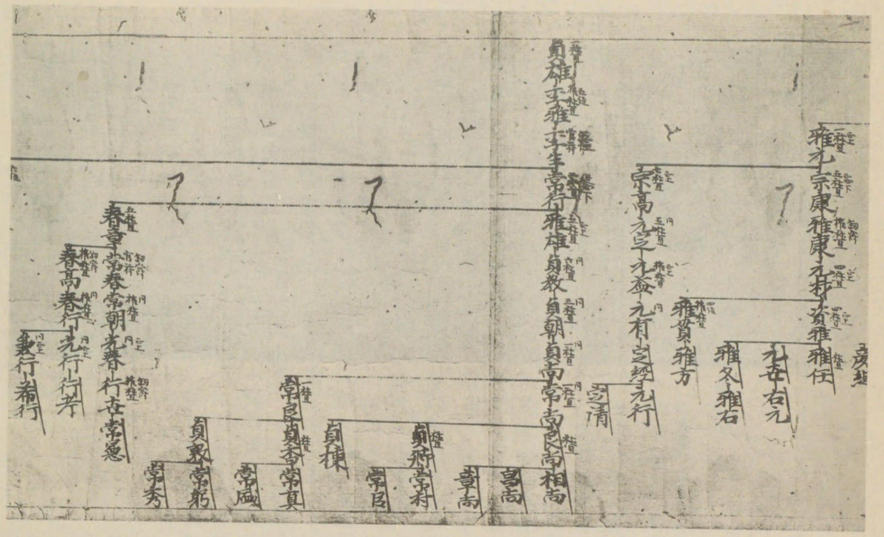



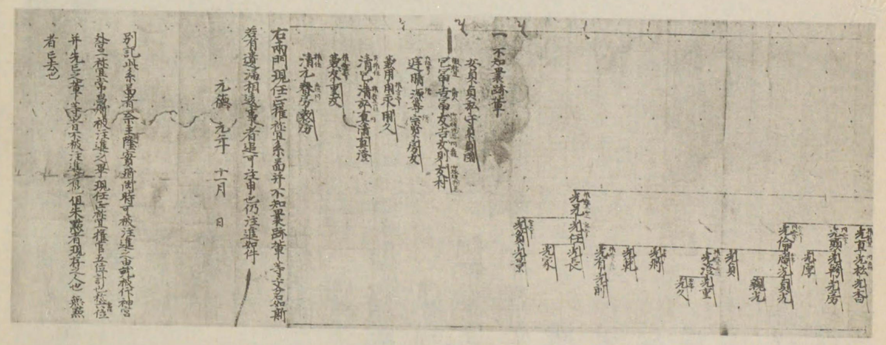

## 第一五五圖　元徳度會系圖　其ノ三

三重縣宇治山田市外
神宮徴古館藏

こゝに擧げたのは、元徳度會系圖の一部分であつて、勤王祠官檜垣常良卿（後に常昌と改む）一系の條々を示すものである。檜垣家も度會氏二門の出で、代々正員の禰宜に任ぜられる重代家である。その家の名を檜垣（ヒガキ）と稱するのは、外宮の宮近き土俗「ヒンガイ」といふ所に居住してゐたことによると傳へられてゐる。父貞尚は一禰宜正四位上、兄常尚も同じく一禰宜正四位上の極位に上つてゐる。本系圖の撰者常良卿も、此のとき、既に一禰宜（長官）にあり、正四位上を極めてゐる。卿が從三位を拜受して、神宮最初の上階の榮を得たのは、その翌年元徳二年のことである。常良卿と共に鎌倉幕府に召喚された良尚は、兄常尚の子で、此のとき五禰宜にあり、その子章尚は有名な神道學者である。

## 第一五六圖　元徳度會系圖　其ノ四

三重縣宇治山田市外
神宮徴古館藏

本圖は元徳度會系圖の巻末を示したもので、撰上の由緒を知る奥書を見ることが出來る。元徳元年十一月附の奥書は、撰上當時のものであるが、次ぎの別記の箇所は、少しく後に撰錄の由緒を追記したものである。

右兩門現任正權禰宜系圖、并不レ知二曩跡輩等、交名如レ斯、若有二遺漏相違事一者、追可二注申一也、仍注進如レ件、

元徳元年十一月　日

別記、此系圖者、祭主隆實卿御時、可レ被二注進一之由、就レ被レ仰二神宮一外宮一禰宜常昌卿被二注進一之畢、現任正禰宜權官五位計也、於二當任六位并先亡之輩等者、不レ被二注進一者也、但朱點者、現存之人也、無レ點者亡去也、

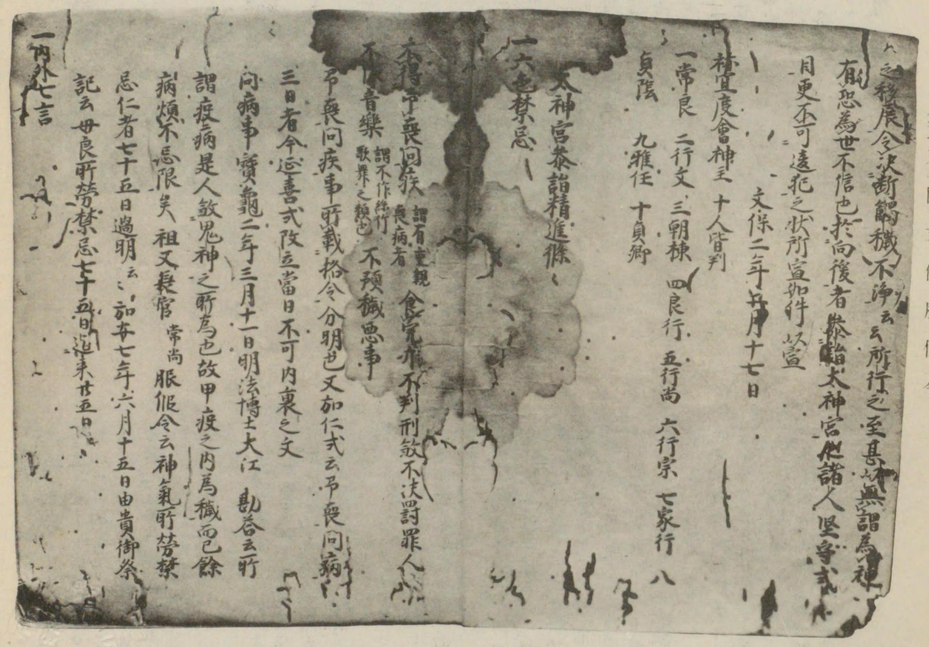

## 第一五七圖　文保服假令

三重縣字治山田市外
神宮文庫藏

本文書は、花園天皇の文保二年二月十七日に、外宮一禰宜檜垣常良卿以下十員の禰宜が發した外宮の廳宣で、美濃・尾張等の國々に主として下した大神宮參詣精進の諸式を集めたものである。所謂「元々本々」を基とし、清淨を以て先とし、正直を以て宗となすべき事を說いたものである。こゝに擧げた圖は、應八年の寫本で、卷頭の廳宣を示せば左の通りである。

廳宣

可下早相二觸美濃尾張等國一普令レ存中知太神宮參詣精進法上事。副下法目錄。

一所太神宮者。異二于天下諸社一。所謂元々本々。以二清淨一爲レ先。屏二佛法息一。以二正直一爲レ宗。而再三拜神祇。故禁經教一。忌二僧尼一。戒二妖言一。退二巫覡一。皆是神明之遺勅。二宮之規範也。爰頃年以降。巫等號二太神宮先達一。於二參宮之路次一。行二新儀之軌式一。剩背二朝家憲章一。不レ辨二神宮古典一。不レ紊二甲乙丙之移展一。令レ決二斷觸穢不淨一云々。所行之至。甚以無レ謂。爲レ神有レ恐。爲レ世不信也。於二向後一者。參二詣太神宮一之諸人。堅守二式目一。更不レ可二違犯一之狀。所レ宣如レ件。

以宣。

文保二年二月十七日

禰宜度會神主十人皆判

一常良　二行文　三朝棟　四良行　五行尙
六行宗　七家行　八貞蔭　九雅任　十貞鄕

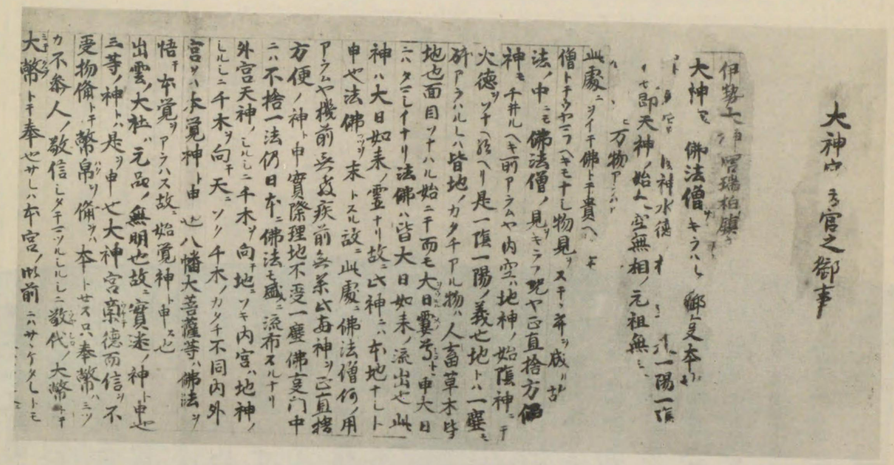

大神宮兩宮之御事



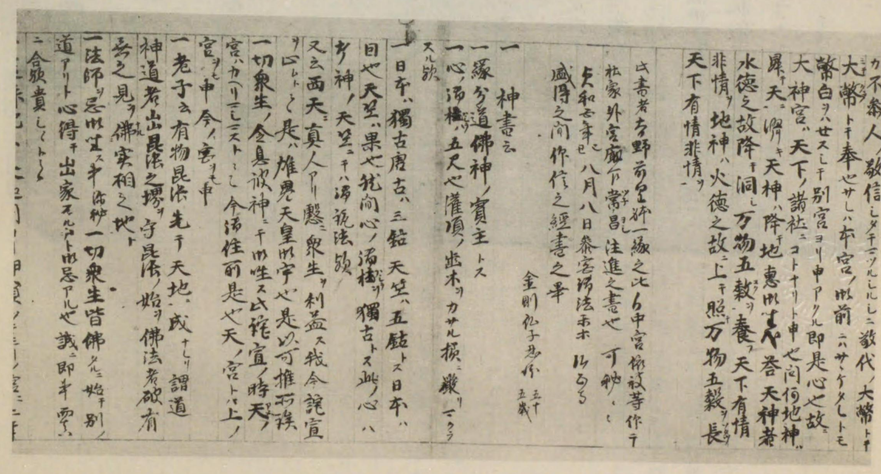

第一五八圖
第一五九圖
第一六〇圖
第一六一圖
第一六二圖

## 大神宮兩宮之御事

三重縣度會郡吉津村大字河內
鄕社仙宮神社々司加藤一馬氏藏

「大神宮兩宮之御事」一卷は、從來、「檜垣常昌神主注進神書」の名で知られて來たものであるが、こゝには、その卷頭の題名によつて、「大神宮兩宮之御事」と稱する。內容は四部より成る。その一は、從來から言はれてゐる檜垣常昌神主注進神書であり、その二、その三は、右の注進神書について、後世のものが註解を加へたもので、前者は神書の口傳聞書であり、後者は實迷神始覺神の說明である。第四の部分は、「弘仁十三年遍照金剛傳」と稱する部分で、最後に、永享十年書寫の左の奧書が、附けられてゐる。

永享十年霜月十五日書寫畢、
筆者來峯大有六十二歲、桑名善得庵ニテ
誌レ之、

以上四部の中で、特に注意すべきものは、最初の檜垣常昌神主注進神書の部分で、これが數少なき常昌卿の神道著作の一つになるからである。全長九尺一寸五分の一卷の中注進神書の部分は、高さ九寸六分五厘、長二尺五寸四分位いのもので、本文三十二行、奧書五行、合せて三十七行から成る一文である。「大神宮兩宮之御事」と稱する題名は、最初からあつた名でなく、後から內容について附けた名である。奧書によると、後醍醐天皇が天下を一統され、建武中興の成つた頃、中宮の藤原廉子の方から大神宮神道のことについて御下問があり、それについて、外宮の長官常昌卿が御奉答注進申し上げたものである。その年代については、常昌卿自身の奧書はなく、後人が、奏進の由緒を書きつけてをいた奧書が殘つてゐるばかりなので、明瞭なことは分らないが、その奧書に「吉野前皇躰(後)一緣(統)之比」といひ、廉子の方を「中宮」といつてゐる所から推すと、廉子の方が准三后の御待遇を受けられたのは、建武二年四月のことであるから、それ以降、常昌卿が薨ぜられた延元四年までの四年間の中に撰進せられたものである。それから約十年後の貞和五年（吉野朝の正平四年）八月八日に、內宮附近なる楠部の弘正寺に於て忍勝なる僧侶が、之を寫してをいたものが、こゝに傳はつてゐるのである。現存の一卷は、最後の奧書に見える如く足利時代永享十年に近い頃に寫されたものである。

内容は大體四段から成り、第一段には「大神宮佛法僧ヲキラハル丶御事」と題して、兩宮の御神德は究極に於て、本體的のものであつて、大日如來の靈であるから、わざ〳〵大日如來から派生した佛法僧には用はないといふのである。第二段には千木の相違によつて、兩宮が天神地神の本體を現はす旨から、之を本覺神とし、八幡大菩薩の始覺神、出雲大社の實迹神と合せて、神に三等神あることを述べ、特に大神宮は本覺神として、最も尊貴、且つ本源的なるものであることを說いてゐるのである。第三段には、大神宮信仰の根本要義を述べて、只、幣帛を奉ることによつて、敬信の念を捧げんとするよりも、德を磨いて、神に捧げるを主とすべきことを明らかにし、最後の第四段では、天神地神の御德用についての問に、水德火德の理を以て万物長養の義を說いて、御奉答の意を盡してゐるのである。

こゝに揭げた寫眞五葉は、「大神宮兩宮之御事」一卷の全文であつて、注進神書並に他の附帶神道說も全部見ることが出來る。本文は行書で、割合明瞭に寫されてゐるため、こゝに全文を擧げて、訓點を施す必要をみとめない位であるが、最初の注進神書は、

常昌卿奏進の神道書たるによつて、特に揭記し、訓點註記を加へた次第である。

「大神宮兩宮之御事」（異筆）

「伊勢大神宮瑞柏鎭守」（異筆）

「大神宮兩宮之御事」（異筆、紙背ノ卷頭ニアリ）

大神宮佛法僧ヲキラ（嫌）ハル丶御事、本地□

コト、外宮□□神水德□一陽一陰□

□、卽天神ノ始、□（天カ）空無相ノ元祖、無□

□ヒ萬物アラハ□此處ニ

□（於）イテ、佛トテ貴ヘ□僧トテ

ウヤ（敬）マフヘキモナシ、物見ヲステ、（捨）竹（佛陀）ヲ成

ル故、□法ノ中ニ（ニ）モ佛法僧ノ見ヲキ（嫌）ラフ、

況ヤ正直捨方便（方）□（ニ）神モチ（用）キルヘキ所アラ

ムヤ、內空（空）ハ地神ノ始、陰神ニテ、火德ヲソ（補）ナ

ヘ給ヘリ、是一陰一陽ノ義也、地トハ一塵モ

躰（用）アラハルレハ、皆地ノカタ（形）チアル物ハ、人

畜草木皆地也、面目ソナ（補）ハル始ニテ、而モ大（オヽ）

日（ヒルメノミコト）靈尊ト申、大日ニハタ（敬）マシイナリ。法佛ハ

皆大日如來ノ流出也、此神ハ大日如來ノ靈

ナリ、故ニ此神ニハ本地ナシ（無）ト申也、法佛（ホツ）ヲ

末トスル故ニ、此處ニ佛法僧何ノ用アラム

ヤ、機前無教、疾前無藥、此兩神ヲ正直捨方便





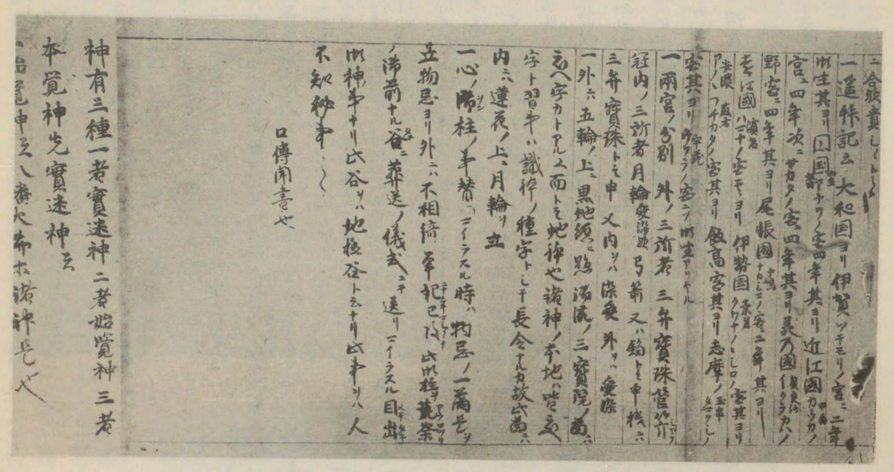



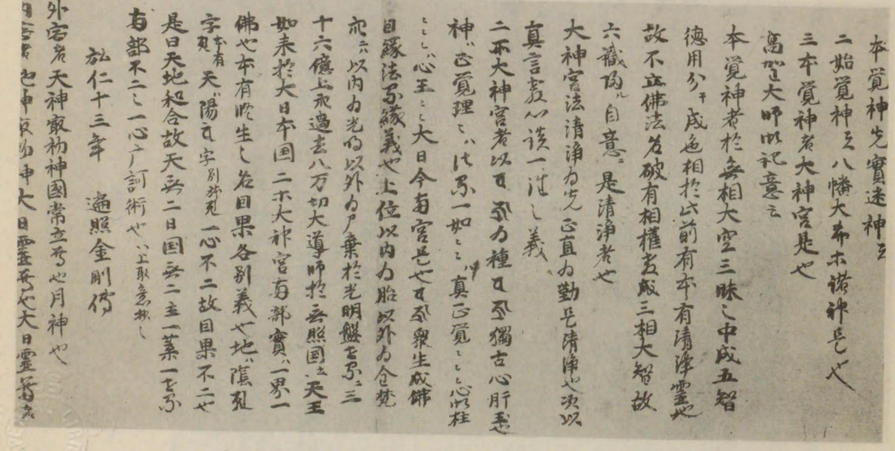

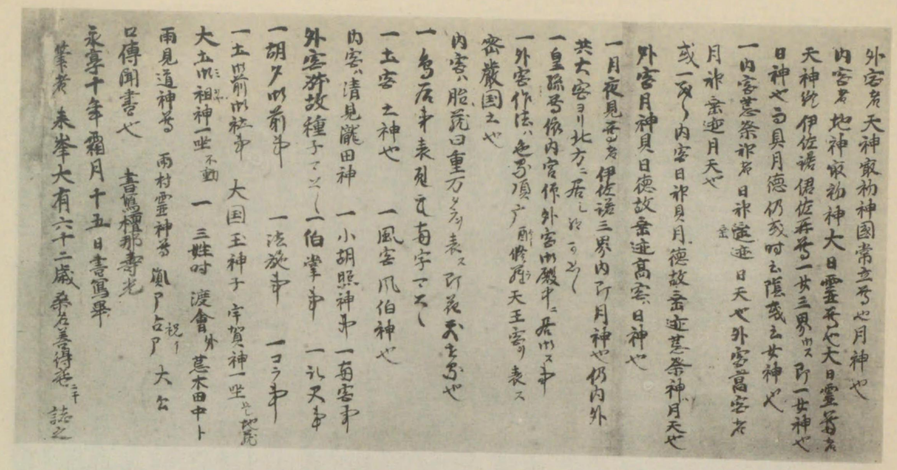

第一六二圖　大神宮兩宮之御事　其の五　（上）

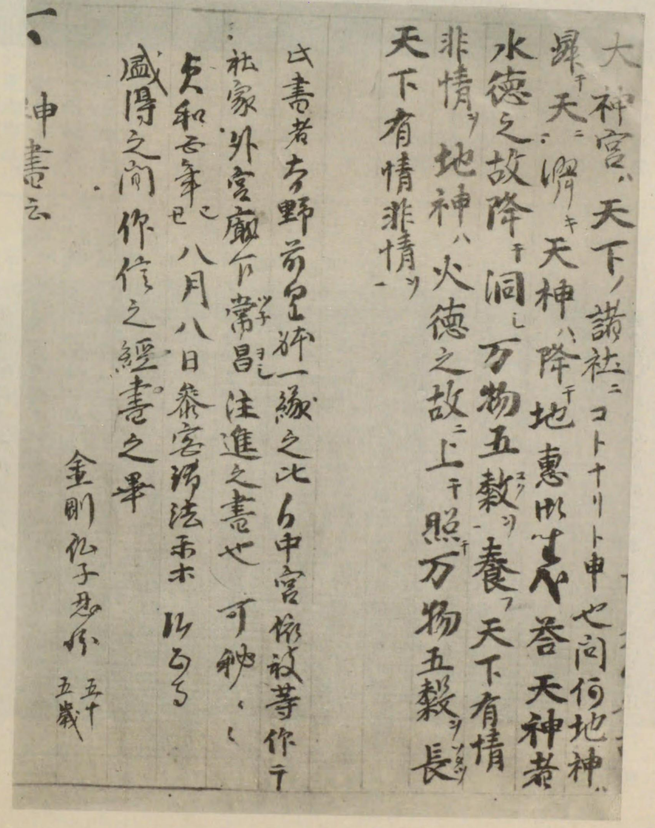

第一六三圖　大神宮兩宮之御事奥書　（下）

ノ神ト申、實際理地不レ受ニ一塵一、佛事門中ニハ不レ捨ニ一法一、仍日本ニ佛法モ盛ニ流布スルナリ。

外宮天神ノシルシニ、千木ヲ向テ地ニソキ、内宮ハ地神ノシルシニ、千木ヲ向テ天ニソク千木ノカタチ不レ同、内外宮ヲハ本覺神ト申也、八幡大菩薩等ハ、佛法ヲ悟テ、本覺ヲアラハス、故ニ始覺神ト申ス也、出雲ノ大社ハ、元品ノ無明也、故ニ實迷ノ神ト申也、三等ノ神トハ是ヲ申也。

大神宮稟レ德而信ヲ不レ受、物備トテ幣帛ヲ備ヲハ本トセス、只奉幣ハミツカ不レ參人ノ敬信シタテマツルシルシニ、敬代ノ大幣トテ奉也、サレハ本宮ノ御前ニハサヽケタレトモ、幣白ヲハセスシテ、別宮ヨリ申アクル、即是心也、故ニ大神宮ハ天下ノ諸社ニコトナリト申也、

問、何地神ハ昇レ天濯キ、天神ハ降レ地惠御坐哉、答、天神者水德之故、降テ洞ニ萬物五穀一養ニ天下有情非情一、地神ハ火德之故ニ、上テ照ニ萬物五穀一長ニ天下有情非情一

此書者吉野前皇帝一緣之比、於ニ中宮依レ被レ蒙ニ仰于社家一外宮廳官常昌注進之書也、可レ秘々々、

貞和五年己丑八月八日、參宮御法樂等弘正寺、盛得之間、仰信之經書レ之畢、

金剛佛子忍勝　五十五歳

第一六三圖　大神宮兩宮之御事奥書

三重縣度會郡吉津村河内　加藤一馬氏藏

先きに擧げた「大神宮兩宮之御事」中、檜垣常昌卿注進神書の奥書を、少しく大きく寫したものである。

## 第一六四圖　外宮北御門歌合卷首

東京市小石川區
久志本常基氏藏

本書は、後醍醐天皇の元亨元年冬、外宮北御門に於て開かれた歌合の古寫卷子本で、大體當時の書寫にかゝるものである。題は落葉、冬月、朝雪、不逢戀、待戀、恨戀、山家松、懷舊夢、神祇の九題で、八十一番詠み合せてゐる。詠者は圖に見る如く十八名で、その中には檜垣常良、村松家行、宮後朝棟卿等勤王祠宮の詠草も、各々九首づゝ載せられてゐる。全文は群書類從和歌部卷第二〇五にも載せられてゐる。

## 第一六五圖　朝棟亭歌會歌卷首

東京市小石川區
久志本常基氏藏

本書は、又別に「宮後朝棟亭三首會紙」とも云はれ、當時外宮二禰宜であつた宮後朝棟卿の亭に於て、開かれた建武元年八月十五夜歌會の歌を集めたものである。題は名所月、憑契戀、秋述懷の三題で、當夜會した人々の中には、檜垣常昌卿、宮後朝棟卿を始め、度會、荒木田の一族の人々や僧侶等も混つてゐる。建武中興も目出度成り、平和の月の下で、歌會を開かれた有樣が偲ばれると同時に、それが勤王祠官宮後朝棟卿の亭で開かれたといふ點に本書の興味がつながれてゐる。本書は、その奥書に、

本云建武二年五月七日如形書寫畢

とあつて、當時の原本である。



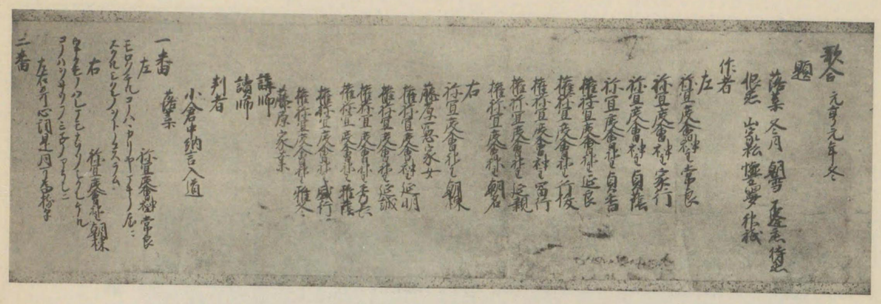

第一六四圖　外宮北御門歌合卷首　（上）

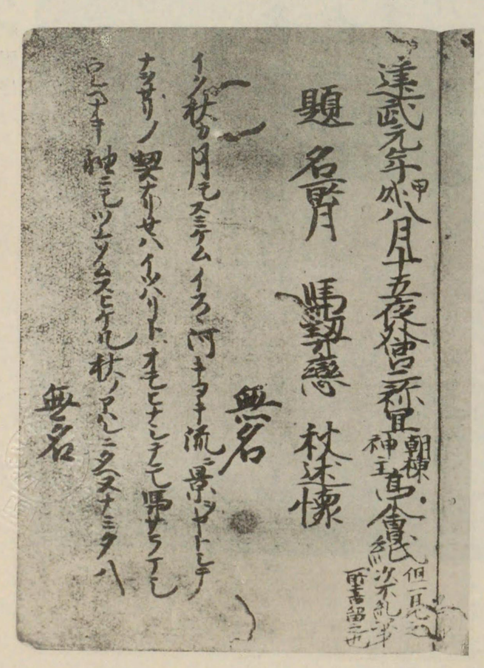

第一六五圖　朝棟亭歌會歌卷首　（下）

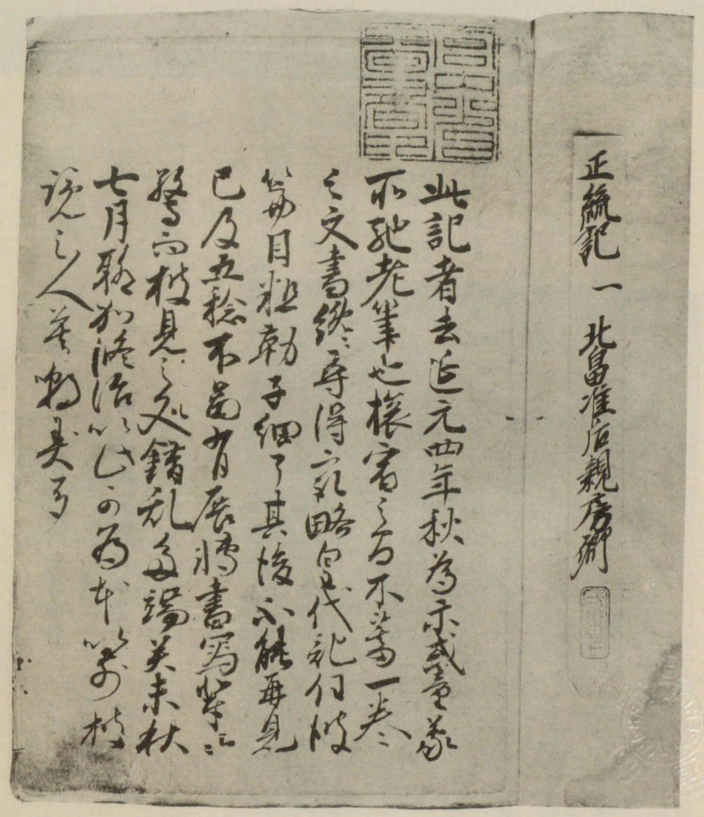



## 第一六六圖　神皇正統記序

東京市麹町區
宮内省圖書寮藏

宮内省圖書寮所藏の神皇正統記五冊は、もと外宮の勤王祠官宮後朝棟卿の後裔なる宮後家に傳來されたるもので、古くから北畠親房公の親筆本だと云はれて來たものである。五冊の中、最初の二冊だけは、古寫本で、恐らく足利中期を下らないものであるが、後の三冊は江戸時代に、慶安の刊本を以て寫し補つたものである。もとより親房の親筆本ではないが、世人は宮後家が勤王祠官の後なるを以て、それに附會し、伊勢往來の親房公が、その親筆本を與へたることもありぬべしといふ位いの所から起きた說で、何等根據のあるものではない。然し、江戸時代は通じて、本書を親房公の親筆であるとなし、第五冊の卷末には

此一二之卷、足代草春寄附也、北畠准后御筆、
下三札(冊)後に書加、　　度會朝貞書(判)

とあり、又第一冊の卷頭には一樂軒の極札も附けられて、親房公親筆と言ひ傳へてゐるのである。本書の傳來は、右に擧げた奥書によつても分る通り、江戸の初頃に足代草春から宮後家に贈られたもので、もとより宮後家傳來のものではない。それが宮内省に收まつてゐるのは、明治八年に宮後朝棟卿の勤王事蹟御取調の際、傍證として親房筆の正統記として本書を提出せるについて、後、之を宮内省に納められるに至つたものである。

こゝに擧げた第一六八圖は、正統記の序文であつて、第一冊の第一枚目に當る部分を示したものである。此の序文といふものは、有る本と無い本とあり、白山本神皇正統記には、見えてゐない。序文によれば、本書の撰述が、延元四年のことであり、又興國四年に修補訂正が加へられて、以て今日に傳へられてゐることを知るのである。圖の右に見える極札は「一樂軒」の極札である。

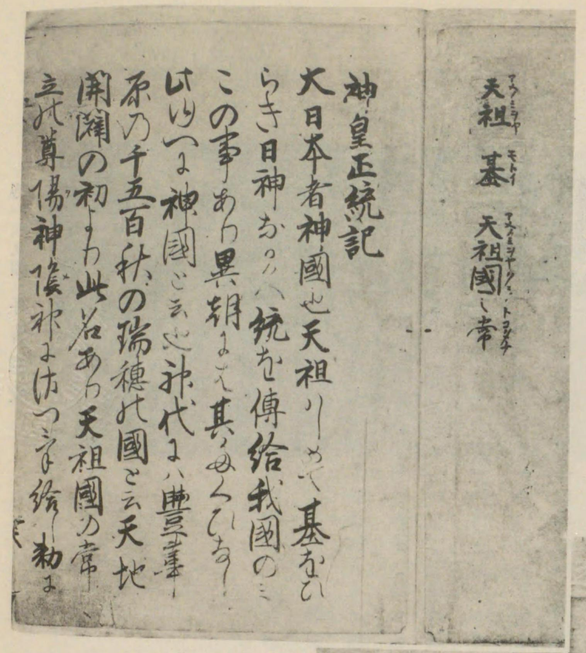


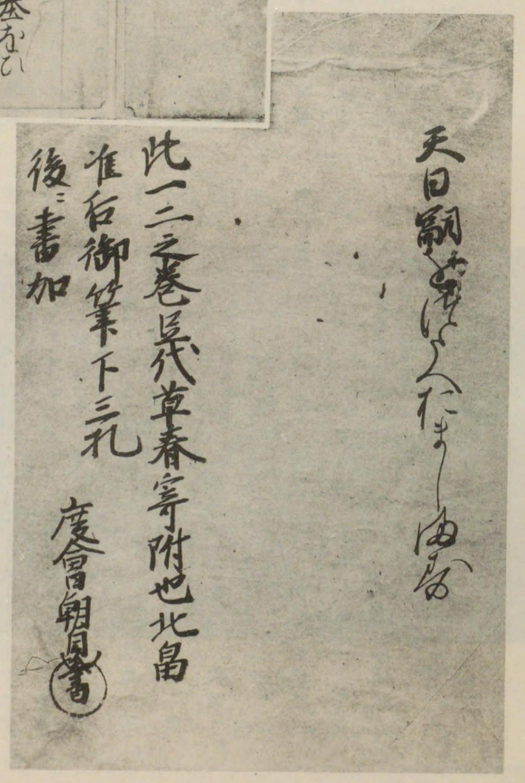


第一六七圖　神皇正統記卷頭　（上）

第一六八圖　神皇正統記奥書　（下）



## 第一六七圖　神皇正統記卷頭

東京市麹町區
宮内省圖書寮藏

こゝに擧げた圖は、正統記の第一冊の二枚目の卷頭で、開卷第一章といふ所である。有名な「大日本者神國也」といふ宣言から始まり、「天祖はしめて基をひらき、日神なかく統を傳給、我國のみこの事あり、異朝には其たくひなし、此ゆへに神國と云也」と云つて、その神國たる所以を説明してゐる有名な所である。右側に張られてゐる「天祖、基、天祖國之常」は、同じく古體の字配りで、訓み方を記したものの斷簡を張りつけてをいたものである。

## 第一六八圖　神皇正統記奥書

東京市麹町區
宮内省圖書寮藏

こゝに擧げた圖は、正統記第五冊目の末尾にある奥書で、本書の傳統を知る唯一の手懸りである。

此一二之卷、足代草春寄附也、北畠准后御筆、下三札後ニ書加　　度會朝貞書（判）

右によつて五冊本の中、最初の一、二の卷だけが、古鳥本で、後の三冊は後に書き加へたものであることが分る。但し親房公の筆でないことは、本書の書體を見ても、それが室町時代中期頃のものであることによつて、一見明瞭である。足代草春は、有名な神宮學者足代弘訓の祖、こゝに識語を書いた度會朝貞は江戸初期の人で、（天和二年、八十七歳にて卒去す）宮後氏である。

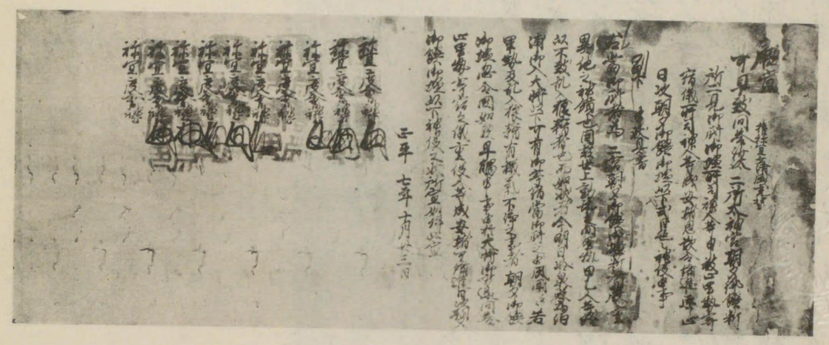

第一六九圖　外宮廳宣

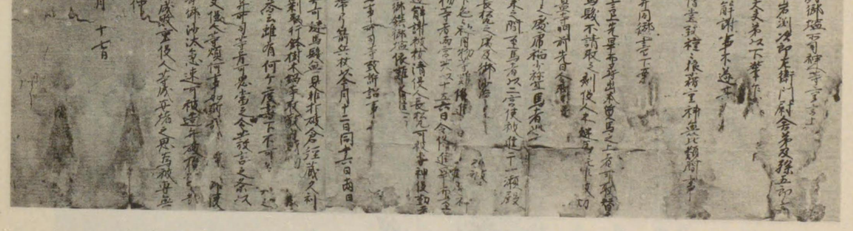

第一七〇圖　御鹽所司申狀案



## 第一六九圖　外宮廳宣

三重縣宇治山田市宮後町
御巫清白氏藏

本文書は「御鹽殿神庫所藏文書」の中で、後村上天皇の正平七年十月廿三日、二見御鹽所司の神役人に下した外宮の廳宣である。內容は世上動亂の時に際し、二見御鹽の御厨に、今明日冷泉殿が泊浦（鳥羽）御入の大將として、此の地に寄宿することは、誠とに狼藉且つ穢氣の恐れあれば、右樣のことなきやうに停止せらるべきことを宣したものである。泊浦は今の鳥羽浦で、當時所謂北朝側の勢力範圍の中にあつたのに對して、吉野方の大將冷泉殿の討入りを指したものである。文書面に捺されてゐるのは「豐受宮印」といふ、豐受大神宮の御政印である。本文は圖について見られたし。

## 第一七〇圖　御鹽所司申狀案

三重縣宇治山田市宮後町
御巫清白氏藏

本文書は、前圖と同じく「二見御鹽殿神庫所藏文書」の中に收められてゐる所のもので、延文元年（後村上天皇の正平十一年）六月十七日、二見御厨御鹽所司の神役人の、兩宮に對する申狀の草案である。內容は虎福小禰宜ノ小舅、岩淵次郎左衛門尉ノ舍弟、及孫五郎、高羽江四郎、木下三郎大夫ノ弟等が、質馬のことに事寄せて、軍勢を催し、二見密嚴寺に濫入、穢氣御厨に及ぶの故を以て、之を注申し、且つ祈謝のことを言上したものである。文中、「一瀨殿御返事」の句あり、度會郡一之瀨城に據つて居つた愛洲氏のことで、正平十一年當時、尙ほ相當の勢力を持つてゐたことが知られるのである。本文は圖について見られたし。

## 第一七一圖　朝明郡長松御厨雜掌宗重申狀案

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

本文書は後村上天皇の興國年間に於ける北伊勢動亂の有様を述べた資料で、戰亂のため神宮御上分米運搬のこと出來ず、近來漸やく路次靜謐になりたるため、使を遣すことの出來る旨を述べたものである。康永元年は後村上天皇の興國三年で、此の年仁木義長、高師秋等の敵軍、大いに振ひ、北勢は彼等の勢力範圍の中にあり、南勢の吉野朝義軍の根據地も、次ぎ〳〵に陷落の悲運にあつたときである。路次靜謐とは、所謂北朝側の勢力によつて、爭亂の靜謐に歸した様を言つたものである。本文は圖について見られたい。朝明郡長松御厨は北伊勢で、今の四日市と桑名との間邊りに當る。神宮文庫所藏古寫本貞治三年内宮遷宮記の紙背文書である。

## 第一七二圖　外宮注進狀案

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

本文書は、神宮文庫所藏、古寫卷子本御鎭座傳記の紙背文書で、延文二年二月（後村上天皇の正平十二年）外宮注進狀の當時の草按である。内容は伊勢國内に於ける外宮禰宜貞香相傳の御贄上分口入料に對して、日光僧正房、愛須氏、雅樂入道、中村藥師兵衛、阿曾柏尾兄弟、五ヶ七郎右衛門等が押領、亂妨する由を官に訴へ出でたものである。右の中、雅樂入道は、村松家行卿を援けた勤王祠官であり、その他愛須氏、五ヶ氏等は何れも南勢熊野の勤王豪族である。此等のものが、諸所より兵糧米を徵收して、勤王運動に當つてゐたことが知り得られる有力な史料である。本文長ければ、圖について見られたし。

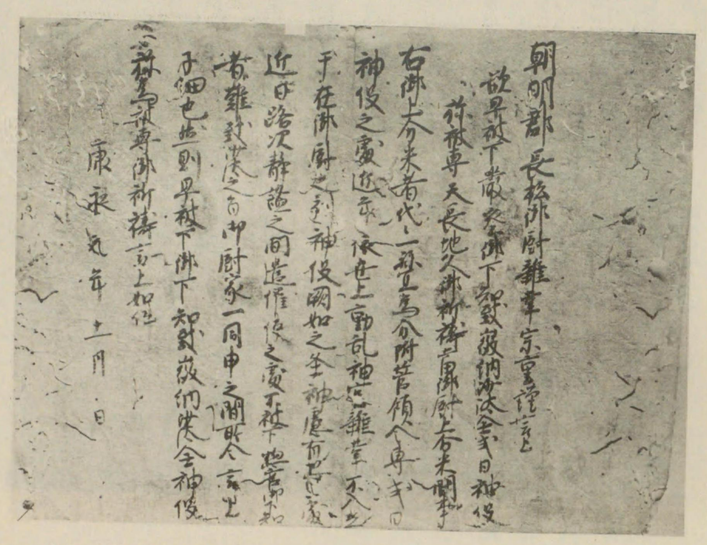

第一七一圖　朝明郡長松御厨雜掌宗重申狀案

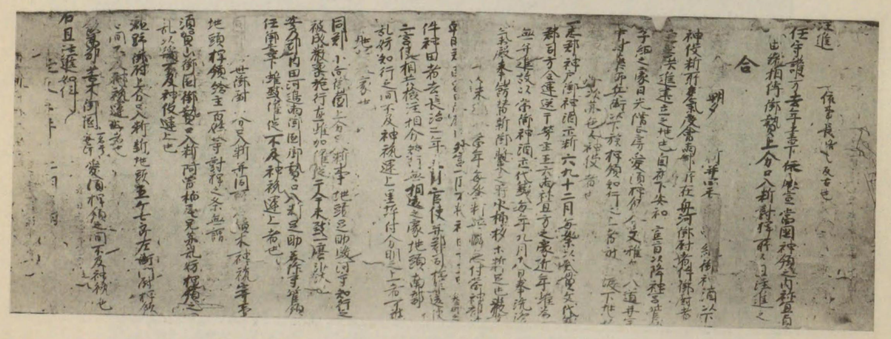

第一七二圖　外宮注進狀案

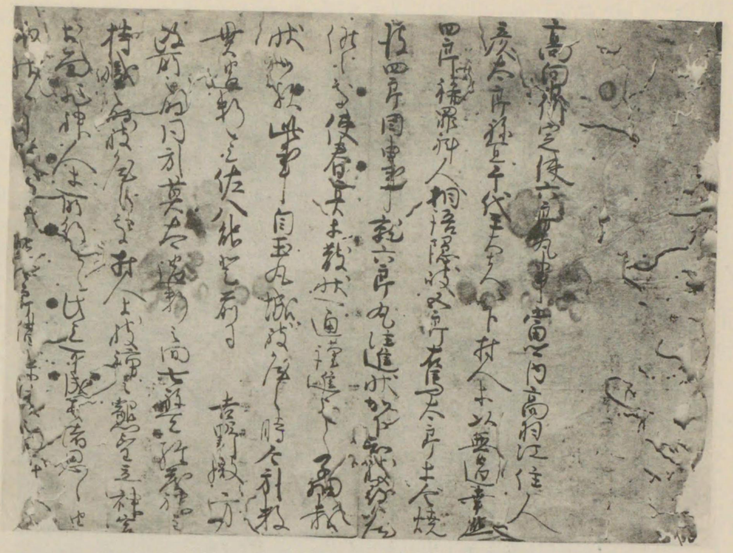

第一七三圖　内宮雜掌申狀案

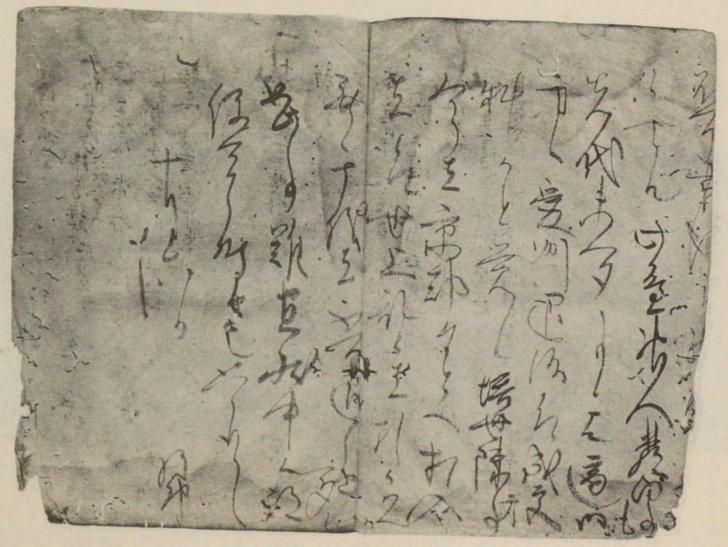

第一七四圖　十月六日附書狀



## 第一七三圖　内宮雜掌申狀案

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

本文書は、神宮文庫所藏、古寫本貞治三年内宮遷宮記の紙背文書で、年號は缺けて見えないが、内容から見て大體、延元興國年間のものである。内容は、宮川の下流高羽江の住人等が燒打ちした事件に關するもので、それが官軍の根據地玉丸城(今の田丸城)より沙汰を致す時のことであり、又吉野殿方の攻所をしてゐた時代のことである云々の字句が見えてゐる點に注意が引かれるものである。

## 第一七四圖　十月六日附書狀

三重縣宇治山田市外
神宮文庫藏

本文書は神宮文庫所藏、古寫本「貞治本宮別宮及外宮遷宮大暑」の紙背文書であつて、内容から見て大體、延元興國年間のことに屬するものである。内容の一節に、「此邊神人發向事も先代未聞」の由、その他「愛州退治」、「塔世陣事」云々のことなどが見えてゐて、村松家行神主等擧兵のことを以て、先代未聞のことゝ云ひ、愛州氏の擧兵のこと、塔世橋に於ける兩軍合戰のことなど、當時世上動亂の有樣の斷片が見得られる貴重な資料である。

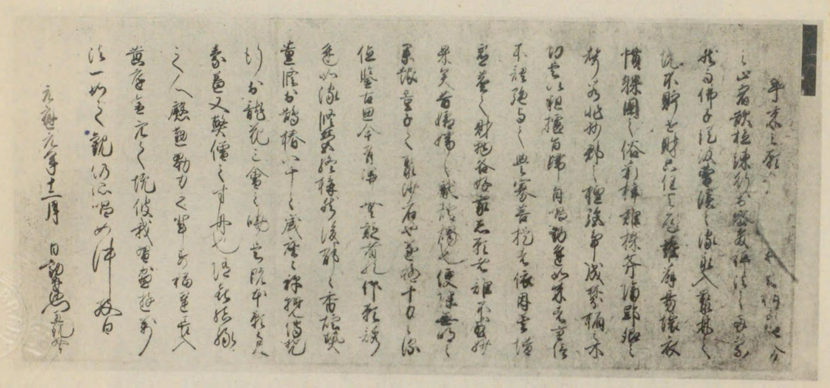

第一七五圖　釋尊寺手繼案

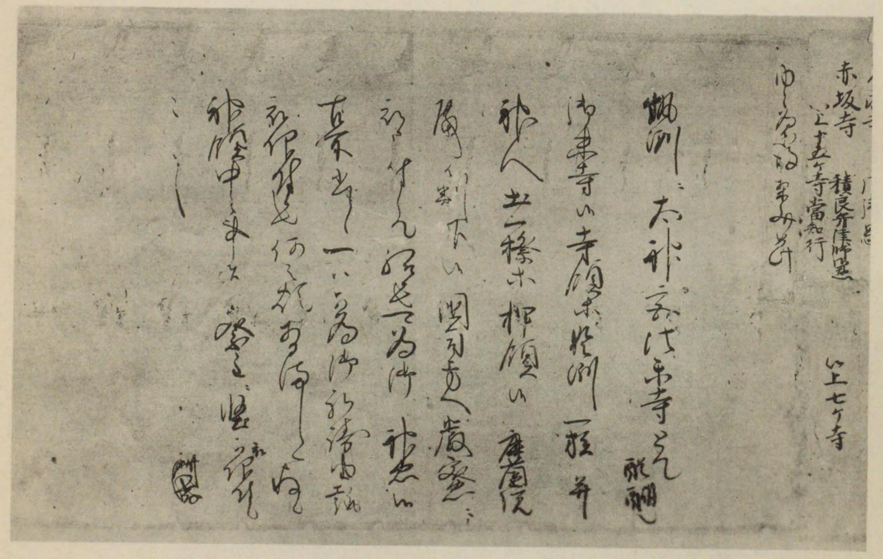

第一七六圖　惠觀勸進帳



## 第一七五圖　釋尊寺手繼案

京都市伏見區日野西大道町
田中忠三郎氏藏

釋尊寺手繼案は一卷、八葉の文書より成る。同寺は度會郡内城田村大野木に在つた醍醐三寶院の末寺で、もとは平安朝中期に祭主大中臣輔親の建立したものである。本書は手繼案八葉中最後の一紙で、同所棚橋に在る太神宮法樂寺（同じく醍醐の末寺）の寺領を、南北爭亂の際、南伊勢の勤王豪族愛洲一族幷に、外宮の勤王祠官等が、攻畧押領したことを記したものである。右の事實は、當時所謂北朝側の手中にあつた同寺に對する、吉野朝側義軍の攻擊占領を意味するもので、法樂寺紛失文書によれば、同寺の侵畧を受けたのは、延元元年十二月から、興國三年八月に至るまでの間で、その背後には、北畠親房の援助のあつたことが見えてゐる。又本文書の一つ前の文書の半にも「常光寺山田神人押領」のことが見えてゐる。

（張紙）「内々爲二御心得一案文如レ此」
勢州ニ大神宮法樂寺とて、醍醐之御末寺候、寺領等愛洲一族、幷神人土一揆等押領候、鹿薗院殿御判下候、國司方へ嚴密ニ被二申付一候て給候者、可レ爲二御神忠一候、右所書之一ハ、可レ爲二御祈禱一由趣、被二仰付一候者、何之煩あるましく存候、神領中之事者、祭主ニ堅可レ被二仰付一候、恐々、
（花押）

## 第一七六圖　惠觀勸進帳

三重縣宇治山田市岩淵町
光明寺藏

後醍醐天皇の元應元年十二月に、山田光明寺の僧惠觀の寄捨を勸めたる勸進帳であつて、末尾に「元應元年十二月　日勸進沙門惠觀啓白」とあり。惠觀は、光明寺の中興開山で吹上の塔婆には「勢州山田金鼓山法常住光明禪寺開山月波惠觀大禪師」とあり、又光明寺の揭札には「開山月波惠觀和尙大禪師應安六癸丑八月八日示寂」と見えてゐる。延元元年、親房公の御教書を得て、大勝金剛法の密法を修し、又志摩、伊勢海岸に、官軍の兵粮米を徵集したことと、その他結城宗廣卿との關係等は何れも、惠觀の勤王僧であることを物語るものである。

第一七七圖・相模守某奉書

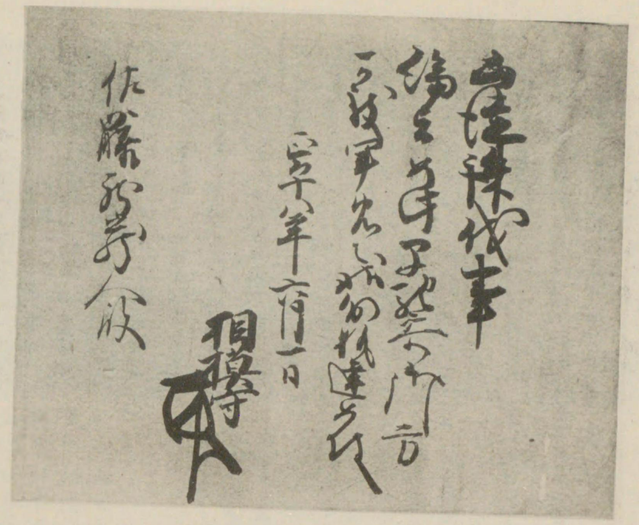

第一七八圖　足利直冬御教書

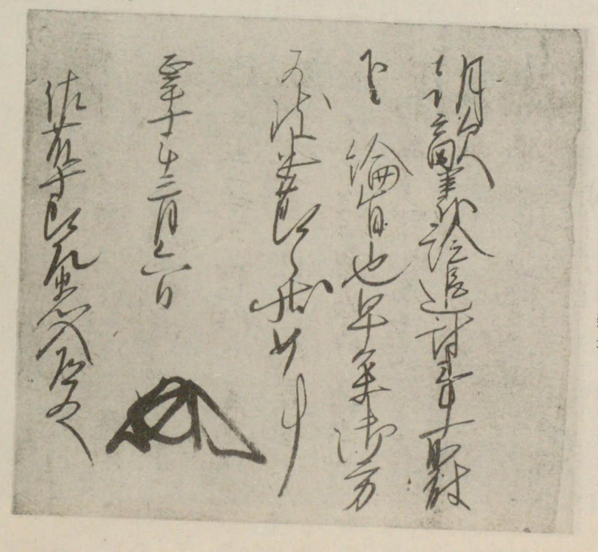



## 第一七七圖　相模守某奉書

三重縣一志郡小野江村肥留
佐藤道齋氏藏

本書は、正平八年六月一日、後村上天皇の綸旨を奉じ、伊勢一志郡の豪族佐藤新藏人に宛てた相模守某の奉書である。凶徒誅伐、御方に馳せ參じ、軍忠を盡すべき旨を傳へたものである。佐藤氏は、もと奥州の豪族であるが、北畠結城氏と共に伊勢に來り、一志郡に土着したもので、こゝに謂ふ新藏人は、佐藤氏系圖によれば、佐藤基清(又元清)である。

凶徒誅伐事
綸旨如レ此、早馳二參御方一、可レ致二軍忠一之狀、仍執達如レ件、
正平八年六月一日　　相模守(花押)
佐藤新藏人殿

## 第一七八圖　足利直冬御教書

三重縣一志郡小野江村肥留
佐藤道齋氏藏

本文書は、正平十年三月六日、後村上天皇の綸旨を奉じ、足利直冬より、佐藤十郎左衛門入道清親に宛てた御教書で、朝敵足利義詮追討のために、御方に參じ、忠節を盡すべき旨を傳へたものである。年號の下の花押が、足利直冬の花押で、直冬は尊氏の庶子ではあるが、正平八年、後村上天皇に歸順し、一時吉野朝のために忠節を盡したときのものである。佐藤十郎左衛門入道は、前圖の新藏人基清の父で、佐藤氏系圖によれば本名清親、入道してからは、性妙と稱してゐる。もとは奥州の豪族で、後、伊勢一志郡に在つて、忠勤を抽んでたものである。

朝敵義詮追討事、所レ被レ下二綸旨一也、早參二御方一、可レ致二忠節一之狀、如レ件、
正平十年三月六日　　(花押)
佐藤十郎左衛門入道殿

## 第一七九圖　足利義詮御教書

三重縣一志郡小野江村肥留
佐藤道齋氏藏

本文書は、延文五年（後村上天皇の正平十五年）八月廿九日、敵軍足利義詮から、佐藤新藏人基清に宛て、伊勢の守護仁木義長が、後村上天皇に歸順せるについて、之を討つべく傳達したものである。仁木義長は、初め武家方で、伊勢の官軍を攻擊した方の大將であつたが、此の年七月吉野朝に歸順したので、武家方から討たれるやうになつたものである。仁木義長の吉野朝歸順資料として貴重なものである。年號の下の花押は、足利義詮の花押である。

仁木義長有二別心一、令二沒落一之間、所レ遣二討手一也、忩馳參、可レ致二忠節一之狀、如レ件、

延文五年八月廿九日　（花押）

佐藤新藏人殿

## 第一八〇圖　佐藤氏系圖

三重縣一志郡小野江村肥留
佐藤道齋氏藏

こゝに擧げた圖は、佐藤氏系圖の末の方の一部分であつて、一時吉野朝のために忠勤を抽んじた清親、基清につゞいて、その子清基以下の所を示したものである。原本は吉野朝時代のもので、以後書き繼ぎしたものである。佐藤氏は、奥州信夫の豪族で、結城、北畠氏と共に伊勢に來り、一志郡小野江村の今の地に止住されたもので、同家には、先きにも擧げたやうに、北畠顯能卿の御教書以下、當時の文書、その他、北畠氏時代の文書數十通を所藏して、その名家であることを物語つてゐる。



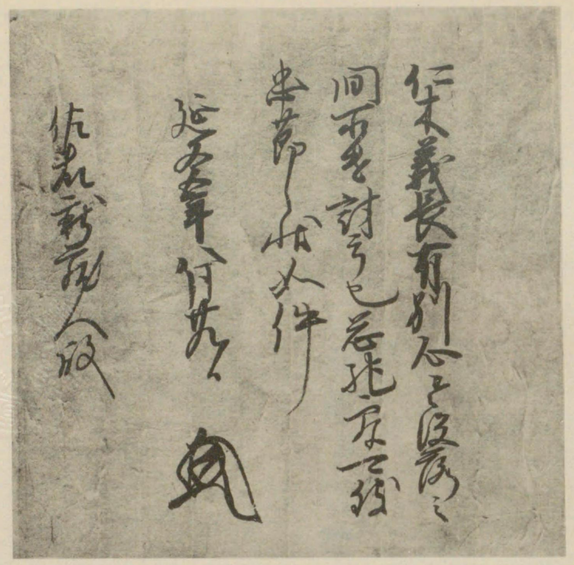

第一七九圖　足利義詮御教書

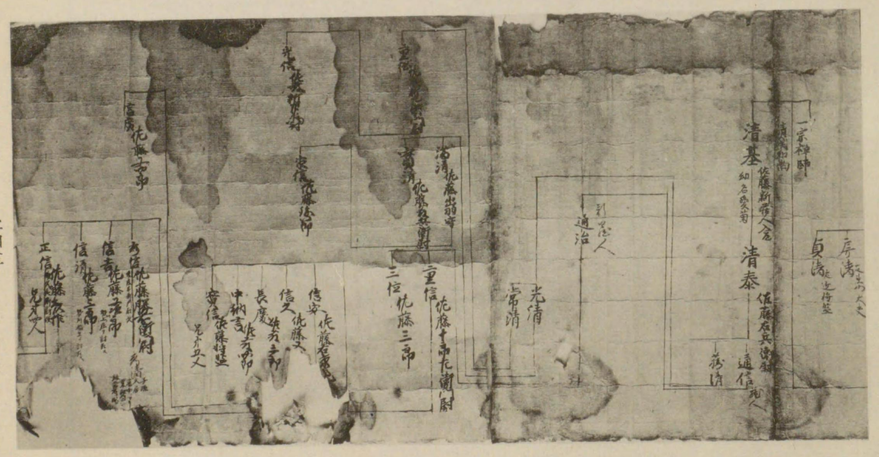

第一八〇圖　佐藤氏系圖

# 三重縣下吉野朝勤王事蹟年表

# 例言

一、本年表ハ後醍醐天皇元弘ノ御擧兵以降、吉野朝時代全般ニ亙ル三重縣關係ノ勤王事蹟ヲ年表體ニ編纂シタモノデアル。

一、三重縣下關係事蹟トハ伊勢、志摩、伊賀並ニ紀伊南北牟婁兩郡ニ關係セル地方ノ事蹟ヲ指シタモノデアル。

一、事蹟ノ茲ニ掲ゲタルモノハ、何レモ其ノ據リ所ヲ明ラカニシタ。其ノ史料二ツ以上アルモノハ、成ル可ク根本史料ニ近イモノヲ擧ゲルコトニシタ。

一、一般勤王事蹟ノ欄ハ、唯對照ニ便ナラシメタモノデ、大體ヲ擧ゲタニ過ギナイ。

一、右年表ハ忽卒ノ間ノ編纂ニ付キ、ソノ縣下關係ノ事蹟ヲ全部擧ゲ盡シテキルト云フコトハ出來ナイ。洩レテキルコトモ少クナイコト、思フ。讀者ノ御注意ニヨリ、又編者ニ於テモ新タナル史料ヲ得タル折ハ、他日ノ增補大成ヲ期スルモノデアル。



| 天皇年號 | 紀元 | 三重縣下吉野朝勤王事蹟 | 一般勤王事蹟 |
|---|---|---|---|
| 後醍醐 元德二 | 一九九〇（庚午） | 三月廿六日、天皇伊勢神宮ニ武家討伐ノ御祈願ヲ籠メサセラレ、且ツ御親拜アラセラレタキ御叡慮アリ、皇大神宮禰宜荒木田氏成、豊受大神宮禰宜檜垣常昌御祈ヲ奉仕ス（神風和記、二宮禰宜補任至要集）◉四月十七日、特別御祈ノ功ニヨリ氏成ト常昌トヲ神宮最初ノ從三位ニ叙セラル（二宮禰宜補任至要集） | 三月、天皇春日日吉ノ兩社並ニ東大、興福、園城、延曆ノ四大寺ニ行幸、討幕ノ御祈願アリ |
| 元弘二【正慶元】 | 一九九一（壬申） | 六月廿六日、竹原八郎、戸野兵衛、護良親王ノ令旨ヲ奉ジテ義兵ヲ擧ゲ、熊野衆十津川衆ヲ率ヰテ伊勢ノ國ニ入リ、六波羅軍ヲ擊破ス（花園院御記）◉十一月、檜垣常昌、天皇ノ討幕御擧兵ニ荷擔ノ嫌疑ヲ以テ京都ニ召喚セラル、モ應ゼズ（安東郡專當沙汰文）◉十二月六日、檜垣常昌嫌疑申披ノタメ、同宮五禰宜檜垣良尙ト共ニ度會郡北濱村有瀧浦ヨリ乘船鎌倉ニ下向ス（仝上） | ◎六月、資朝俊基殺サル<br>◎護良親王吉野ニ、楠木正成千早ニ、夫々勤王ノ兵ヲ擧グ |
| 元弘三【正慶二】 | 一九九三（癸酉） | 五月廿四日、足利高氏御教書ヲ吉見圓忠ニ下シテ伊勢國凶徒退治ノコトヲ命ズ（光明寺殘篇）◉五月卅日、吉見圓忠、三重郡地頭御家人中ニ伊勢國凶徒退治ノ味方ニ馳セ參ズベキ旨ヲ令ス（仝上）◉十二月廿九日、木本氏勳功ノ賞トシテ志摩名田ヲ知行スベキ由綸旨ヲ下サル（木本莊司文書）<br>◉同日、伊勢比曾原ノ兵士ノ勳功ヲ賞シテ課役ヲ免ズ（津田文書） | 閏二月、天皇伯耆ヘ潛幸<br>◎四月、高氏歸順 ◎五月、官軍京都恢復、義貞鎌倉ヲ陷ル、高時誅ニ伏ス、車駕船上山發輦 ◎六月、天皇京都還幸 |
| 建武二 | 一九九五（乙亥） | 九月二日、太政官符ヲ伊勢國ニ下シ、建武中興御祈ノ賞トシテ伊勢國內ニ於テ、柳名庄以下三十二ケ所ノ神領ヲ神宮ニ寄セ奉ル、同十八日、伊勢國國宣ヲ發シテ右ノ旨ヲ令ス（神宮文庫所藏御鎭座傳記裏書）◉十一月、愛曾伊勢守矢矧ノ合戰ニ赴ク（太平記）◉十二月、伊賀國住人名張八郎箱根 | 七月北條時行鎌倉ヲ攻ム、護良親王弑セラル ◎十月尊氏自ラ征東將軍ト稱シテ反ス ◎十一月尊氏ノ官爵 |

ニテ大力ヲ現ハス（太平記）◉十二月廿七日、藏人判官清藤（姓未詳）伊勢國ノ凶徒吉見範景ト伊勢安濃郡久留部山及ビ安濃津ニ戰フ（楓軒文書纂所收近藤文書）◉是年、北畠親房、三子顯信、顯能、顯雄ヲ具シテ伊勢國ニ下向ス（南方紀傳、櫻雲記）

延元元【建武三】 一九九六（丙子）

十月、北畠親房、同顯信、宗良親王ヲ奉ジテ伊勢ニ下リ、村松家行等ノ援ケヲ得テ神宮ノ地ニ據リ、玉丸城ソノ他諸所ニ城郭ヲ築ク、伊勢ノ守護愛洲氏等之ニ屬ス、又家行、一福大夫興時、全福大夫、雅樂入道等ト熟議、義兵ヲ催サシメ、宇羽瀨六平ノ伯父僧某ヲシテ諸國ニ擧兵ヲスヽムル檄文ヲ持廻ラシム（田中文書、李花集、太平記）◉十一月卅日、宗良親王令旨ヲ木本源太左衛門盛房ニ下シテ兵ヲ求ム（木本莊司文書）◉十二月十六日、北畠親房、吉津ノ加藤左衛門尉定有ニ御教書ヲ下シ、朝敵追討ノタメ軍勢ヲ催サンコトヲ促ス（南狩遺文）◉十二月廿一日、北畠親房、御教書ヲ山田光明寺僧惠觀ニ下シテ大勝金剛法ヲ修シテ祈禱セシム（光明寺文書）◉仝日、北畠親房、志摩木本源太左衛門盛房ニ御教書ヲ下シ、軍勢ヲ催促ス（木本莊司文書）◉十二月、北畠親房、大納言僧都隆經ト協力シ、伊勢國山田神人、幷他國ノ軍勢ヲ率キ、棚橋太神宮法樂寺ヲ襲擊ス、持明院黨ノ院主代及ビ寺家政所以下ヲ放逐シ、コレヲ占據シテ、コヽニ城塞ヲ築ク（法樂寺文書紛失記、釋尊寺手繼案）

延元二【建武四】 一九九七（丁丑）

正月一日、北畠親房伊勢ニ在リ、書ヲ東國ノ結城宗廣ニ送リ、勢州經畧ノコトヲ述ベテ、後醍醐天皇ノ御臨幸ヲ仰ガンコトヲ傳フ（結城氏文書）◉正月四日、北畠親房、御教書ヲ潮田刑部左衛門尉幹景ニ下シテ、朝敵追討軍ヲ召集ス（諸家所藏文書所收潮田文書）◉正月十八日、北畠親房、御教書ヲ下シテ、大杉氏ノ兵ヲ求ム（津田文書）◉二月十一日、藤中將某、

ヲ削ル

正月天皇延曆寺行幸、尊氏入京 ◉二月尊氏西走 ◉四月尊氏大擧九州ヲ發ス ◉五月正成湊川ニ戰死、車駕再ビ延曆寺行幸、尊氏入京 ◉十月尊氏天皇ヲ花山院ニ幽シ奉ル ◉十二月、天皇吉野ニ遷幸

二月氏生保金崎城ヲ援ケテ戰死 ◉三月金崎城陷ル、皇太子恒良親王執ヘラレ、尊良親王、新田義顯等ト戰死ス ◉十二月顯家等鎌倉



宗良親王ノ令旨ヲ奉ジ、庄司二郎衛門、木本源太左衛門ニ宛テヽ軍勢ヲ率キ馳セ參ズベキヲ命ズ（木本莊司文書）◉四月一日、加藤定有、櫛田川ヲ渡ツテ南下セシ敵軍ヲ多氣郡東黑部ノ濱手ニ要擊シ、之ヲ擊退ス（南狩遺文所收加藤文書）◉四月二日、加藤定有、敵軍ト飯高郡大口濱ニ戰ヒ、之ヲ擊退セシム（仝上）◉仝日、加藤定有、軍忠狀ヲ具進シテ北畠親房ノ檢知ヲ請フ（仝上）◉五月、脇屋義助、小山一族中ノ味方ニ馳セ參ジ合戰セルコトヲ賞ス（南狩遺文）◉五月六日、後醍醐天皇小山一族中ニ綸旨ヲ下シテ軍勢ヲ求ム（仝上）◉七月、北畠親房、法樂寺ノ守將大納言僧都隆經加藤定有等ト共ニ、敵軍伊勢守護畠山上野禪門高國其ノ子小松次郎直泰ノ大軍ト、法樂寺及ビ附近ノ岩出、井尻口、玉丸城、田邊岡等諸所ニ戰フ、此ノ戰陣中ニ、隆經戰死シ、法樂寺ハ同門弟多寶丸ニヨツテ死守サル（法樂寺文書紛失記、南狩遺文所收加藤文書）◉八月卅日、加藤定有度々ノ勳功ニヨリ、一品親王（宗良）ヨリ感狀ヲ賜ハル（仝上）◉夏、宗良親王、愛洲氏ノ居城一之瀨城ニアリテ、南伊勢勤王軍ノ總帥タリ、此ノ夏、同所ニアリテ「深山をばひとりな出でそほとゝぎすわれも都の人は待つらむ」ノ御詠草アリ、（李花集、愛洲在城記）◉九月、北畠親房、村松家行ヲ外宮宿館ニ訪ネ、其ノ著類聚神祇本源卷十四神鏡篇一卷ヲ書寫ス、家行、親房ノ依賴ニヨリ訓點ヲ附シテ返進ス（同書奥書）◉九月下旬、親房亦家行ノ著瑚璉集五卷ノ自筆稿本ヲ書寫シ分ツテ兩卷トナス（同書下卷奥書）◉九月廿四日、親房御教書ヲ下シ、加藤中務亟ニ伊勢國河曲郡内ノ地頭職ヲ、小山政景ニ、遠ク下野中泉莊、泉川鄕、皆河莊息居鄕ヲ各〻勳功賞トシテ與フ（南狩遺文所收加藤文書、光明寺舊記）◉九月廿六日、親房御教書ヲ志摩軍勢中ニ下シ、元弘以來恩賞ニ預カリ、伊勢ノ所領ヲ知行スルノ輩ガ、親房ノ使矢具島上總介忠連、古和法眼寂圓等下向ノ際ハ、參上スベキ領狀ヲ捧ゲタルニモ拘ハラズ、約ニ背キテ著到ヲ陷ル

セザルヲ責ム（木本莊司文書）◉九月廿八日、親房御教書ヲ下シテ木本源太左衛門尉盛房ニ伊勢國奄藝郡野村御薗領主職ヲ勳功ノ賞トシテ知行セシム（仝上）◉十月、親房御教書ヲ下シテ、木本盛房ニ、木本御厨ノ下司職ヲ安堵セシム（仝上）◉十一月六日、親房御教書ヲ志摩軍勢中ニ下シテ、兵ヲ出スノ遲キヲ責メシム（仝上）

延元三　一九九八
【曆應元】（戊寅）

二月、北畠顯家奥州軍ヲ率キテ上洛ノ途ニ上リ、美濃ヨリ伊勢ニ入ル、十四日一志郡雲出川、十六日、飯野郡櫛田川附近ニ敵軍石河兼光ノ軍ト戰ヒ、之ヲ追ヒ散ラス（大國魂神社文書、白河文書、三刀屋文書）◉三月、法樂寺ノ守將多寶丸、顯家ノ軍ニ從ヒ、伊勢路ヨリ河内ニ入リ、天王寺ニ激戰中戰死ス（法樂寺文書紛失記）◉閏七月二日、北畠顯能從四位下ニ叙シ、伊勢守ニ任ゼラル（南方紀傳、櫻雲記）◉閏七月廿日後醍醐天皇綸旨ヲ木本嶋軍勢中ニ下シ、足利高氏以下凶徒誅伐ノ軍勢ヲ求メ給フ（木本莊司文書、南狩遺文）◉閏七月廿六日、北畠顯信、陸奥介鎭守府將軍ニ任ゼラル父親房ト共ニ、義良親王ヲ奉ジ陸奥ニ赴カントシ、此ノ月伊勢ニ下リ、神宮ニ事ノ由ヲ奏シ、出船ノ準備ヲナス（神皇正統記）◉七月晦日、玉丸城ノ軍勢等、宮田村ニ放火シ、大宮司忠緒朝臣ノ宿所ヲ燒ク（魚見宏德寺文書紛失記）◉八月十二日、親房御教書ヲ加藤左衛門尉ニ下シテ□□郡安景名田ヲ知行セシム（南狩遺文）◉八月十二、三日頃、家助（姓未詳）等軍勢ヲ渡サントシテ渡海ス（光明寺舊記）◉九月、東國下向ノ義良親王、北畠親房、同顯信、結城宗廣等、遠江下向ノ宗良親王ノ一行ト共ニ、大湊ヲ出帆ス、地人大船五十二雙ヲ献ズ、途中遠州灘ニ颶風ニ遭ヒ、義良親王、顯信ハ伊勢篠島ヘ、宗良親王ハ遠江ヘ、親房ハ常陸ヘ、宗廣ハ伊勢ヘ漂着ス、宗廣コヽニ卒ス（神皇正統記、太平記、大湊由緒書）◉十二月、潮田刑部左衛門尉幹景、神山城ニ立籠リ、晝夜警固ス（諸家所藏文書所收潮田

正月、顯家美濃青野原ニ戰フ　◉二月顯家奈良ニ敗ル　◉三月顯家阿部野ニ戰フ　◉四月恒良、成良兩親王弑セラル　◉五月顯家石津ニ戰死ス　◉閏七月義貞藤島ニ戰死ス　◉九月懐良親王征西將軍ニ任ゼラル



後村上　延元四　一九九九
【曆應二】（己卯）

文書）◉是年、皇大神宮八禰宜荒木田仲興、吉野朝補任ノ禰宜タルノ故ヲ以テ、持明院側ヨリ解却セラル（禰宜轉補次第記）

三月、義良親王、伊勢篠島ヨリ吉野ヘ御歸還アラセラル（神皇正統記）◉四月五日、愛洲宗實勳功ノ賞トシテ勢州朝明郡萱生御厨ノ地頭職ヲ賜ハル（南狩遺文）◉四月廿一日、豊受大神宮四禰宜檜垣良尚（貞蔭ト改ム）卒ス（禰宜轉補次第記）◉五月村松盛行（家行ノ一男）吉野朝ヨリ豊受大神宮ノ禰宜ニ補セラル（仝上）◉五月四日、檜垣相尚（良尚ノ一男）吉野朝ヨリ豊受大神宮ノ禰宜ニ補セラル（仝上）◉七月廿三日、宮後朝棟吉野朝ヨリ豊受大神宮長官（一禰宜）ニ進メラル（仝上）◉七月廿八日、豊受大神宮一禰宜檜垣常昌薨去（仝上）◉仝日、宮後朝泰（朝棟ノ一男）吉野朝ヨリ豊受大神宮ノ禰宜ニ補セラル（仝上）◉八月廿八日敵將高師秋、神山城ヲ圍ム、城將湖田幹景、大膳亮伴兼隆、加藤定有等善ク防ギ、延イテ九月十日ニ至ル（諸家所藏文書、南狩遺文）◉九月十一日、潮田、伴、加藤、愛洲、荒木田興時等、飯野郡立利畷ニ賊軍ト戰フ（仝上）◉九月廿日、加藤十郎左衛門尉神山城ニ敵軍ト戰ヒ、勳功拔郡ヲ賞セラル（加藤一馬氏文書）◉十一月宮後朝通（朝棟ノ甥）吉野朝ヨリ豊受大神宮九禰宜ニ補セラル（禰宜補任次第記）

八月皇太子義良親王受禪、後醍醐天皇崩御、寶算五十二　◉十月義良親王即位　◉秋、親房神皇正統記ヲ撰上ス

興國元　二〇〇〇
【曆應三】（庚辰）

二月九日、大世古行長、吉野朝ヨリ豊受大神宮禰宜ニ補セラル（仝上）◉五月四日、宮後朝長（朝棟ノ二男）吉野朝ヨリ豊受大神宮禰宜ニ補セラル（仝上）◉是年、宮後朝棟、吉野朝ヨリ從三位ニ叙セラル（山宮神事祝祠）

二月親房職原鈔ヲ撰上ス　◉八月高師泰井伊谷城ヲ拔ク

興國二【曆應四】 二〇〇一（辛巳）

八月十四日、伊勢ノ南軍、近江ノ佐々木高氏ノ軍ト戰フ（尊勝院文書）◎八月十七日、豊受大神宮一禰宜宮後朝棟薨去（禰宜轉補次第記）◎仝日村松家行豊受大神宮一禰宜ニ進ム（仝上）◎八月廿五日、村松行賴（家行ノ孫）吉野朝ヨリ豊受大神宮禰宜ニ補セラル（仝上）◎九月、伊勢ノ南軍敵將出羽經氏ノ軍ト戰フ（朽木文書）◎十一月三日、加藤定有、藤原大膳亮兼隆ト共ニ敵將高師秋ノ軍ト戰フ（加藤一馬氏文書）◎十二月廿七日、鵜殿庄司高義ノ軍忠ヲ聞食サレ、後村上天皇ヨリ綸旨ヲ賜ハリテ、所領ヲ安堵セラル（南狩遺文）◎是年、村松家行、吉野朝ヨリ從三位ニ叙セラル（禰宜轉補次第記頭書）

興國三【康永元】 二〇〇二（壬午）

正月十四日、加藤定有、藤原兼隆、神山城ニ敵將高師秋、佐々木高氏ノ軍ト戰ヒ、軍忠ヲ賞セラル（加藏一馬氏文書）◎八月廿八日、敵軍高師秋、仁木義長ノタメニ、玉丸城陷落ス、恐ラクハ、コレヨリ北畠氏、多氣ニ根據地ヲ移セシモノナルベシ（禰宜轉補次第記、南方紀傳）◎八月、大神宮法樂寺ノ守將法泉寺大納言律師公源、敵將仁木義長ノ軍ニ來攻ニ遭ヒ、力戰及バズシテ囚虜トナリ、同寺敵黨ノ手ニ陷ツ（法樂寺文書紛失記）◎八月廿九日、後村上天皇、鵜殿庄司ニ綸旨ヲ下シテ、其ノ軍忠ヲ賞シ、所領ヲ安堵セシム（山本五堂氏所藏鵜殿文書）◎九月九日、玉丸城陷落ニヨリ、吉野朝ノ勢力減退シ、同朝補任ノ豊受大神宮禰宜、四禰宜朝長、六禰宜相尙、七禰宜盛行、八禰宜朝通、九禰宜行長、十禰宜行賴ノ神事供奉ヲ止メラレ、持明院側補任ノ禰宜ヲ以テ代ヘラル（禰宜轉補次第記）

興國四【康永二】 二〇〇三（癸未）

三月廿五日、敵將仁木義長五ケ所城ヲ攻ム、城將愛洲氏之ト對戰ス（津田文書）◎七月廿八日、沙彌某吉野朝ニ屬シテ兵ヲ擧ゲ、比曾原右馬允ヲ招ク（仝上）◎八月十七日、戸野兵衛歿ス、享年七十八（熊野史）◎十一月五月興良親王常陸ニ着ス ◎十一月親房關城ニ入リ、北畠顯時大寶城ニ移ル

五月脇屋義助吉野ヲ發シテ南海ニ向フ ◎六月征西將軍懐良親王島津貞文ヲ薩摩ニ破ル

五月宇都峯宮、吉野ヨリ關城ニ入ル ◎十一月關大寶二城陷リ、親房吉野ニ還ル



正平元【貞和二】 二〇〇六（丙戌）

村松家行、北畠親房ノ東國ヨリ吉野ニ歸ル途中、家人ヲシテ尾張宮崎城ニ迎ヘシメ、居館ニ招ジタル後、數日シテ更ニ之ヲ吉野御所ヘ護送セシム、護衛ノ一族郎黨、德一大夫、刀禰大夫信正、同舍弟、同子菊鶴小禰宜、治三郎大夫、幸和大夫ノ六人、（田中文書）◎十二月廿日、奈津ノ加藤左衛門四郎、年來ノ軍忠ニヨツテ感狀ヲ賜ハル（加藤一馬氏文書）

正平二【貞和三】 二〇〇七（丁亥）

八月九日、吉津ノ加藤肥後權守ニ手丸名ノ替ヲ知行セシム（南狩遺文）

十月七日、竹原八郎十津川ニテ歿ス、享年七十二（熊野史）◎秋、村松家行、河内ノ楠木正行ト相應ジテ起ントシ、山田松原ノ僧寂惠ヲシテ、廻文ヲ正行ノ許ニ屆ケシム（田中文書）◎十月十五日、並十八日、村松家行、宮川ノ西端ニ擧兵、兵糧米、具足等ヲ用意セシメ、出陣ス（仝上）◎十一月廿六日、村松家行、伊勢近津長谷城ヲ構築ス、此ノ日、兼テヨリノ合圖ニヨリ、河内ノ楠木氏、山名時氏ト合戰ス、家行モ亦軍備ヲ整ヘ之ニ應ジテ討ツテ出デントス（仝上）

正平三【貞和四】 二〇〇八（戊子）

正月四日、家行ノ軍、先ヅ祭主大中臣親忠ヲ討取ラントス、祭主恐レヲナシ、夜陰ニ乘ジテ、京都ニ逃ゲ還ル（田中文書）◎正月六日、家行、澁谷彈正ヲ將トシテ、山田ヨリ出陣、泊浦（鳥羽）敵黨ノ守護代ノ城ヲ討タム（仝上）◎正月十一日、家行、伊勢國司北畠顯能ノ神宮ニ參拜スルヲ擁シ、山田ノ軍勢ヲ率キテ出動セントセシニ、タマタマ河内ノ正行敗陣セシヲ聞キ沙汰止ミトナル（仝上）◎五月八日、祭主大中臣親忠、家行ヲ朝敵與同罪トシテ京都持明院側ニ訴フ（醍醐寺文書、田中文書）◎七日十二日家行、春日侍從中納言（顯信カ）ヲ將トシ、全福大夫、雅樂入道、同子息九月、正行、細川顯氏ヲ擊破ス ◎十一月、正行、顯氏及ビ山名時氏ヲ破ル

正月正行、四時畷ニ戰死、師直吉野ヲ陷ル

部類、孫聟鹿島等ノ一族郎黨並ビニ、山田ノ軍勢ヲ率キ、船五雙ニ乘ジテ大湊ヲ出帆、尾張國宮崎城ニ據リテ城郭ヲ構築シ、敵軍ト戰フ（仝上）

⊙七月以降、家行、外宮反對黨ヨリ「外宮前禰宜家行御敵同意惡行條々事」タル目安狀ヲ以テ、北朝ニ訴ヘラル（仝上）⊙八月二日、安村丹後守ニ綸旨ヲ下シテ伊賀國山田郡地頭職ヲ安堵セシム（南狩遺文）

| | | |
|---|---|---|
| 正平四【貞和五】 | 二〇〇九（己丑） | 十一月廿二日、黑瀨、池田、中濱、西河事訴訟違勅ノ科ニヨリ、又十二月十二日、伊蘇、袴田、野依、小河闕所違勅ノ科ニヨリ、持明院側ヨリ、村松家行ノ豊受大神宮禰宜職ヲ解カル（二宮禰宜轉補次第記） |
| 正平五【觀應元】 | 二〇一〇（庚寅） | 三月、神三郡檢斷道後政所權禰宜荒木田興治、家行ヲ朝敵與同人トシテ、持明院側ニ訴フ（醍醐寺文書）⊙四月、外宮一禰宜雅任ノ雜掌權禰宜弘用ヨリ、訴狀ヲ奉リ、家行ノ神領積良御牧ノ點役ヲ非分ナリトシ、之ヲ持明院側ニ訴フ（田中文書）⊙五月、外宮一禰宜雅任ノ雜掌權禰宜弘用ヨリ、目安狀ヲ奉リ、家行ノ禰宜還補ヲ望ムコトヲ非分ノ競望ナリトシ、之ヲ持明院側ニ訴フ（仝上）⊙十二月十三日、天皇、尾張寶生院能信（村松家行ノ子ト傳フ）ニ命ジテ祈禱セシム（寶生院文書、尾張志） |
| 正平六【觀應三】 | 二〇一一（辛卯） | 三月三日、伊勢國司北畠顯能ノ軍大イニ振フ、敵軍石塔賴房ノ軍來攻ス（園太曆）⊙十一月六日、國司北畠顯能右大將ニ任ズ（仝上）⊙十二月廿七日、北畠顯能御教書ヲ下シテ、佐藤右衛門四郎ヲシテ、亡父孫太郎ノ跡ヲ知行セシム（佐藤道齋氏文書） |
| 正平七【文和元】 | 二〇一二（壬辰） | 二月十一日、北畠顯能、伊勢神宮御膳料所度會郡二見郷ニ兵糧以下ノ課役ヲ免除シ、兵士衆庶ノ亂妨スルヲ停ム（微古文府）⊙閏二月廿日、北畠顯能、伊勢伊賀ノ兵三千ヲ率キ、楠木正儀ト共ニ、足利義詮ヲ追討シ、京都ヲ恢復ス（太平記）⊙四月十九日、北畠顯能御教書ヲ下シテ、信夫佐藤彈正忠並ニ信夫佐藤彦左衛門尉行清ニ味方ニ馳セ參ジ、軍忠ヲ盡スベキ旨ヲ傳フ（佐藤道齋氏文書）⊙十月廿三日、吉野南軍冷泉某大將トシテ軍勢ヲ率キ、泊浦ニ入ル（二見御塩殿神庫所藏文書）⊙仝日北畠顯能、伊勢神宮御膳料所二見郷南比、同江村等ニ、兵士衆庶ノ狼藉スルヲ禁ズ（微古文府）⊙十月、敵將細川元氏、土岐賴康ノ軍一志郡阿坂城ニ來攻ス、北畠顯能之ヲ擊破ス（園太曆） |
| 正平八【文和二】 | 二〇一三（癸巳） | 二月十三日、北畠顯能、京都恢復ノタメ、伊勢ヨリ大和ニ兵ヲ出ス（園太曆）⊙六月一日、相模守某、後村上天皇ノ綸旨ヲ奉ジテ、佐藤新藏人基清ニ凶徒ノ誅伐ヲ命ズ（佐藤道齋氏文書） |
| 正平一〇【文和四】 | 二〇一五（乙未） | 三月六日、足利直冬、後村上天皇ノ綸旨ヲ奉ジ、佐藤十郎左衛門入道淸忠ヲシテ、朝敵足利義詮ノ追討ヲ命ズ（佐藤道齋氏文書）⊙五月北畠顯能、數千騎ヲ率キテ、伊賀國ニ發向シ、敵軍ト戰フ（細々要記） |
| 正平一一【延文元】 | 二〇一六（丙申） | 十月十九日、伊賀名張ノ吉野南軍、敵將伊賀ノ守護仁木義長ト戰フ（東大寺文書） |
| 正平一二【延文二】 | 二〇一七（丁酉） | 二月、雅樂入道、愛洲氏、五ケ七郎左衛門等吉野朝方ニ黨シ、外宮禰宜貞香ノ伊勢國内ニ於ケル相傳御贄上分口入料等ヲ押領亂妨ス（神宮文庫所藏御鎭座傳記裏書外宮注進狀案） |

八月直義、師直ト隙アリ

十月足利直冬兵ヲ九州ニ擧グ ⊙十二月直義歸順ス

二月尊氏直義和シ、師直師泰殺サル ⊙十月尊氏ノ降ヲ聽ス ⊙十一月後村上天皇持明院側ノ神器ヲ收ム

二月尊氏、直義ヲ殺ス

⊙閏二月天皇還幸、又南行ス ⊙十二月直冬歸順ス

三月直冬鎭西ヲ徇フ ⊙六月官軍京ニ入ル、義詮美濃ニ走ル ⊙七月義詮京師ヲ犯ス

正月、直冬、山名時氏、足利高經等入京ス ⊙二月直冬等、尊氏ト京師ニ戰フ ⊙三月尊氏、義詮入京ス ⊙八月宗良親王兵ヲ信濃ニ起ス

正月、足利高經、尊氏ニ降ル

| | | | |
|---|---|---|---|
| 正平一五【延文六】 | 二〇二〇（庚子） | 七月、伊勢守護仁木義長、吉野朝ニ歸順ス、由テ八月廿九日敵將足利義詮之ガ追討ヲ佐藤新藏人基清ニ命ズ（佐藤道齋氏文書） | 五月楠木正儀金剛山ニ據ル ◎七月仁木義長歸順ス |
| 長慶 | | | |
| 正平二四【應安二】 | 二〇二九（己酉） | 九月伊勢國司（北畠顯信）ノ兵、敵將土岐頼康ト戰ヒテ勝ツ（細々要記、南方紀傳）◎十月伊勢國司自ラ兵ヲ發シテ勢州三重郡ノ諸城ヲ攻畧ス（仝上）◎十月三日、國司北畠顯信御教書ヲ下シテ、古和島軍忠一族中ニ、勢州三重郡南松本地頭職ノ半分ヲ知行セシム（古和文書） | 正月正儀持明院側ニ降ル ◎九月桃井直常越中松藏寺城ニ據ル ◎是年河野通直伊豫ヲ復ス |
| 建德元【應安三】 | 二〇三〇（庚戌） | 八月、伊勢國司、兵ヲ率ヰテ、國内ノ敵黨武家方ト戰フ（櫻雲記、南方紀傳） | 三月、楠木氏ノ族人、正儀ヲ攻ム |
| 建德二【應安四】 | 二〇三一（辛亥） | 六月十日、國司北畠顯信、安濃郡ノ土岐康政ヲ攻メ、同郡ヲ攻畧ス（櫻雲記、南方紀傳）◎六月廿一日、北畠顯信、御教書ヲ下シテ、古和一族中ニ伊勢國安濃郡村主能登入道跡并ニ同西郡司職ヲ兵糧料所トシテ配分知行セシム（古和文書）◎七月、此ノ頃吉野朝補任ノ豊受大神宮禰宜大イニ勢力ヲ得シモ、此ノ月持明院側補任ノ禰宜再ビ勢力ヲ得テ之ニ替ル（吉田家日次記） | 八月四條隆俊、和田正武等正儀ヲ討ツ |
| 文中元【應安五】 | 二〇三二（壬子） | 二月、伊勢國司（北畠顯信）北伊勢ノ仁木軍ヲ破リ、朝明郡ヲ攻畧ス（櫻雲記、南方紀傳）◎四月五日、北畠國司御教書ヲ古和嶋軍忠者中ニ下シテ伊勢國朝明郡萱生御厨地頭職ヲ安堵セシム（南狩遺文） | |
| 文中二【應安六】 | 二〇三三（癸丑） | 九月二日、伊勢ノ南軍破レ、敵軍雲出川ヲ渡ル、神宮吉野朝補任ノ禰宜退散ス（愚管記）◎九月八日、北畠顯泰御教書ヲ古和一族中ニ下シテ、伊勢國飯高郡深田御園地頭職並ニ志村方半分ヲ兵糧料所トシテ知行安堵セシム（古和文書） | 二月菊池武政、今川了俊ヲ破ル |
| 天授六【康暦二】 | 二〇四〇（庚申） | 十一月、北畠顯信薨去ス（南方紀傳、櫻雲記） | 五月、小山義政義兵ヲ起ス |
| 弘和三【永德三】 | 二〇四三（癸亥） | 七月、北畠顯能薨去ス（野史） | 三月懐良親王薨去 |
| 後亀山 | | | |
| 元中九【明德三】 | 二〇五二（壬申） | 十月一日、天皇綸旨ヲ大杉之輩中ニ下シテ大和國吉野郡河上郷三村山手ノ知行ヲ先例ニ任セテ安堵セシム（南狩遺文）◎十一月一日、北畠顯泰御教書ヲ古和一族中ニ下シ、元弘以來ノ勅裁並ニ顯能、顯信兩御代ノ國宣ニ任セテ、恩賞料所ノ知行ヲ安堵セシム（古和文書） | 閏十月後亀山天皇神器ヲ後小松天皇ニ讓ラセ給フ<br>八月天皇吉野ニ還幸 ◎十一月菊池武光卒ス |

南山遺芳　終



昭和十年六月二十日印刷
昭和十年六月二十五日發行

（南山遺芳）
定價金參圓也

（村田文泉閣製本）

編輯者　神宮皇學館

發行兼印刷者　神戸市湊東區荒田町四丁目一七八番屋敷　小野楠雄

印刷所　神戸市湊東區荒田町四丁目一七八番屋敷　五典書院印刷部

不許複製

發行所　神戸市湊東區荒田町四丁目一七八番屋敷　五典書院
電話　湊川⑤〇四八三番
振替口座大阪五三三一二番

567
121

縣
和
紀
伊
摩
志
熊
野
灘
池ノ木屋山
日出嶽
大杉氏根據地
栗谷
三瀬谷
上三瀬
北畠神社
柏崎
長谷城阯
古和氏館阯
古和浦
樂師寺山城阯
神前浦
河内
仙宮神社
長島
三野瀬
後山城阯
長泉寺
尾鷲
湯谷
興福寺
神山
九木
二木島
木本
新宮
馬場
一之瀬城阯
脇出
馬場城阯
伊勢路城
齋田
五所浦
五所城阯
花岡城阯
曽浦
棚橋
太神宮法樂寺戰阯
檜垣常昌飛塚
宗廣鄉墳墓
明寺田
鳥羽
鳥羽戰阯
朝熊山
五十鈴川
宮川
比例縮尺
0 1 2 3 4 5里
之分万十三
符號
縣境界
町村字
神祠
佛宇
館阯
城墟
宅
墳墓
古戰場
港

熊野灘
紀伊
和歌山縣
三重縣
志摩
比例縮尺 三十万分之一
港
古戰場
城
館
佛宅
神社
祠
字
墟
墓
阯
日出嶽
池ノ木屋山
大杉氏根據地
栗谷
三瀬谷
上三瀬
北畠神社
柏崎
長島
三野瀬
後山城阯
長泉寺
尾鷲
九木
二木島
木本
熊野速玉神社
鵜殿
新宮
南左腰掛石
湯谷
興福寺
神山
竹原八郎上郎阯
竹原
東光寺
花知
竹原八郎館阯
古和氏館阯
古和浦
神前浦
樂師寺山城阯
河内
仙宮神社
齋田
伊勢路城
五所浦
五所城阯
花岡城阯
曽浦
馬場
一之瀬城阯
脇出
馬場城阯
太神宮法樂寺戰阯
棚橋
廣郷墳墓
飛塚
常昌
鈴川
宮川
朝熊山
鳥羽
鳥羽戰阯

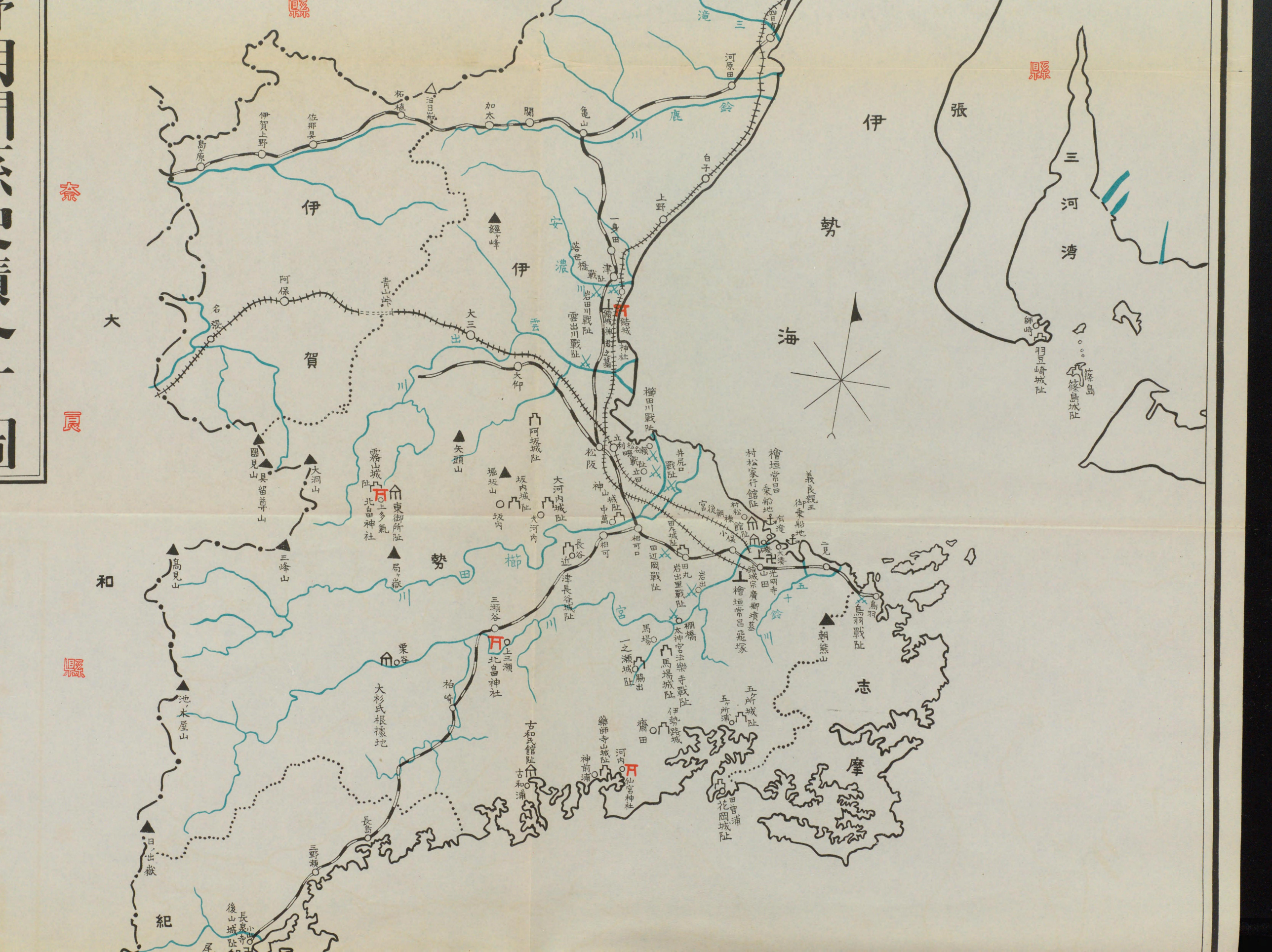
大和國
伊賀國
伊勢國
志摩國
紀伊國
奈良縣
三重縣
三河湾
張海
島原
伊賀上野
佐那具
柘植
加太
関
亀山
白子
上野
河原田
一身田
津
結城神社
櫛田川戰阯
松阪
井尻戰阯
檜垣常昌乘船地
村松家行館阯
義良親王御乘船地
二見
鳥羽
鳥羽戰阯
朝熊山
五十鈴川
宮後
櫛田
相可
長谷
三瀬谷
上三瀬
北畠神社
栗谷
大杉氏根據地
柏崎
長島
三野瀬
古和浦
古和氏館阯
神前浦
河内
仙宮神社
樂師寺山城阯
齋田
五所浦
五所城阯
花岡城阯
田曽浦
伊勢路城
馬場
馬場城阯
一之瀬城阯
勝出
太神宮法樂寺戰阯
棚橋
山田
光明寺
檜垣常昌飛塚
岩出
岩出里戰阯
田丸城阯
田辺岡戰阯
小俣
村松館阯
有滝
大湊
師崎
羽豆崎城阯
篠島
篠島城阯
名張
阿保
青山峠
大三
大仲
縄ヶ峰
雲出川戰阯
岩田川戰阯
塔世橋戰阯
安濃川
雲出川
櫛田川
鈴鹿川
三滝川
阿坂城阯
矢頭山
堀坂山
坂内城阯
坂内
大河内城阯
大河内
霧山城阯
上多氣
北畠神社
東御所阯
局ヶ嶽
國見山
具留尊山
大洞山
三峰山
高見山
池木屋山
日出嶽
後山城阯
長泉寺
小出

# 吉野朝関係史蹟分布圖

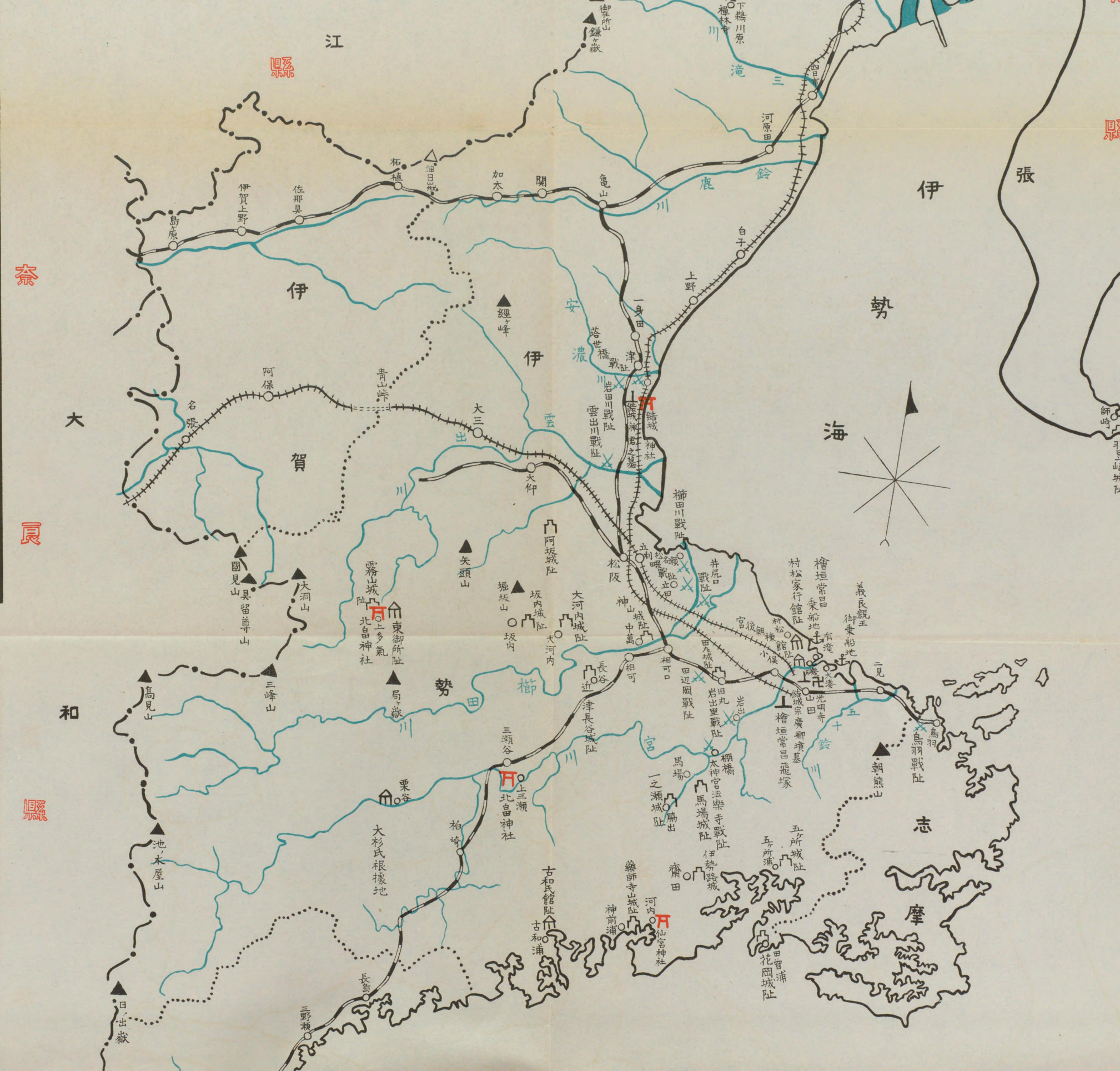
大和國
奈良縣
三重縣
伊賀國
伊勢國
伊勢海
志摩國
張江
櫛田川
宮川
鈴鹿川
雲出川
安濃川
櫛田川
三滝川
五十鈴川
鎌ヶ嶽
御笠所山
下鵜川原
禪林寺
河原田
白子
上野
一身田
津
結城神社
櫛田川戰阯
松阪
神山城阯
相可
相可口
田辺岡戰阯
岩出里戰阯
櫛橋
太神宮法樂寺戰阯
馬場城阯
一之瀬城阯
馬場
齋田
伊勢路城
五所城阯
五所浦
花岡城阯
田曽浦
檜垣常昌飛塚
檜垣常昌乘船地
有滝
村松家行館阯
義良親王御乘船地
二見
鳥羽
鳥羽戰阯
朝熊山
師崎
岩出
光明寺山田
大湊
檜垣常昌墓
岩出
田丸城阯
田丸
岩出川戰阯
雲出川戰阯
塔世橋戰阯
立利
松阪
名賀戰阯
立田
井尻戰阯
宮後朝棟小候館阯
村松館阯
中萬
近津長谷城阯
長谷
三瀬谷
上三瀬
北畠神社
柏崎
長島
三野瀬
古和浦
古和氏館阯
樂師寺山城阯
神前浦
河内
仙宮神社
大河内城阯
大河内
坂内城阯
坂内
堀坂山
東御所阯
上多氣
北畠神社
霧山城阯
矢頭山
局ヶ嶽
大杉氏根據地
栗谷
大仰
阿坂城阯
大三
青山峠
出
雲
名張
阿保
伊賀上野
佐那具
島ヶ原
柘植
油日嶽
加太
關
亀山
經ヶ峰
具留尊山
國見山
大洞山
三峰山
高見山
池ノ木屋山
日ノ出嶽

滋賀縣
近江
大賀
伊勢
伊
伊
張
三河湾
海
岐阜縣
美濃
尾
愛知縣
三國岳
龍ヶ岳
釋迦ヶ岳
御在所山
鎌ヶ嶽
千種城址
禪林寺
下鶴川原
禪林寺
桑名
四日市
河原田
鈴鹿川
亀山
関
加太
柘植
油日岳
伊賀上野
佐那具
島ヶ原
經ヶ峰
安濃川
一身田
上野
白子
塔世橋戰址
岩田川戰址
雲出川戰址
津
結城神社
藤堂高虎君之墓
櫛田川戰址
松ヶ嶋
村雨城
檜
井
立利
名張
阿保
青山峠
大三
大仲
雲出川
霧
矢頭
阿坂城址
國見
師崎
羽豆崎城址
篠島
篠島城址
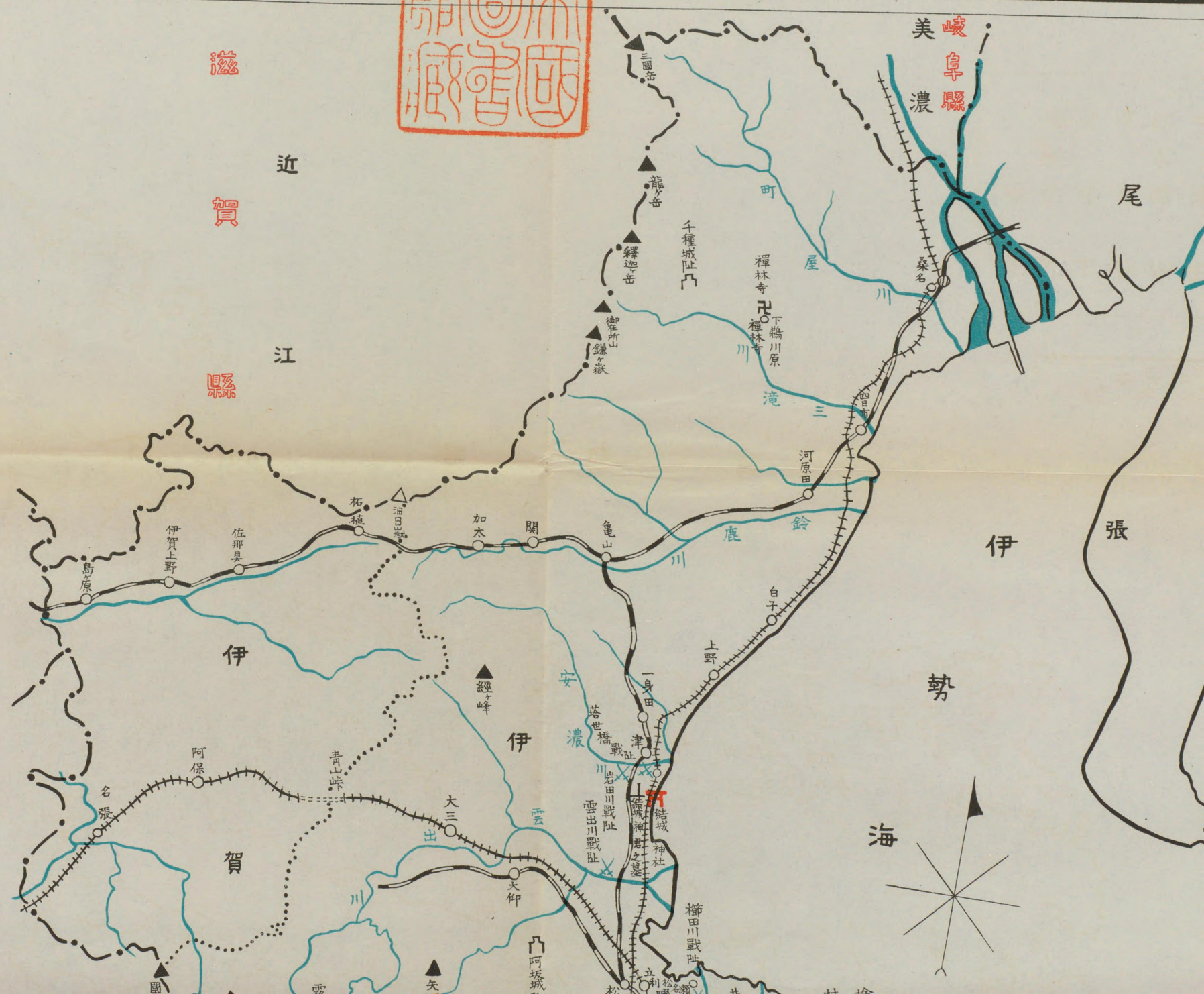
# 三重縣下 吉野朝関係史蹟分布圖